いきいきセンター非常用発電機更新工事

設　計　図

		図面リスト					
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
	＜建築工事＞		＜電気設備工事＞		＜機械設備工事＞		
A-01	表紙・図面目録	E-01	特記仕様書1	M-01	特記仕様書1		
A-02	特記仕様書１	E-02	特記仕様書2	M-02	特記仕様書2		
A-03	特記仕様書２	E-03	案内図・配置図	M-03	オイルタンク　配置図		
A-04	特記仕様書３	E-04	高圧単線結線図	M-04	油送管設備　２階・３階・４階平面図		
A-05	特記仕様書４	E-05	１階平面図	M-05	オイルタンク　タンク本体　参考図		
A-06	特記仕様書５	E-06	2・3・４階　平面図・単線結線図	M-06	オイルタンク　躯体断面　参考図		
A-07	特記仕様書６	E-07	発電設備仕様書	M-07	オイルタンク　外観寸法　参考図		
A-08	配置図	E-08	自家発電設備出力計算書	M-08	オイルタンク　配管取出　参考図		
A-09	発電機基礎架台改修図	E-09	外形図・系統図	M-09	給油口ボックス、油中ポンプ制御盤図　参考外形図		
A-10	建具改修図	E-10	発電機室詳細図				
A-11	外構工事　平面図	E-11	既設発電機外形図（撤去）				
A-12	外構工事　断面図	E-12	１階　配線図				
		E-13	２階・３階・４階　配線図				
		E-14	基礎詳細図				
		E-15	搬入計画図				

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第１－８６１　一級建築士　№35255I　田端　隆也

設計代表者
一級建築士
№352551
田端隆也

設計担当者
一級建築士
№232953
構造設計一級建築士
№2904
井上貴雄
一級建築士
№372093
東　晃才

SCALE
A2 : NS
A3 : NS
DATE
R４．１２

工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事
図面名称　表紙・図面目録

A－01
原図：A2

工事特記仕様書（改修）

Ⅰ．工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事

Ⅱ．工事概要

1　工事場所　三重県三重郡川越町豊田一色314

2　敷地面積　11,637.43㎡

3　工事内容

様名称	いきいきセンター
構造	ＲＣ造　４階建
建築面積	
延べ面積	4,574.42　㎡
工事項目	自家発電機更新に伴う付帯工事

Ⅲ．建築改修工事仕様

1　共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書　令和4年7月制定版」及び「公共建築改修工事機準仕様書（建築工事編）令和4年版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。

2　特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

(3) 項目欄に記載の（　）内表示番号は改修標準仕様書の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	① 適用基準等	1）公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版） 2）建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版）
	② 施工条件 (1.3.5)	⊙ 監督員と協議し決定する。 施工可能日　・指定なし ⊙ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり 施工可能時間帯　・指定なし　・　時　～　時 概成工期　・指定なし　・　年　月　日
	③ 部分引渡し、部分使用	・部分引き渡しあり　⊙ 部分使用あり 指定部分（　トイレ　） 時　期（ 令和５年１０月　２日～ ）
	4　埋蔵文化財調査	埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・発掘調査等の実施あり ・発見された場合、発掘調査等の実施あり
	⑤ 発生材の処理等 (1.3.12)	⊙ 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法 工程 ／ 作業の有無 ／ 分別解体等の方法 造成等 ／ ・有　・無 ／ ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 基礎・基礎ぐい ／ ・有　・無 ／ ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 上部構造部分・外装 ／ ⊙ 有　・無 ／ ・手作業 ⊙ 手作業、機械作業の併用 屋根 ／ ・有　・無 ／ ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 建築設備・内装等 ／ ⊙ 有　・無 ／ ・手作業 ⊙ 手作業、機械作業の併用 その他（　） ／ ・有　・無 ／ ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 ・　引き渡しを要するもの　・有（　） ・　特別管理産業廃棄物　・有（　）　処理方法（　） ・　水銀使用製品産業廃棄物　・有（・　蛍光ランプ　・　HIDランプ　・（　）） ・　現場において再利用を図るもの　（　） ⊙ 再資源化を図るもの　⊙ コンクリート塊 ⊙ アスファルトコンクリート塊 ・　建設発生木材 成形板等の解体・撤去にあたっては、事前に石綿含有に係る施工調査を行う。含有が判明した等の場合、改修標準仕様書(9.1.5)に従い処理する。
	⑥ 建設副産物情報交換システムへの登録	請負金額100万円以上の工事において、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」（建設資材の搬入がある場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物の搬出がある場合）を作成し、施工計画書に含めて監督員へ提出すること。 また、工事完了後には「再生資源利用実施書」（建設資材の搬入があった場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物の搬出があった場合）をすみやかに作成し、監督員へ提出すること。 なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACICが運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。
	⑦ 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
	8　電気保安技術者 (1.3.3)	配置する
	⑨ 技能士 (1.7.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。
	10　施工数量調査 (1.6.2)	調査範囲及び調査方法　・　工種別の特記による
	11　調査のための破壊部分の補修 (1.6.3)	補修方法　・　図示（図面番号：　）　・（　）
	12　建築材料等	1）　本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性性能評価事業建築材料等評価名簿」（最新版）（以下「評価名簿」という。）と同等とする。品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。 2）　本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取扱業者から購入するよう努めること。 3）　製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、三重県「環境物品等の調達方針」に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書を、監督員に提出すること。 4）　本工事に使用する木材は、原則として県産材を使用するほか、品質が求められる水準以上であれば、県産材のJAS製材品及び「三重の木」利用推進協議会が認証する「三重の木」の優先利用に努めること。 5）　本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆以上とする。 6）　下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 （認定製品の品名：　） 7）　下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 認定製品の品名：　・　間伐材製工事用バリケード　・　間伐材工事用看板　・　間伐材標示板　・　（　）
	13　化学物質の濃度測定 (1.7.9)	測定対象化学物質（●で示したものとする。） 適用 ／ 施設用途 ／ ホルムアルデヒド ／ トルエン ／ キシレン ／ エチルベンゼン ／ スチレン ／ パラジクロロベンゼン 学校、教育施設 ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● 住宅 ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● ／ その他 ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● ／ 測定対象室及び測定個所数　・　図示（図面番号：　）　・（　） 測定方法（　・　パッシブ法　・　アクティブ法） 測定時期　・　（　） 報告書提出部数　２部
	14　特別な材料の工法	改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。
	15　騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。
	16　工事写真	営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部（令和3年版））に従い撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営整第211号）」による。
	17　完成図等	作成する　（⊙ 完成図　⊙ 保全に関する資料　・（　）） 完成図作図範囲（配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表等） 完成図はＣＡＤにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。
	18　完成写真	デジタルカメラで撮影し、全てＬ版相当サイズで印刷する。（Ａ４版用紙に１ページあたり３枚）　１部 箇所数は外観４面各室２面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。 ・　アルバム（大きさ335mm×290mm程度、カラー）　１部
	19　電子納品	工事写真は、「営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」等に基づき電子媒体も提出すること。 （提出部数　⊙ ３部　・　部） 工事完成図書は、「営繕工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」に基づき電子媒体も提出すること。 （提出部数　⊙ ３部　・　部）
	20　設備工事との取合い	施工範囲 ・　図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ・　図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・　自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・　駆動装置が電動による建具等の２次側の配管・配線及び　操作スイッチ 施工図 ⊙ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。
	21　既存部分等への処置 (1.3.13)	工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。
	22　事故の発生時	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。
	23　下請次数制限及び県内(管内)企業優先使用	本工事における下請の次数は、２次（建築一式工事は３次）までとする。なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（２次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するように努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
	24　総合評価方式	本工事で提案不履行があった場合は、本工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の１割を減点します。
	25　不当介入を受けた場合の措置	暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第２条第１項第１４号）を受けた場合の措置について 1）　受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第２条第１項第１２号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 2）　1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 3）　受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
	26　消防法関係の手続き	1）　消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事（　・　建築工事　・　電気設備工事　・　機械設備工事）　・　別途工事 2）　防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。
	27　主任技術者又は監理技術者	1）　技術者要件 工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。 2）　専任を要しない期間 （1）　現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 （2）　検査終了後の期間 検査完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
	28　工事の一時中止	工事の一時中止の取り扱いについては「工事の一時中止のガイドライン」（平成29年7月　三重県県土整備部）による。 三重県建設工事請負契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、協議する。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	29　労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	労働安全衛生法第30条第１項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第２項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
	30　建築基準法に基づき定まる風圧及び積雪荷重	建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo=34 m/s 地表面粗度区分（　・　Ⅱ　・　Ⅲ） 積雪区分（　）cm
	31　火災保険等	三重県建設工事請負契約書５２条第1項の規定により,火災保険、建設工事保険又はその他の保険等に加入し、その加入証券等を提示しなければならない。 1）　保険の目的物　工事目的物及び工事材料（支給材料を含む） 2）　保険の加入期間　工事着手後速やかに加入し、完成引き渡しまでの間 3）　保険金額　原則として請負金額に相当する金額
	32　不正軽油の使用の禁止	1）　一般事項 県工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 2）　調査の協力 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 3）　是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
	33　技術検査	中間技術検査　実施回数　・　回　実施する段階　・（　）
	34　保全に関する資料	⊙ ２部　・（　）
	35　屋外広告物	屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第２３条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。
	36　社会保険等未加入対策	適用除外でないにも関わらず、社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
	37　現場での安全確保(自主施工原則)	受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	38　電子メールの活用	「電子メールを活用した情報共有における実施要領　令和３年１１月」を適用する。 （三重県ＨＰ「三重県の公共事業情報」を参照）
	39　設計図書の照査	三重県公共工事共通仕様書第1編1章1-1-1-3 2,設計図書の照査に基づく照査を実施すること。また、照査の実施において、契約書第18条第1項1号から5号に該当する事実がない場合についても、その旨を監督員に報告すること。 なお、監督員の請求があった場合は、照査の実施が確認できる資料を提示すること。
	40　石綿含有建材の調査 (1.5.1)	・石綿含有建材の事前調査 調査範囲　・図示（図面番号：　）　・（　） 資与資料　・既存の設計図書　・石綿含有建材の調査報告書　・（　） ・分析調査 分析対象　アクチノライト、アモサイト、アンフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法 材料名 ／ 定性分析法 JIS A 1481-1または JIS A 1481-2 ／ 定量分析法 JIS A 1481-3または JIS A 1481-4 ・箇所数（　） ／ ・箇所数（　） ・箇所数（　） ／ ・箇所数（　） サンプル数　1箇所あたり3サンプル 採取箇所　・図面(図面番号：　）　・（　）
2 仮設工事	1　騒音・粉じん等の対策 (2.1.3)	・　防音パネル　設置範囲　・　図示（図面番号：　） ・　防音シート　設置範囲　・　図示（図面番号：　）
	2　足場等 (2.2.1)	足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（２）手すり据置き方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。 外部足場　⊙ 設置する（設置範囲　・　工事に必要な範囲　・　）　・　設置しない 防護シート　・　設置する（設置範囲　・　工事に必要な範囲　・　）　⊙ 設置しない 内部足場　⊙ 設置する（・　）　・　設置しない (表2.2.1)　材料、撤去材等の運搬方法 種別（・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種　・　Ｄ種　・　Ｅ種） Ｃ種：利用可能なエレベーター（　） Ｄ種：利用可能な階段（　） 令和4年1月2日以降に高さが５ｍ以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。
	3　既存部分の養生 (2.3.1)	既存部分の養生　・　図示（図面番号：　） 既存ブラインド・カーテンの養生 養生方法（　）　保管場所　・　構内既存施設内　・（　） 固定された備品、机、ロッカー等の移動　・　行う　・　行わない
	4　仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)	屋内の仮設間仕切り　・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種 合板　厚さ　・　９mm　・（　） せっこうボード　厚さ　・9.5mm　・(9.5mm両面張り) 合板又は石こうボードの塗装　・　行う　・　行わない 仮設扉　設置箇所　・　図示（図面番号：　）仕様　・　合板張り木製扉　・　（　）

5 監督員事務所 (2.4.1)
・ 構内建物内の一部を使用する。
・ 設置する
監督員事務所の規模(単位:㎡)

適用					
規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度

監督員事務所の仕上げ

部 位 等	仕 上 げ
床	合板張り又はビニール床シート張り
内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り
屋根	塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り

6 監督員事務所の設備、備品等 (2.4.1)(2)(ｱ)

種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計
数量	組	台	個	個	個
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー
数量	足	着	個	個	台
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット
数量	個	個	台	台	台

7 仮設便所　構内既存の施設　・ 利用できる　⊙ 利用できない

8 工事用水　構内既存の施設　⊙ 利用できる（ ⊙ 有償 ・ 無償）　・ 利用できない

9 工事用電力　構内既存の施設　⊙ 利用できる（ ⊙ 有償 ・ 無償）　・ 利用できない
本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。

10 交通誘導警備員　配置　⊙ 図示（図面番号： A-08 ）

3 建具改修工事

1 改修工法 (5.1.3)
・ かぶせ工法
・ カバー工法　・ 持出し工法　・ ノンシール工法
⊙ 撤去工法
⊙ はつり工法　・ 引抜き工法

2 防火戸 (5.1.4)
・ 例示仕様　・ 個別認定（認定番号：　）
・ 自動閉鎖機構　・ 図示（図面番号：　）

3 見本の製作 (5.1.5)
・ 製作する　・ 製作しない

4 防犯建物部品 (5.1.7)
・ 図示（図面番号：　）

5 ブラインドボックス等 (5.1.6)(3)
・ 再使用する　・ 再使用しない

6 アルミニウム製建具 (5.2.2)(5.2.4)(表5.2.1)(表5.2.2)
外部建具の性能等級等　・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種
・ 防音ドアセット、防音サッシ（等級　）
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ（等級　）
・ 結露水の処理方法　・ 図示（図面番号：　）
アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種別
・ 外部に面する建具（過酷な環境の屋外）
・ BA-1　・ BA-2　・（　）
・ 外部に面する建具（一般的な環境の屋外）
・ BB-1　・ BB-2　・（　）
・ 内部に面する建具
・ BC-1　・ BC-2　・（　）

7 網戸 (5.2.3)(5)
・ 可動式　・ 固定式
防虫網の材質　・ 合成樹脂製　・ ガラス繊維入り合成樹脂製　・ ステンレス(SUS316)製
網目　・ 16メッシュ　・ 18メッシュ

8 樹脂製建具 (5.3.2)～(5.3.5)(表5.3.1)～(表5.3.3)
外部に面する樹脂製建具の性能等級等　・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種
・ 防音ドアセット、防音サッシ（等級　）
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ（等級　）
・ 日射熱取得性（等級　）
ガラス　・ 複層ガラス　・（　）
建具枠見込寸法　・ 図示（図面番号：　）
水切り　・ 図示（図面番号：　）
ぜん板　・ 図示（図面番号：　）
丁番　・ 改修標準仕様書(表5.7.3)による　・ 図示（図面番号：　）

9 鋼製建具 (5.4.2)
鋼製建具の性能等級
・ 簡易気密性ドアセット
・ 外部に面する建具の耐風圧
・ S-4　・ S-5　・ S-6
⊙ 防音ドアセット、防音サッシ（等級　）
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ（等級　）
・ 耐震ドアセット（等級　）
(5.4.4) ⊙ H>2400又はW>950の建具
鋼板類の厚さ　⊙ 図示（図面番号：　）
⊙ くつずりの仕上げ　・ ＨＬ　・（　）
(5.4.6) 標準型鋼製建具

形式	幅(mm)		高さ(mm)
片開き	・ 900	・ 950	・ 2000
親子開き	・ 1200	・ 1250	・ 2100
両開き	・ 1800	・ 1900	

10 鋼製軽量建具 (5.5.2)(5.5.5)(5.2.2)(2)(5.5.3)(5.5.4)(5.6.3)(1)(5.2.3)(1)
鋼製軽量建具の性能等級
・ 簡易気密性ドアセット
・ 防音ドアセット、防音サッシ（等級　）
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ（等級　）
・ 耐震ドアセット（等級　）
・ H>2400又はW>950の建具
鋼板類の厚さ　・ 図示（図面番号：　）
表面仕上げ
・ 塗装　・ ビニル被覆鋼板　・ カラー鋼板　・ ステンレス鋼板（ ・ＨＬ　・鏡面 ）・（　）

11 ステンレス製建具 (5.6.2)(5.4.2)
ステンレス製建具の性能等級
・ 簡易気密性ドアセット
・ 外部に面する建具の耐風圧
・ S-4　・ S-5　・ S-6
・ 防音ドアセット、防音サッシ（等級　）
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ（等級　）
・ 耐震ドアセット（等級　）

(5.6.3) 材料　・ SUS304　・（　）
(5.6.4) 表面仕上げ　・ HL仕上げ　・（　）
(5.6.5) 曲げ加工　・ 普通曲げ　・ 角出し曲げ

12 木製建具 (5.7.2)
含水率　・ Ａ種　・ Ｂ種
・フラッシュ戸　表面材　・（　）
厚み　・ 改修標準仕様書表5.7.6　・（　）
表面材の品質等　・ 改修標準仕様書5.7.2(2)(ｲ)(a)～(c)　・（　）
・ ＭＤＦ　表裏面の状態による区分　・（　）
曲げ強さによる区分　・（　）
接着剤による区分　・（　）
難燃性による区分　・（　）
・ 引戸の召合せかまちをいんろう付きとする
・かまち戸　見込み寸法　・ 36mm　・（　）
かまち及び鏡板の樹種　・（　）
・ふすま　見込み寸法　・ 19.5mm　・（　）
種別　・ Ｉ種　・ Ⅱ種
ふすま紙の上張り種類　・（　）
縁の仕上げ　・（　）
・戸ぶすま　見込み寸法　・ 30mm　・（　）
表面材　・（　）
厚み　・ 改修標準仕様書表5.7.6　・（　）
表面材の品質等　・ 改修標準仕様書5.7.2(2)(ｲ)(a)～(c)　・（　）
・ ＭＤＦ　表裏面の状態による区分　・（　）
曲げ強さによる区分　・（　）
接着剤による区分　・（　）
難燃性による区分　・（　）
・ 引戸の召合せかまちをいんろう付きとする
上張りの種類　・（　）
・紙張り障子　見込み寸法　・ 30mm　・（　）
枠及びくつずりの材料　・（　）

13 建具用金物 (5.8.2)
金物の見え掛かり部等の材質等
・ 改修標準仕様書(表5.7.1)による
⊙ 図示（図面番号： A-10 ）
(5.8.4) マスターキー　・ 製作する　⊙ 製作しない
引渡用鍵箱　・ 必要　⊙ 不要

14 自動ドア開閉装置 (5.9.2)
駆動装置及び検出装置の性能値（ ・ 車椅子使用者用便房出入口用 ）
・ 図示（図面番号：　）
(5.9.3)(表5.9.4) 引き戸用検出装置の種類　・ 図示（図面番号：　）
(5.9.3)(9) 凍結防止措置　・ あり　・ なし

15 自閉式上吊り引戸装置 (5.10.3)
自閉式上吊り引戸装置の性能値
・ 改修標準仕様書(表5.10.1)による　・（　）

16 重量シャッター (5.11.2)
種類　・ 管理用シャッター　・ 外壁用防火シャッター
・ 屋内用防火シャッター　・ 防煙シャッター
耐風圧強度（　Pa以上）
(5.11.2)(3)(表5.11.1) 開閉機能
・ 上部電動式（手動併用）　・ 上部手動式
(5.11.2)(6)(5.11.3) 管理用重量シャッターのシャッターケース
・ 設ける　・ 設けない
・ めっき付着量　・ Z12　・ F12　・（　）

17 軽量シャッター (5.12.2)(表5.12.1)
開閉形式　・ 上部電動式（手動併用）　・ 手動式
耐風圧強度（　Pa以上）
(5.12.3)(5.12.4) スラットの材質及び形状
・ インターロッキング形　・ オーバーラッピング形
・ めっき付着量　JIS G 3312　・ Z06　・ F06　・（　）
JIS G 3322　・ AZ90　・（　）

18 オーバーヘッドドア (5.13.2)
型式及び機構
セクション材料　・ スチールタイプ　・ アルミニウムタイプ　・ ファイバーグラスタイプ
耐風圧強度（　Pa以上）
開閉方式　・ バランス式　・ チェーン式　・ 電動式
収納形式　・ スタンダード形　・ ローヘッド形　・ ハイリフト形　・ バーチカル形
(5.13.3) ガイドレール　・ 溶融亜鉛めっき鋼板　・ ステンレス鋼板

19 板ガラス (5.14.2)(1)(5.14.3)
・ 図示（図面番号：　）

20 ガラス留め材 (5.14.2)(2)
・ シーリング　・ ガスケット（　）

21 ガラス溝の寸法、形状等 (5.14.3)
・ 図示（図面番号：　）
・ 建具の製造所の仕様による

22 ガラスブロック積み (5.14.5)
ガラスブロック
表面形状、寸法、厚さ　・ 図示（図面番号：　）
金属枠、補強材　・ 図示（図面番号：　）
化粧カバー　・ 図示（図面番号：　）
工法　・ 図示（図面番号：　）
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施行計画書として提出する。

4 内装改修工事

1 一般事項 (6.1.3)(2)
既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲

改修部分	改 修 範 囲
・ 天井	・ 図示（図面番号：　）
・ 壁	・ 図示（図面番号：　）
・ 床	・ 図示（図面番号：　）

(6.1.3)(3) 天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲　・ 図示（図面番号：　）　・（　）
(6.1.3)(5) 天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修　・ 図示（図面番号：　）　・（　）

2 既存床撤去、下地補修 (6.2.2)(1)(ｱ)(6.2.2)(1)(ｲ)
既存床仕上げ材の除去等
浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去　・ 行う　・ 行わない
合成樹脂塗床材の除去等　・ 機械的除去工法　・ 目荒し工法

3 既存壁撤去、下地補修 (6.3.2)
既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法　・（　）

4 木下地等 (6.5.2)(1)(ｲ)(表6.5.1)
木材の含水率（工事現場搬入時、質量比）

部材名称	種　別
下地材	・ Ａ種　・ Ｂ種
造作材	・ Ａ種　・ Ｂ種

(6.5.2)(2)(ｱ) 製材
「製材の日本農林規格」による製材

部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率	保存処理	材面の品質
下地用 針葉樹製材	・ 図示（図面番号：　）	・（　）	・（　）	・（　）	・（　）
造作用 針葉樹製材	・ 図示（図面番号：　）	・（　）	・（　）	・（　）	・（　）
広葉樹製材	・ 図示（図面番号：　）	・（　）	・（　）	・（　）	・（　）

(6.5.2)(2)(ｲ)(6.5.2)(2)(ｳ)(表6.5.2)
「製材の日本農林規格」以外の製材
樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、含水率　・ 図示（図面番号：　）
造作材の材面の品質　・ Ａ種　・（　）
樹種

部　位	樹　種	県　産　材
・内部間仕切軸組、床組		
・窓、出入口		
・床板張り		
・壁、天井下地		

(6.5.6)(1)
(6.5.7)(1)
(6.5.8)(1)
(6.5.9)(1)

(6.5.2)(3)(ｱ) 造作用集成材
「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

部　位	品 名 ・ 樹 種	見付け材面の寸法・品質・数	厚さ
造作用集成材	・ 図示（図面番号：　）	・ 図示（図面番号：　）	
化粧ばり造作用集成材	・ 図示（図面番号：　）	・ 図示（図面番号：　）	・（　）
化粧ばり構造用造作用集成柱	・ 図示（図面番号：　）		・（　）

(6.5.2)(3)(ｲ)
「集成材の日本農林規格」以外の製材
樹種、寸法、見付け材面の品質　・ 図示（図面番号：　）
含水率　・ １５%以下　・（　）

(6.5.2)(4)(ｱ) 造作用単板積層材
「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

部位	品名・寸法	表面の品質	防虫処理
造作用単板積層材	・ 図示（図面番号：　）	・（　）	・（　）

(6.5.2)(4)(ｲ)
「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材
寸法、表面の品質、防虫処理　・ 図示（図面番号：　）
含水率　・ １４%以下　・（　）

(6.5.2)(5)
「直交集成板の日本農林規格」による直交集成板
品名、曲げ強度、種別、接着性能、樹種及び寸法　・ 図示（図面番号：　）

(6.5.2)(6)
・ 合板等

品名（品目）	樹種名	接着の程度	等級	板面の品質	防虫処理等	厚さ

(6.5.3)(1) 接合具等
造作材化粧面の釘打ち　・ 隠し釘打ち　・（　）
(6.5.3)(2) 諸金物
形状、寸法及び材質　・ 図示（図面番号：　）
(6.5.5)(1)
・ 防腐、防蟻処理
適用部位　図示（図面番号：　）
保存処理性能区分（　）
薬剤の塗布等の処理方法（　）
附属書Ａに基づく表面処理用木材保存剤　・ 適用する（ ・薬剤の種類（　）　・ 適用部材（　））
ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理（　）
(6.5.5)(2)
・ 防虫処理　・ 図示（図面番号：　）

5 軽量鉄骨天井下地 (6.6.2)(表6.6.1)
野縁等の種類
・ 屋内　・ 19形　・（　）
・ 屋外　・ 25形　・（　）
(6.6.3) 形式及び寸法
・ 屋外　・ 図示（図面番号：　）
・ 耐震天井　・ 図示（図面番号：　）
・ ふところ≧3.0m　・ 図示（図面番号：　）
(6.6.4) 既存埋込みインサート　・ 使用する　・ 使用しない　（※使用する場合は、確認試験を行う）
既存埋込みインサート、あと施工アンカーの確認試験
・ 行う（ 図示（図面番号：　））　・ 行わない
・ 確認試験の箇所数（　箇所）　・ 確認強度（　）
耐震性・耐風圧性を考慮した補強　・ 図示（図面番号：　）

6 軽量鉄骨壁下地 (6.7.3)
スタッド、ランナー等の種類
・ 図示（図面番号： Ａ－１７，Ａ－２４ ）

7 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り (6.8.2)(6.8.2)(1)
材料
・ ビニル床シート【JIS A 5705（ビニル系床材）】

種類の記号	色柄	厚さ	備考
ＦＳ	無地	2.0mm	

(6.8.2)(2)
・ ビニル床タイル【JIS A 5705（ビニル系床材）】

種類の記号	色柄	寸法	厚さ	備考
ＫＴ			2.0mm	

備考
・
・
・
・

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第１－８６１　一級建築士 №352551 田端 進也
設計代表者　一級建築士 №352551 田端進也
設計担当者　一級建築士 №352551 構造設計一級建築士 №9104 井上貴智　一級建築士 №372093 南 賢治

SCALE A2 NS A3 NS
DATE R５．３

工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事
図面名称　特記仕様書２

(6.8.2)(3)(ア)(イ)　・　帯電防止床シート又は床タイル

種類	性能	寸法	厚さ	備考

(6.8.2)(3)(ウ)　・　視覚障害者用床タイル

種類	形状	備考
ビニル床タイル	300×300×7.0mm	

(6.8.2)(3)(エ)　・　耐動荷重性床シート

種類	厚さ	備考

(6.8.2)(3)(オ)(カ)　・　防滑性床シート又は床タイル

種類	寸法	厚さ	備考
超防汚性ビニル床シート（防滑）		2.0mm	

(6.8.2)(5)　・　ゴム床タイル

種類	色柄	寸法	厚さ	備考

(6.8.3)(1)　工法
下地　・　モルタル塗り　・　セルフレベリング材塗り　・　木下地　・　その他（　　）

(6.8.3)(2)(ウ)　ビニル床シート張り
熱溶接工法　・　適用する　・　適用しない

8　カーペット敷き
(6.9.2)(1)
(表6.9.1)　・　織じゅうたん

種別	糸の種類	パイルの形状	帯電性	品質の程度	色柄
・　A種 ・　B種 ・　C種	・　そ毛 ・　紡糸 ・（　　）	・　カットパイル ・　ループパイル ・　カット、ループ併用	・　人体帯電圧3KV以下 ・（　　）	・（　　）	・　無地 ・　柄物

品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。（以下同様）

(6.9.2)(2)
(表6.9.2)　・　タフテッドカーペット

パイルの形状	パイル長(mm)	帯電性	工法	品質の程度
・　カットパイル ・　ループパイル ・　カット、ループ併用		・　人体帯電圧3KV以下 ・（　　）	・　全面接着工法 ・　グリッパー工法	・（　　）

(6.9.2)(3)
(表6.9.2)　・　タイルカーペット

種類	パイルの形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質の程度
	・　カットパイル ・　ループパイル	・500×500 ・（　　）	・6.5 ・（　　）	・（　　）

(6.9.2)(4)　下敷き材　・　第２種第１号、厚さ８mm　・（　　）
(6.9.2)(5)　見切り、押え金物　・　適用する（材質、種類及び形状　・　図示（図面番号：　　））

(6.9.3)(3)　織じゅうたんの接合方法
・　ヒートボンド工法　・　（　　）

(6.9.3)(5)　タイルカーペットの敷き方

平場	・　市松敷き　・　模様流し　・（　　）
階段部分	・　市松敷き　・　模様流し　・（　　）

9　合成樹脂塗床
(6.10.3)(2)(a)
(表6.10.4)　弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程
・　平滑仕上げ　・　防滑仕上げ　・　つや消し仕上げ

(6.10.3)(2)(b)
(6.10.3)(3)
(表6.10.5)～
(表6.10.8)　エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類
・　薄膜流しのべ仕上げ（・　平滑　・　防滑）　・　厚膜流しのべ仕上げ（・　平滑　・　防滑）
・　樹脂モルタル仕上げ（・　平滑　・　防滑）　・　薄膜型塗床仕上げ（・　平滑）

10　フローリング張り
(6.11.4)
(表6.11.2)　・　釘留め工法

材料	種別	樹種
・　フローリングボード（根太張用） ・　フローリングボード（直張用）		・　なら ・（　　）
・　複合フローリング（根太張用） ・　複合フローリング（直張用）	・　A種　・　B種　・　C種	

防湿処理　・　図示（図面番号：　　）

(6.11.5)
(表6.11.5)
(表6.11.6)　・　接着工法

材種	樹種	厚さ	幅・長さ
・　フローリングボード（直張用）	・　なら ・（　　）		
・　複合フローリング（直張用） ・A種　・B種　・C種			
・　フローリングブロック（直張用）			

緩衝材　・　合成樹脂発泡シート　・　図示（図面番号：　　）

(6.11.6)　塗替え
下地調整　・（　　）
塗装　・　ウレタン樹脂ワニス塗り（１液形、B種）　・　オイルステイン塗りのうえワックス塗り
・　生地のままワックス塗り　・（　　）

11　畳敷き
(6.12.2)
(表6.12.1)　種別　・　A種　・　B種　・　C種　・　D種
・　D種の畳床　KT－（　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・K　・N　）
衝撃緩和型畳の畳表（ＪＩＳ Ａ 5902）　・　C１　・　C２

12　せっこうボード、その他ボード及び合板張り
(6.13.2)
(表6.13.1)

材種	種別	厚さ(mm)
・　せっこうボード		壁　・　9.5(準不燃)　・　12.5(不燃) 天井　・　9.5(準不燃)　・　12.5(不燃)
・　化粧せっこうボード	・　トラバーチン模様 ・　木目模様	・　9.5(不燃)　・　9.5(準不燃) ・　9.5(不燃)　・　9.5(準不燃)
・　ロックウール化粧吸音板	・　普通 ・　立体模様	・　9(　　)　・（　　） ・　9(　　)　・（　　）
・　けい酸カルシウム板	・　タイプⅡ0.8FK	
・　グラスウールボード	・　ガラスクロス貼り	・　50

(6.13.3)(4)(ウ)　合板類の張付け　・　A種　・　B種

(6.13.3)(7)(ア)
(表6.13.5)　せっこうボードの目地工法
・　継目処理　・　突付け（・ベベルエッジ　・スクェアエッジ）　・　目透し（・ベベルエッジ　・スクェアエッジ）

13　壁紙張り
(6.14.2)

施工箇所	種類	防火性能
		・　不燃　・　準不燃
		・　不燃　・　準不燃
		・　不燃　・　準不燃

(6.14.3)　素地ごしらえ

下　地	種　別	
モルタル、せっこうプラスター面	・　A種	・　B種
コンクリート面	・　A種	・　B種
せっこうボード面	・　A種	・　B種

14　モルタル塗り
(6.15.3)
(6.15.5)
(6.15.6)　モルタル　・　現場調合材料　・　既調合材料
既製目地材　・　使用する（形状：　　）
床の目地　・　図示（図面番号：　　）
下地処理　・　壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mm超　図示（図面番号：　　）

15　タイル張り
(6.16.2)
(6.16.3)　伸縮調整目地
位置　・　図示（図面番号：　　）

タイルの種類

施工箇所	形状	寸法	耐滑り性	標準・特注色の別	耐凍害性の有無

(6.16.3)(2)　試験張り　・　行う　・　行わない
見本焼き　・　行う　・　行わない
既調合モルタル　・　使用できる　・　使用できない

(6.16.3)(5)　壁タイル張りの工法
・　内装タイル（　・　密着張り　・　改良圧着張り　）
・　ユニットタイル（　・　マスク張り　・モザイクタイル張り　）

16　セルフレベリング材塗り
(6.17.2)(6.17.3)　・　せっこう系　・　セメント系
塗厚（　　）mm

17　断熱材
(9.5.2)　断熱材打込み工法

種類	種別	厚さ（mm）	施工箇所
・　ビーズ法ポリスチレンフォーム			
・　押出法ポリスチレンフォーム			
・　A種硬質ウレタンフォーム			
・　フェノールフォーム			

(9.5.3)　断熱材現場発泡工法（吹付硬質ウレタンフォーム）

種類	厚さ[mm]	施工箇所
・　A種１ ・　A種１H ・（　　）	・（　　）	・　窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレン回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所 ・（　　）

5　塗装改修工事

1　材料
(7.1.3)　・　屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・　次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：　　）

2　下地調整
(7.2.1～7.2.7)
(表7.2.1)～
(表7.2.7)　既存塗膜の除去範囲（塗り替えでRB種の場合）
・　図示（図面番号：　　）

種別

下地	種別			ひび割れ部の補修
・　木部	・　RA種	・　RB種	・　RC種	
・　鉄鋼面	・　RA種	・　RB種	・　RC種	
・　亜鉛めっき鋼面	・　RA種	・　RB種	・　RC種	
・　モルタル、せっこうプラスター面	・　RA種	・　RB種	・　RC種	・　行う
・　コンクリート、ＡＬＣパネル面	・　RA種	・　RB種	・　RC種	・　行う
・　押出成形セメント板面、コンクリート面（DP塗装）	・　RA種	・　RB種	・　RC種	・　行う
・　せっこうボード、その他ボード面	・　RA種	・　RB種	・　RC種	

3　素地ごしらえ
(7.3.1～7.3.7)
(表7.3.1)～
(表7.3.7)　種別

下地	種別	
・　木部	・　A種	・　B種
・　鉄鋼面	・　A種	・　B種
・　亜鉛めっき鋼面	・　A種	・　B種
・　モルタル、せっこうプラスター面	・　A種	・　B種
・　コンクリート、ＡＬＣパネル面	・　A種	・　B種
・　押出成形セメント板面、コンクリート面（DP塗装）	・　A種	・　B種
・　せっこうボード、その他ボード面	・　A種	・　B種

4　錆止め塗料塗り
(7.4.2)(7.4.3)
(表7.4.3)～
(表7.4.5)　錆止め塗料種別
鉄鋼面　・　A種　・　B種　　亜鉛めっき鋼面　・　A種　・　B種　・　C種
錆止め塗料塗り種別
鉄鋼面　・　A種　・　B種　・　C種　　亜鉛めっき鋼面　・　A種　・　B種　・　C種

5　合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)
(7.5.3～7.5.4)
(表7.5.1)～
(表7.5.3)　塗料種別　・　１種　・（　　）
種別

下地	種別		
・　木部	・　A種	・　B種	・　C種
・　鉄鋼面	・　A種	・　B種	・　C種
・　亜鉛めっき鋼面	・　A種	・　B種	・　C種

6　クリヤラッカー塗り(CL)
(7.6.2)(表7.6.1)　種別
木部　・　A種　・　B種

7　アクリル樹脂系非水分散形塗料(NAD)
(7.7.2)(表7.7.1)　種別
・　A種　・　B種

8　耐候性塗料塗り(DP)
(7.8.2)～
(7.8.4)
(表7.8.3)　上塗り等級　・　１級（フッ素系）　・　２級（シリコン系）　・　３級（ポリウレタン系）

下地	種別
コンクリート面及び押出成形セメント板面	・　A－１種　・　A－２種　・　B－１種　・　B－２種 ・　C－１種　・　C－２種

9　つや有合成樹脂エマルションペイント塗り
(EP-G)
(7.9.2)～(7.9.5)
(表7.9.1)～
(表7.9.4)　種別

下地	種別
コンクリート、モルタル、プラスター、せっこうボード、その他ボード面	・　A種　・　B種　・　C種 しみ止め（　　）
木部（屋内）	・　A種　・　B種　・　C種
鉄鋼面（屋内）	・　A種　・　B種　・　C種
亜鉛めっき鋼面（屋内）	・　A種　・　B種　・　C種

10　合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)
(7.10.2)
(表7.10.1)　種別
・　A種　・　B種　・　C種
しみ止め　・（　　）

11　ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)
(7.11.2)
(表7.11.1)　種別
・　A種　・　B種
工程１の着色　・　適用する　・　適用しない

12　ステイン塗り
(7.12.2)
(表7.12.1)　種類　・　ピグメントステイン塗り　・　オイルステイン塗り
オイルステイン塗りの工程、塗料　・　（　　）

13　木材保護塗料塗り(WP)
(7.13.2)
(表7.13.1)　種別
・　A種　・　B種

備考
・
・
・
・

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第１－８６１　一級建築士 №352551 田端 進也
設計代表者　一級建築士 №352551 田端進也
設計担当者　一級建築士 №332021 構造設計一級建築士 №8914 井上貴智　一級建築士 №372093 南 賢治

SCALE　A2　NS　A3　NS
DATE　R５．３

工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事
図面名称　特記仕様書３

A－04
原図：A2

Ⅲ．建築工事仕様（新営）

1．共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書（令和4年7月制定版）」及び「公共建築工事標準仕様書(建築工事編）令和4年版」(以下「標準仕様書」という。)による。

2．特記仕様

1)項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。

2)特記事項は、〇印の付いたものを適用する。

3)項目に記載の（　）内番号は標準仕様書の当該項目、図又は表を示す。

章	項目	特記事項
1 土工事	1.埋戻し及び盛土 (3.2.3)(表3.2.1)	種別　・A種　・B種　・C種　・D種
	2.建設発生土の処理 (3.2.5)	建設発生土は、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全上支障が生じないよう、関係法令等に基づき適正に処理すること。 ・現場内利用できる　・仮置き場所（　）　・運搬距離（　）km ・現場内利用できない ・受入地指定　受入地の条件 ・受入先、施工条件、特定条件等（図面番号：　） ・運搬距離（　）km ・受入料金あり　・受入料金なし ・受入地未定につき別途協議する。　暫定運搬距離（　）km
	3.山留めの撤去	山留め壁等　・撤去　・存置
2 地業工事	1.適用基準	本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準を適用する。 国土交通省告示第468号　「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」（平成28年3月4日）
	2.施工記録	受注者は、杭の施工期間中は、１週間ごとに、その週に施工した杭の施工記録を取りまとめ、翌週以内に監督員に、工事打合せ簿を添付したうえで提出し、確認を受けること。また電流値が記録されたチャート紙等の原本を合わせて提示し、必ず監督員の確認を受けること。
	3.施工記録の代替	取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法については、施工計画書に明記しておくこと。
	4.根拠資料	共通仕様書、特記仕様書及びその他基準書等の定めにより作成した施工管理資料の根拠となる資料（施工記録の原本、チャート紙、電子的な記録やプリントアウト紙等）は、受注者において全て適切に管理し、保管しなければならない。保管期間は契約書第３１条第４項又は第５項（第３８条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から１０年とする。また、発注者から請求があった場合は、速やかにこれらを提出または提示しなければならない。
	5.試験杭及び試験掘 (4.2.2)	・試験杭　位置、本数及び寸法　図示（図面番号：　） ・試験掘　位置、本数及び寸法　図示（図面番号：　）
	6.杭の支持層	支持層の位置、土質　・図示（図面番号：　）　・（　）
	7.水平方向の位置ずれ	（　）mm以下
	8.杭の載荷試験 (4.2.3)	試験方法　・鉛直載荷　・水平載荷　・（　） 試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。 位置、本数　・図示（図面番号：　）　載荷荷重　（　）kN 報告書　・提出部数　2部 ・記載事項（　）
	9.地盤の載荷試験 (4.2.4)	試験方法　・平板載荷　・（　） 試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。 位置　・図示（図面番号：　）　載荷荷重　（　）kN 報告書　・提出部数　2部 ・記載事項（　）
	10.既製ｺﾝｸﾘｰﾄ杭地業 (4.3.1) (表4.3.1) (4.3.3) (4.3.4) (4.3.8)	・PHC杭 ・A種　・B種　・C種 ・SC杭 ・PRC杭 ・上記以外の建築基準法に基づく杭

種別	杭径(mm)	杭長	継手数	セット数	長期設計支持力(kN/本)	備考

先端形状　・開放型　・閉そく型

施工方法

・セメントミルク工法

・オーガーの支持層への掘削深さ

・（　）m　・図示（図面番号：　）

・杭の支持層への根入れ深さ

・（　）m　・図示（図面番号：　）

・根固め液及び杭周固定液の管理試験

・標準仕様書[4.3.4(6)ｺ(a)～(g)]　・（　）

・特定埋込杭工法

・杭の根入れ深さ

・（　）m　・図示（図面番号：　）

継手　・アーク溶接　・機械式継手

杭頭処理の方法　・外圧方式　・ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰ方式　・（　）

11.鋼杭地業 (4.4.3) (4.4.4) (4.4.5) (4.4.6) (4.3.5) (4.3.8)	・鋼管杭　・SKK400　・SKK490 ・H形鋼杭　・SHK400　・SHK490M 径　・φ300　・φ350　・φ400　・φ450　・φ（　） 長さ　（　）m 継手の工法　・現場溶接　・機械式継手 ・特定埋込杭工法 ・杭の根入れ深さ　・（　）m　・図示（図面番号：　） 杭頭処理の方法　・ガス切断　・（　）
12.場所打ちコンクリート杭地業 (4.5.1) (4.5.4) (4.5.5) (4.5.6)	施工方法 ・アースドリル工法　・リバース工法 ・オールケーシング工法　・鋼管コンクリート杭工法 拡底　・行わない　・行う（　） 杭の根入れ深さ ・（　）m　・図示（図面番号：　） 孔壁の超音波測定　・行う　・行わない 帯筋の加工及び組立　・図示（図面番号：　） 鉄筋の最小かぶり厚さ　（　）mm 鉄筋かごの補強　・図示（図面番号：　） 継手　・重ね継手　・（　）
(表4.5.1)	コンクリートの種別　・A種　・B種 設計基準強度　（　）N/mm2 セメントの種類　・高炉セメントB種　・（　） スランプ（cm）　・18　・（　） 構造体強度補正値（S）・３N/mm2　・（　） 鋼管部分の材料（　）
13.地盤改良	・（　）工法 ・六価クロム溶出試験　・室内配合試験　・一軸圧縮試験
14.砂及び砂利地業 (4.6.2) (4.6.3)	砂利 ⊙再生クラッシャラン　・切込砂利　・切込砕石　・（　） 砂 ・シルト　・山砂　・川砂　・砕砂　・（　） 施工範囲　・新設土間下 厚さ　・60mm　・（ 30 ）mm ・仕上がりレベルを計測し、記録すること。
15.捨コンクリート地業 (4.6.4)	厚さ　⊙50mm　・（　）mm 施工範囲　・図示（図面番号：　） ・仕上がりレベルを計測し、記録すること。
16.床下防湿層 (4.6.2)(4.6.5)	施工範囲　・図示（図面番号：Ａ－１９，Ａ－２６） ポリエチレンフィルム厚さ　・0.15mm以上　・（　）
5 鉄筋工事	1.鉄筋の種類 (5.2.1)

種類の記号	径	備考
⊙SD295	⊙D16以下	
・SD345	・D19以上	

・建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたもの

2.溶接金網 (5.2.2)	鉄線の形状　・丸鉄線　・異形鉄線（・リブ　・インデント） 鉄線の径　・4mm　・5mm　・6mm　・（　）mm 網目寸法　・100×100mm　・150×150mm　・（　）mm
3.内法直径 (5.3.2)	90°未満の折曲げの内法直径　・図示（図面番号：　）

	径	部位
・重ね継手	・D16以下	すべて
・ガス圧接		

4.継手・定着 (5.3.4) (表5.3.2) (表5.3.3) (表5.3.4)	主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ ・標準仕様書[5.3.4](3)(ｱ)後段　・図示（図面番号：　） 継手位置 ・各部配筋参考図による　・図示（図面番号：　） ・隣り合う接手を同一か所に設ける場合（先組み工法等） ・図示（図面番号：　） 鉄筋定着 ⊙標準仕様書[表5.3.4]　・図示（図面番号：　） ⊙標準仕様書[図5.3.3]　・図示（図面番号：　） 機械式定着工法の適用　・あり　・なし ・適用箇所（図面番号：　）　・種類（図面番号：　）
5.鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (5.3.5)(表5.3.6)	鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ⊙標準仕様書[表5.3.6]　・図示（図面番号：　）
6.各部配筋 (5.3.7)	⊙図示(図面番号：A-１２　)
7.圧接完了後の試験 (5.4.10)	抜取試験方法　・超音波探傷試験　・引張試験 引張試験方法　・標準仕様書[5.4.10](ｲ)(b)　・（　）
8.機械式継手及び溶接継手 (5.5.2) (5.5.5) (5.6.3) (5.6.5)	・機械式継手　適用箇所（　） 種類（　）　性能（　） 施工完了後の継手部の試験（　） 試験項目（　）、試験方法（　） 不合格となった継手部への措置（　） 鉄筋相互のあき（　）mm ・溶接継手　適用箇所（　） 工法（　）　性能（　） 施工完了後の溶接部の試験（　） 試験項目（　）、試験方法（　） 不合格となった溶接部への措置（　） 鉄筋相互のあき（　）mm
3 コンクリート工事	1.ｺﾝｸﾘｰﾄの使用骨材による種類及び強度 (6.2.1) (6.2.2) (6.2.4) (6.10.1) (6.10.2) (6.10.3) (6.11.1) (6.11.3) (表6.2.2) (表6.10.1)

普通コンクリートの設計基準強度

設計基準強度 Fc	適用箇所	施工時期	スランプ
・24 N/mm2			・18cm
⊙18 N/mm2	コンクリート側壁		⊙15cm
・			

軽量コンクリートの設計基準強度

設計基準強度 Fc	適用箇所	種類	気乾単位容積質量	スランプ
・　N/mm2			・　t/m3	・　cm
・				
・				

・常時土又は水に直接接する部分　図示（図面番号：　）

2.ｺﾝｸﾘｰﾄの類別 (6.2.1) (表6.2.1)	類別　⊙Ⅰ類　・Ⅱ類 ・大臣認定品　図示（図面番号：　）
3.ｺﾝｸﾘｰﾄの仕上り (6.2.5) (表6.2.4) (表6.2.5)	合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種別 ・A種　⊙B種　・C種 仕上りの平たんさ ⊙a種　・b種　・c種
4.セメント (6.3.1) (表6.3.1)	種類　⊙普通ポルトランドセメント　・高炉セメントA種 ・シリカセメントA種　・フライアッシュセメントA種 ・（　） 高炉セメントB種又はフライアッシュセメントB種 ・適用箇所　図示（図面番号：　）
5.骨材 (6.3.1)	アルカリシリカ反応性による区分 ⊙A ・B ・特殊な骨材の使用 ・フェロニッケルスラグ細骨材 ・銅スラグ細骨材 ・電気炉酸化スラグ骨材 ・再生骨材Ｈ（普通エコセメントを使用するコンクリートに限る）
6.ｺﾝｸﾘｰﾄの材料 (6.3.1) (6.3.2) (表6.3.2)	混和材料　・図示（図面番号：　） 混和剤の種類、使用方法、使用量 ⊙標準仕様書［6.3.1］(4)(a)、標準仕様書［6.3.2］(ｲ)(f)①～③ ・（　） 混和材の種類、使用方法、使用量 ・標準仕様書［6.3.1］(4)(b)、標準仕様書［6.3.2］(ｲ)(f)①～③ ・（　） 構造体強度補正値（S）　・標準仕様書[表6.3.2]　・（　）
7.打継ぎ (6.6.4)	位置　・標準仕様書［6.6.4］(1)後段　・図示（図面番号：　）
8.養生 (6.7.2)	・普通エコセメント使用の場合の湿潤養生期間　（　）日以上
9.型枠 (6.6.4) (6.8.1) (6.8.2) (表6.8.1)	材料　⊙複合合板　(厚さ　⊙12mm　・（　）mm) 打増し厚さ　⊙図示(図面番号：A-１２　) 誘発目地、打継ぎ目地、化粧目地の位置、形状及び寸法 ・図示(図面番号：　) ・断熱材の兼用 ・ＭＣＲ工法用シート スリーブの材種 ・鋼管　・硬質ポリ塩化ビニル管　・溶融亜鉛めっき鋼板 ・つば付き鋼管 スリーブの規格等 ・標準仕様書[表6.8.1]　・図示（図面番号：　）
(6.8.4)	型枠存置期間及び取外し ・普通エコセメント使用の場合の最小存置期間　（　）日
10.寒中コンクリート (6.11.1)	適用期間（　） ・調合管理強度、調合強度を積算温度を基に定める
11.暑中コンクリート(6.12.2)	構造体強度補正値(S) ・6 N/mm2　・（　）N/mm2
12.マスコンクリート (6.13.1) (6.13.2) (表6.13.1)	適用箇所　・図示（図面番号：　） セメントの種類　・普通ポルトランドセメント ・中庸熱ポルトランドセメント ・低熱ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・シリカセメント スランプ　・15cm　・（　） 混和剤の種類　・標準仕様書[6.13.2](2)(ｱ)　・（　） 混和材の種類　・標準仕様書[6.13.2](2)(ｲ)　・（　） 構造体強度補正値（S）　・標準仕様書[表16.3.1]　・（　）
13.無筋コンクリート (6.14.1)	コンクリートの種類　・普通コンクリート　・（　） 適用箇所　標準仕様書[6.14.1](4) 設計基準強度　・18N/mm2　・（　）N/mm2 スランプ　・15cm　・18cm

備考

・

・

・

・

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第１－８６１　一級建築士 №352551 田端 隆也

設計代表者	設計担当者		
一級建築士 №352551 田端隆也	一級建築士 №352551 構造設計一級建築士 №5924 井上貴雄	一級建築士 №372093 南 賢治	

SCALE A2 NS A3 NS
DATE R５．３

工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事

図面名称　特記仕様書４

A－05
原図：A2

4 鉄骨工事

1.製作工場における施工管理技術者(7.1.4)
・ 配置する

2.製作工場 (7.1.3)
（株）日本鉄骨評価センター又は（株）全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定めるグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場
・J ・R ・M ・H ・S

3.鋼材 (7.2.1) (表7.2.1)
種類、形状及び寸法 ⊙ 図示（図面番号：A-09）

4.高力ボルト (7.2.2) (7.3.2) (7.4.2) (7.4.7) (7.12.5)
種類
・ トルシア形高力ボルト(S10T)
・ JIS形高力ボルト2種(F10T)
・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト1種(F8T相当)
・（ ）
高力ボルトのねじの呼び
・ 図示（図面番号： ）
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
・ 図示（図面番号： ）
すべり試験の試験方法 ・（ ）
JIS形高力ボルト、溶融亜鉛めっき高力ボルト
ナット回転法かつボルト長がねじの呼びの5倍を超える場合
・ 回転量（ ）

5.普通ボルト (7.2.3) (表7.2.3) (7.3.2)
ボルト及びナットの材料等、ボルトのねじの呼び
・ 図示(図面番号：)
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
・ 図示(図面番号：)

6.ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ (7.2.4) (7.3.2) (7.10.3) (表7.10.1) (表7.2.3)
種類
構造用 ・ABR400 ・（ ）
建方用 ・SS400 ・（ ）
建方用アンカーボルトの保持及び埋込み
・ A種 ・ B種
アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度
・ 標準仕様書[表7.2.3]
・ 図示（図面番号： ）
構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法
・ 図示（図面番号： ）
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
・ 図示（図面番号： ）

7.溶接材料 (7.2.5)
材料
⊙ 標準仕様書[7.2.5](1)(2)以外の溶接材料 （ ）

8.ﾀｰﾝﾊﾞｯｸﾙ (7.2.6)
種類及びねじの呼び等
・ 図示（図面番号： ）
建築用ターンバックル胴 ・割枠式 ・（ ）
建築用ターンバックルボルト ・羽子板ボルト ・（ ）

9.ﾃﾞｯｷﾌﾟﾚｰﾄ (7.2.7) (7.7.8)
材質、形状及び寸法 ・ 図示(図面番号：)
溶接方法 ・ 図示(図面番号：)

10.ｽﾀｯﾄﾞ (7.2.8)
種類等 ・ 図示(図面番号：)

11.柱底均しモルタル (7.2.9) (7.10.3) (表7.10.2)
柱底均しモルタルの工法、厚み
・ A種（ ）mm ・ B種（ ）mm
無収縮モルタルの材料及び調合
・ 標準仕様書[7.2.9](2)(ｱ)～(ｴ) ・（ ）

12.材料試験等 (7.2.10)
板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験
・ JIS G 0901により行う

13.ﾎﾞﾙﾄの孔径 (7.3.8)
普通ボルトの孔径（母屋又は胴縁の取付け）
・ねじの呼び径±1.0mm ・（ ）

14.仮組 (7.3.10)
・ 行わない ・ 行う
仮組を行う範囲 ・ 図示（図面番号： ）

15.溶接作業を行う技能資格者 (7.6.3)
溶接作業の技量付加試験
・ 行わない ・ 行う

16.溶接部の開先 (7.6.4)
開先の形状
・ 図示(図面番号：)

17.溶接施工 (7.6.7)
鋼製エンドタブの切除
・ 適用及び切断範囲 図示（図面番号： ）
切断面の仕上げ
・標準仕様書[7.6.7](1)(ｶ)(b)②後段 ・図示（図面番号： ）
鋼製エンドタブに代わるその他の工法
鋼製エンドタブに代わるその他の工法については、代替エンドタブ（セラミックタブ又はフラックスタブ）を用いたものとし、工法の採用にあたっては、以下の項目の両方を満足することを条件とし、監督員の承諾を受けること。
1. 相当数の代替エンドタブによる溶接を行ったことがある工場の製作であること。
2. 製作工場がJ、R、Mグレードの場合は、溶接技能者がNPO法人日本エンドタブ協会による固形タブに係るエンドタブ施工講習終了者（溶接技能者・A級以上）、又はAW検定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者とすること。また、製作工場がH、Sグレードの場合は溶接技能者がAW検定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者とすること。
板厚が異なる場合の突合せ継手溶接部

スカラップの形状 ・ 図示(図面番号：)

18.溶接部の試験 (7.6.12)
試験の種別
溶接部の外観試験方法 ・（ ）
・ 超音波探傷試験

溶接区分	AOQL(%)	検査水準	備 考
現場溶接			・全数試験
工場溶接	・ 2.5 ・ 4.0	・ 6	

19.錆止め塗装 (7.8.2) (7.8.4)
耐火被覆材の接着する面への塗装
塗装範囲 図示（図面番号： ）
種別 ⊙ 標準仕様書[表18.3.1] （ A ）種
・ 標準仕様書[表18.3.2] （ ）種
耐火被覆材の接着する面以外への塗装
塗装範囲、種別 図示（図面番号： ）
鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造の鋼製ｽﾘｰﾌﾞの内面(鉄骨に溶接されたものに限る)
・ 標準仕様書[表18.3.1] （ ）種

20.耐火被覆 (7.9.2) (7.9.3)

部位	種類	材料	工法	耐火性能

21.軽量形鋼 (7.11.2)
接合部（ボルト接合の場合）
・ 普通ボルト接合 ・（ ）

22.溶融亜鉛めっき工法 (7.12.5)
摩擦面の処理
・ ブラスト処理(表面粗度50μmRz以上)
・ りん酸塩処理

5 左官工事

1.ラス系下地 (15.2.4)
通気工法 ・二層下地 ・単層下地
直張り工法 ・ラスモルタル下地 ・ラスシートモルタル下地
ラス及び補強用平ラス

材料記号	種類	質量（kg/㎡）
・K ・（ ）	・（ ）	・（ ）

ラスシート

山高(mm)	山ピッチ(mm)	質量(kg)	溶接ピッチによる区分
・（ ）	・（ ）	・（ ）	・（ ）

外張断熱工法 ・図示（図面番号： ）
ステープルの形状、寸法 ・図示（図面番号： ）
換気口部の措置 ・標準仕様書(木造)[11.4.3](2)(ｳ) ・（ ）

2.せっこうボード その他のボード下地 (15.2.5)
せっこうボード、せっこうラスボードの種類、厚さ
・図示（図面番号： ） ・（ ）
木質系セメント板の種類、厚さ
・図示（図面番号： ） ・（ ）

3.こまい下地及び木ずり下地 (15.2.6) (15.2.7)
耐力壁の指定 ・図面（図面番号： ） 計算できません
木ずり用小幅板の樹種
・杉（芯去り材） ・図示（図面番号： ）

4.モルタル塗り (15.3.2) (15.3.5)
材料 ・ 現場調合材料 ・既調合材料
既製目地材 ・ 使用する 図示（図面番号： ）
床の目地 ・ 図示（図面番号： ）
下地モルタル、下地調整塗材の接着力試験（外壁タイル張り等）
・ 実施する

5.仕上塗材仕上 (15.6.2) (表15.6.1)

種 類	呼 び 名	仕 上 形 状	工 法
薄付仕上塗材	・外装薄塗材E	・砂壁状 ・着色骨材砂壁状	・吹付け
	・内装薄塗材E	・砂壁状ジュラク	
	・（ ）	・（ ）	・（ ）
厚付け仕上塗材^2	・外装厚塗材C	スタッコ状 ・吹放し ・凸部処理	・吹付け
		スタッコ状 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし	・こて
	・外装厚塗材Si	スタッコ状 ・吹放し ・凸部処理	・吹付け
	・外装厚塗材E	スタッコ状 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし	・こて ・ローラー
	・（ ）	・（ ）	・（ ）
複層仕上塗材	⊙複層塗材E ・複層塗材RE ・防水型複層塗材E ・防水型複層塗材RE	⊙ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸状	⊙ローラー ・吹付け
	・（ ）	・（ ）	・（ ）
軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量塗材 ・こて塗用軽量塗材	・砂壁状 ・平たん状	・吹付け ・こて

内装薄塗材、内装厚塗材（吸放湿性を有するもの）
・JIS A 6909 調湿形
複層仕上塗材の耐候性 ・ 耐候形３種 ・（ ）
外装厚塗材Cの上塗材
・ セメントスタッコ以外の場合 材所要量（ ）kg/㎡
外装厚塗材Si、Eの上塗材の適用 ・あり ・なし

(表15.6.2) 複層仕上塗材の上塗材の種類

樹 脂 種 類	溶 媒 種 類	外 観
⊙ アクリル系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	⊙ 水系	⊙ 艶有 ・ 艶無
・ シリカ系	・ 水系	・ 艶無
・ ポリウレタン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
・ アクリルシリコン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
・ ふっ素系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無

6.マスチック塗材塗り (15.7.2) (表15.7.1)
種別 ・A種 ・B種

8.こまい壁塗り (15.11.2) (15.11.3) (15.11.4) (15.11.5) (表15.11.2) (表15.11.8) (表15.11.9)
のりの種類
土壁用 ・ふのり ・つのまた ・ぎんなんそう
・粉末海藻 ・（ ）
砂壁用 ・ふのり ・つのまた ・こんにゃくのり
・にかわ ・合成高分子系混和剤 ・（ ）
色土の種類 土物仕上げ ・（ ）
大津仕上げ ・（ ）
色砂の種類 ・（ ）
下塗りの調合 ・標準仕様書[表15.11.2] ・（ ）
塗厚 ・標準仕様書[表15.11.8] ・（ ）
耐力壁の指定 ・図示（図面番号： ）
工程種別 ・A種 ・B種

9.ロックウール吹付け (15.12.3)
仕上げ吹付け厚さ （ ）mm

6 排水工事

1.排水管 (21.2.1) (表21.2.1)
排水管用材料

材種	管の種類	呼び径	備考
・ 硬質ポリ塩化ビニル管	VP		

2.排水桝等 (21.2.1)
・ 排水桝、ふた
種類等 ・ 図示(図面番号：)
・ 側塊の形状、寸法 ・図示（図面番号： ）
グレーチングの種類

材質	用途	適用荷重	メインバーピッチ	ﾎﾞﾙﾄ固定

場所打ちコンクリート
種類 ・ 普通コンクリート ・（ ）
設計基準強度 ・ 18N/mm2 ・（ ）
スランプ ・ 15cm ・ 18cm ・（ ）cm
鉄筋の種類等 ・ SD295 ・（ ）
凍結抑制層の材料 ・（ ）

3.地業の材料 (21.2.1)
⊙ 再生クラッシャラン ・ 切込砂利 ・ 切込砕石
試験 ・ 砂の粒度試験

4.埋め戻し土 (21.2.1)
・ A種 ・ B種 ・C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土

5.施工 (21.2.2)
場所打ち排水桝の足掛け金物の材料
・ ｽﾃﾝﾚｽ製（幅400mm、径22mm） ・鉄製（径22mm、防錆処置済み）
・ 合成樹脂被膜加工を行ったもの(径19mm) ・ 図示（図面番号： ）
遠心力鉄筋コンクリート管
基床の厚さ、種類 ・図示（図面番号： ）
硬質ポリ塩化ビニル管
基床の厚さ、種類 ・図示（図面番号： ）
継手 ・接着剤 ・ゴム輪

6.街きょ 縁石、側溝 (21.3.1) (21.3.2)
コンクリート縁石、側溝
種類、形状、寸法 ⊙図示（図面番号： A-11、A-12 ）
砂利地業
厚さ ⊙ 100mm ・ 図示（図面番号： ）

7 舗装工事

1.路床 (22.2.2) (22.2.3) (表22.2.1) (22.2.4) (22.2.5)
路床の材料（厚さは図示（図面番号： ））
遮断層 ・ 川砂 ・ 海砂又は良質な山砂
凍上抑制層 ・ 切込み砂利 ・ 砂 ・（ ）
フィルター層 ・ 砂
路床安定処理 ・ 行う
添加材料による安定処理
種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントB種
・ フライアッシュセメントB種 ・ 生石灰（ ）号
・ 消石灰（ ）号
添加量（ ）kg/㎡(目標CBR ・ 5以上 ・（ ））
盛土に用いる材料
・ A種 ・ B種 ・C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土
C種の場合：建設発生土受入量（ ）m3
片道の運搬距離（ ）km

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第１－８６１ 一級建築士 №35551 田端 進也
設計代表者 一級建築士 №35551 田端進也
設計担当者 一級建築士 №35551 構造設計一級建築士 井上貴智 / 一級建築士 №372093 南 賢治

SCALE A2 NS A3 NS
DATE R5.3

工事名称 いきいきセンター非常用発電機更新工事
図面名称 特記仕様書５

A－06
原図：A2

7 舗装工事

試験 ・ 路床土の支持力比(CBR)試験
・ 路床締固め度の試験
・ 現場CBR試験

2.路盤
(22.3.2)
(表22.3.1)
(22.3.3)

舗装の種類	路盤の厚さ(mm) 車道部	歩道部	路盤材料
⊙ アスファルト舗装	・（150）	・（ ）	⊙ 再生クラッシャラン
・ カラー舗装	・（ ）	・（ ）	・ クラッシャラン
・ 透水性アスファルト舗装	・（ ）	・（ ）	鉄鋼スラグ
・ インターロッキングブロック舗装	・（ ）	・（ ）	・ クラッシャラン ・（ ）
・（ ）	・（ ）	・（ ）	

3.アスファルト舗装
(22.4.2)～
(22.4.6)
(表22.4.1)～
(表22.4.6)

舗装の構成及び厚さ ⊙ A-5-15 ・ 図示(図面番号： ）
・ A-3-10 ・（ ）
平坦性
⊙ 通行の支障となる水たまりを生じない程度
・ 図示（図面番号： ）
再生ｱｽﾌｧﾙﾄの種類 ・ 60～80 ・ 80～100 ・図示（図面番号： ）
表層の種類
⊙ 密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(13) ・ 細粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(13)
・（ ）
試験 ・ アスファルト混合材等の抽出試験

4.コンクリート舗装
(22.5.2)～
(22.5.6)
(表22.5.1)

舗装の構成及び厚さ ・ 図示(図面番号： ）
平坦性
・ 通行の支障となる水たまりを生じない程度
・ 図示（図面番号： ）
コンクリートの種類 ・ 普通コンクリート ・ 図示（図面番号 ）
設計基準強度等 ・ 標準仕様書［表22.5.1］ ・（ ）
早強セメント ・ 使用する
注入目地材料 ・ 低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ
目地 ・ 種類（ ） ・ 間隔（ ）
・ 標準仕様書［表22.5.3］
目地の構造 ・ 標準仕様書[図22.5.1] ・ 図示（図面番号： ）

5.カラー舗装
(22.6.2)
(22.6.3)
(表22.6.1)

種類
・ 加熱系 構成及び厚さ（ ）
結合材 ・ アスファルト ・ 石油樹脂系（顔料の添加量： ）
添加材 ・ 着色骨材 ・ 自然石
・ 常温系
工法 ・ ニート工法 ・ 塗布工法
着色部下部 ・ アスファルト舗装 ・ コンクリート舗装
ニート工法及び塗布工法の配合その他 ・ 図示（図面番号： ）
試験 ・ アスファルト混合物等の抽出試験

6.透水性アスファルト舗装

舗装構成 ・ 図示（図面番号： ）

7.ブロック系舗装
(22.8.2)
(22.8.3)
(表22.8.1)

舗装	種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
・ コンクリート平板舗装	・ 普通平板 ・ 透水平板	・ 300角 ・（ ）	・ 60 ・（ ）	目地 ・ 砂 ・ モルタル 表面加工 ・ 研ぎ出し ・ 洗い出し ・ たたき出し
・ インターロッキングブロック舗装	・ 普通ブロック ・ 透水性ブロック		車道部 ・ 80 ・（ ） 歩道部 ・ 60 ・（ ）	表面加工 ・ 標準品 ・（ ） 曲げ強度 ・（ ）
	・ 植生用ブロック		・ 80 ・ 100	
・ 舗石舗装	・ 小舗石 ・ 花こう岩 ・（ ）		・ 80～100	施工方法 ・ うろこ張り ・（ ） 基層 ・ コンクリート舗装 ・ アスファルト舗装 基層の厚さ ・（ ）mm

コンクリートの平板舗装及び舗石舗装のクッション材
・ 砂 ・ 空練りモルタル ・ 図示（図面番号： ）
平坦性 ・ 平板等の段差3mm以内 ・ 図示（図面番号： ）

8.砂利敷き
(22.9.2)

・ 通路部 ・ A種 ・ B種 ・（ ）
・ 建物周囲 ・ A種 ・ B種 ・（ ）

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第1ー861 一級建築士 №352551 田端 盛也
設計代表者 一級建築士 №352551 田端盛也
設計担当者 一級建築士 №352551 構造設計一級建築士 №8994 井上貴智 一級建築士 №372093 南 賢治

SCALE A2 NS A3 NS
DATE R4.12

工事名称 いきいきセンター非常用発電機更新工事
図面名称 特記仕様書6

A-07
原図：A2

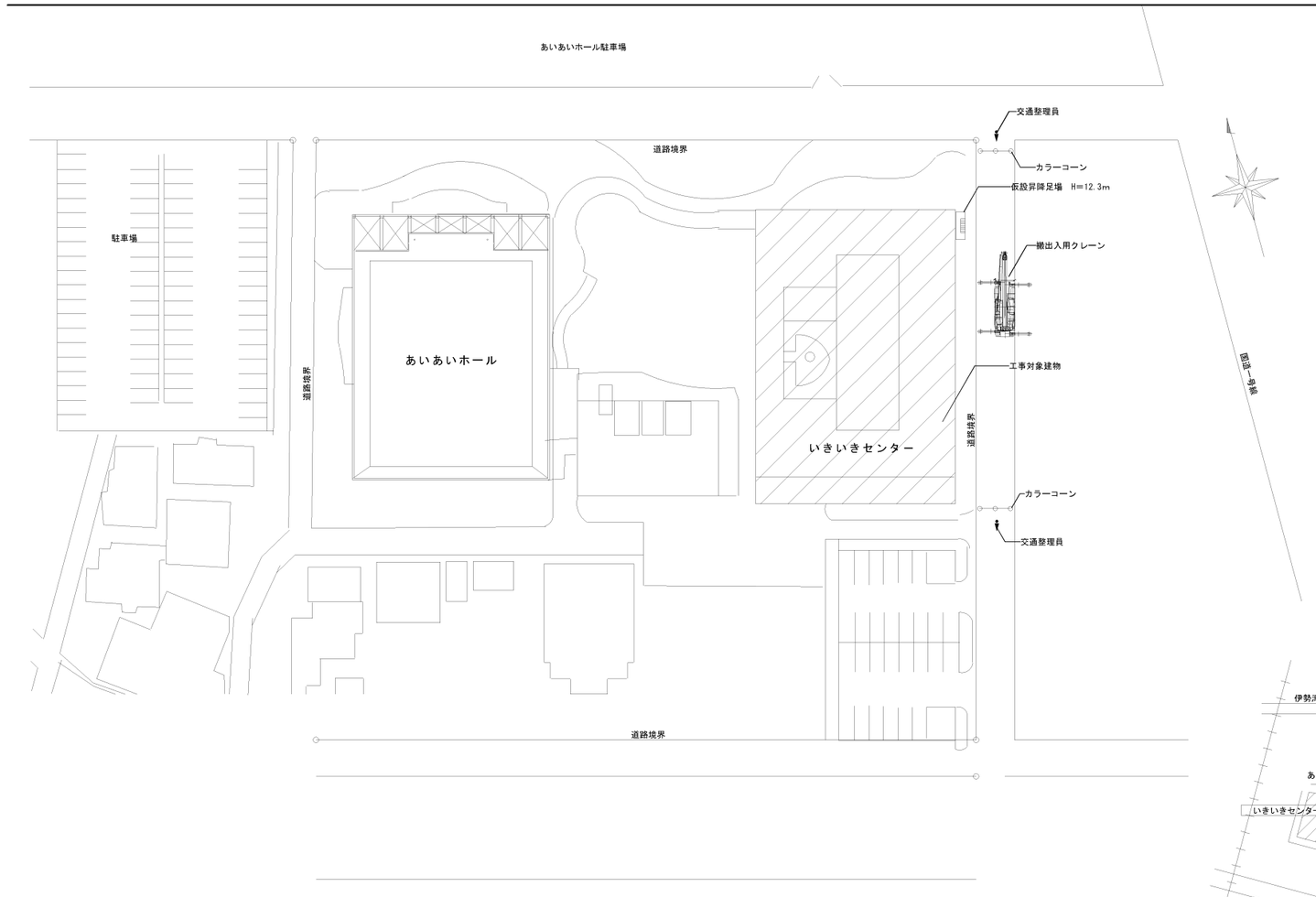

配置図　1/500

※工事関係者の昇降は外部昇降足場を使用する

※建築工事における搬出入時の仮設計画を示す

案内図

備考	(株)田端隆建築設計 三重県知事登録第１－８６１　一級建築士 №352551 田端 進也	設計代表者 一級建築士 №352551 田端進也	設計担当者 一級建築士 №322031 構造設計一級建築士 №4394 井上貴智 一級建築士 №372093 南 賢治	SCALE A2 : 1/500 A3 : 1/1000 DATE R５．３	工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事 図面名称　配置図	A－08 原図：A2

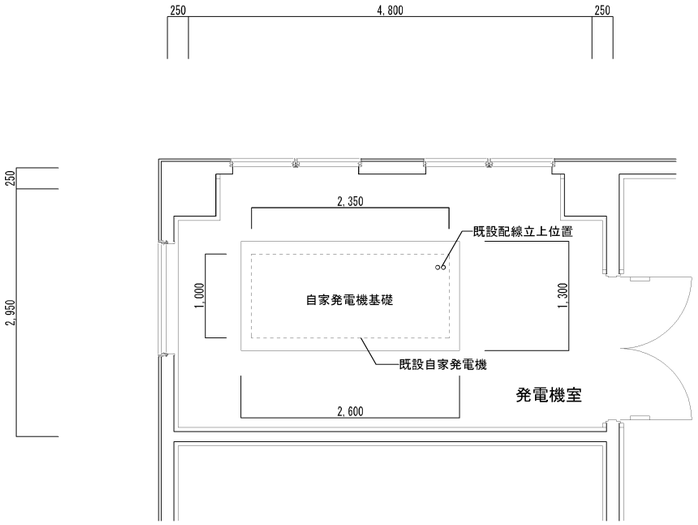

発電機基礎改修平面図　S=1/50

（現　況）

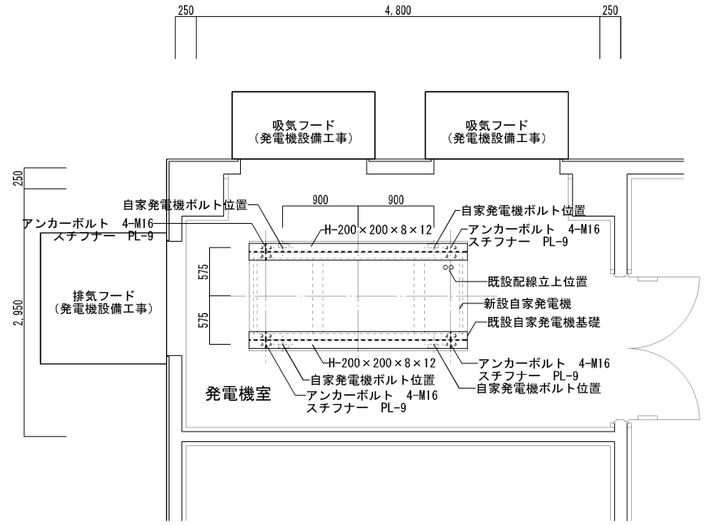

発電機基礎改修平面図　S=1/50

（改修後）

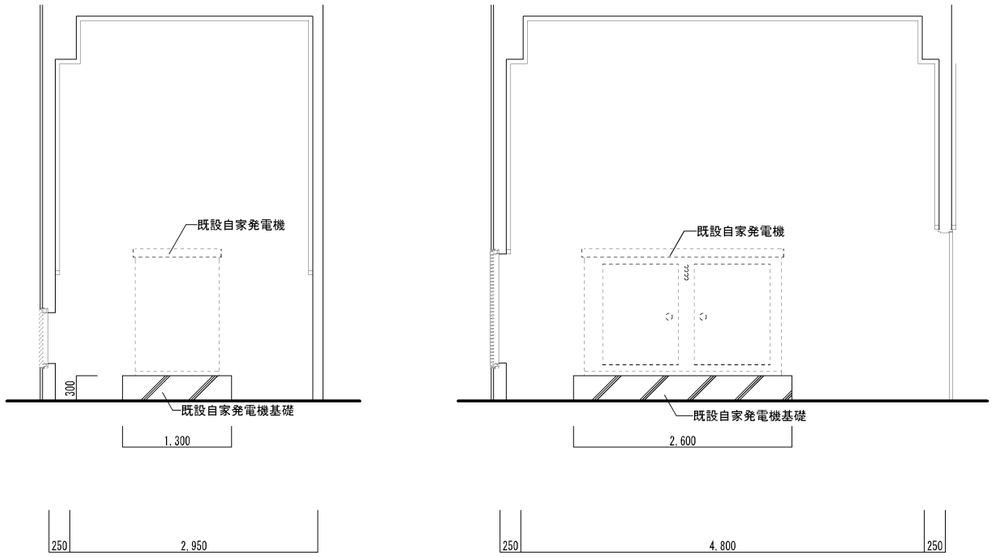

発電機基礎改修断面図　S=1/50

（現　況）

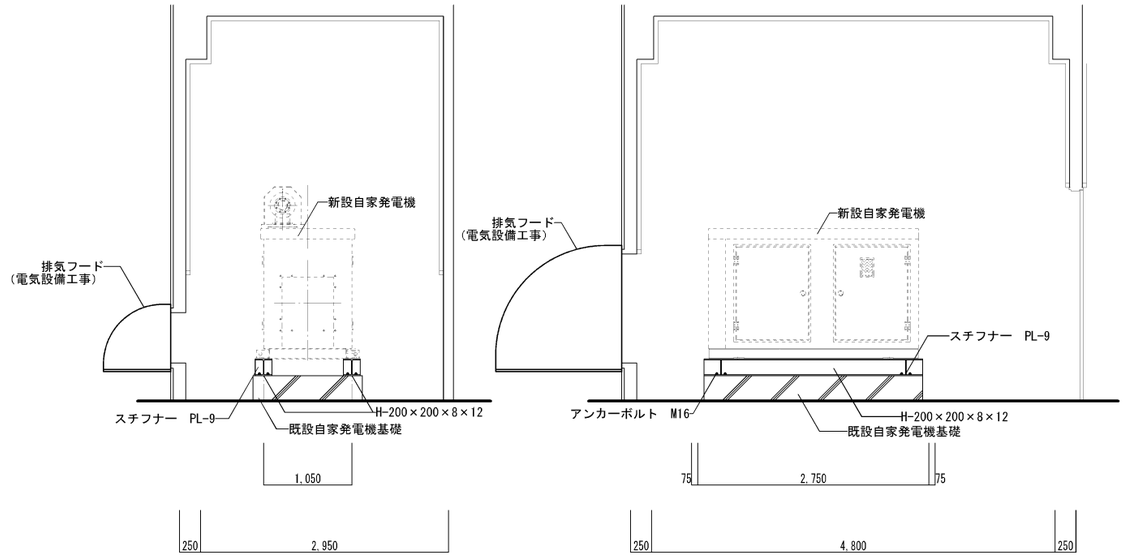

発電機基礎改修断面図　S=1/50

（改修後）

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第１－８６１　一級建築士　№352551　田端　盛也

設計代表者	設計担当者			SCALE	工事名称	いきいきセンター非常用発電機更新工事	A－09
一級建築士 №352551 田端盛也	一級建築士 №352551 構造設計一級建築士 №5914 井上貴智	一級建築士 №372093 南　晃治		A2　1/50 A3　1/100 DATE R５．３	図面名称	発電機基礎架台改修図	原図：A2

符号	AG 1 アルミ製固定ガラリ	AG 2 アルミ製固定ガラリ
	撤去	撤去
姿図 S=1：50	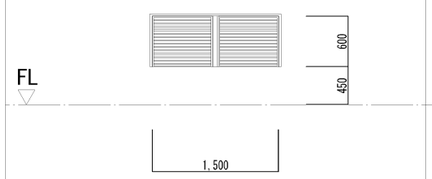	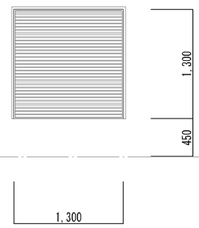
	電気設備工事において換気フードに取替	電気設備工事において換気フードに取替
位置	発電機室	発電機室
数量	2	1
材質		
見込	RC用70	RC用70
仕上	アルミ電解発色処理	アルミ電解発色処理
ガラス		
付属金物	アングルピース、ｱﾙﾐ額縁	アングルピース、ｱﾙﾐ額縁
		ｽﾃﾝﾚｽ製網戸
備考		

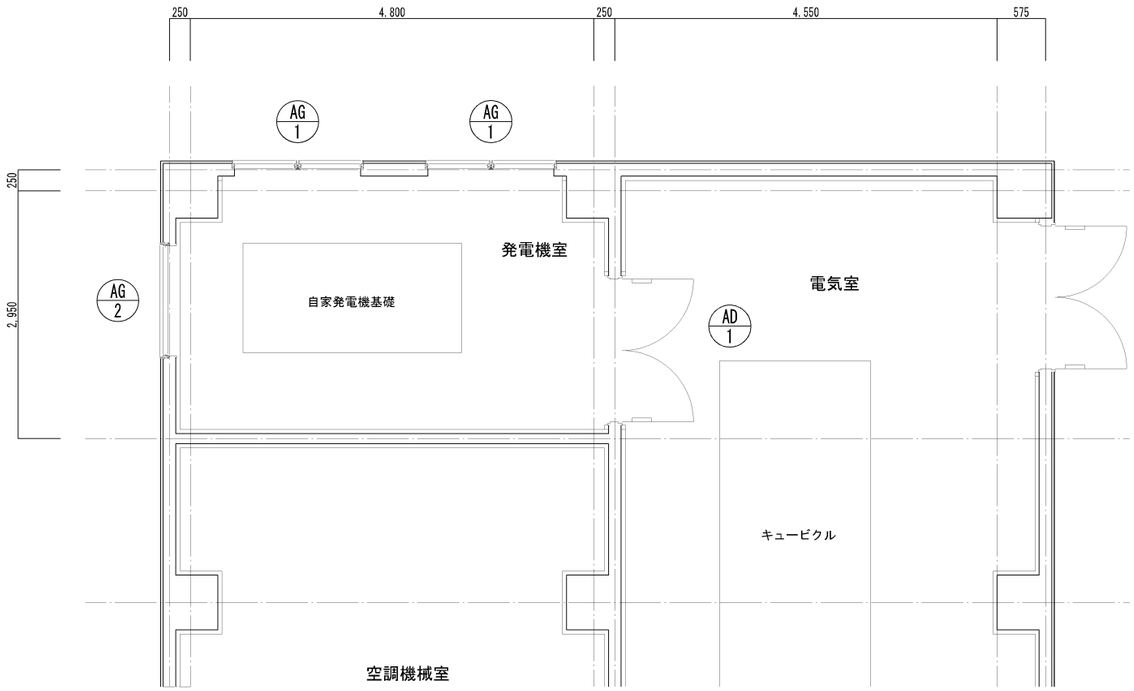

符号	SD 1 鋼製両開きフラッシュドア（防音ﾄﾞｱ）	SD 1 鋼製両開きフラッシュドア（防音ﾄﾞｱ）
	撤去	新設
姿図 S=1：50	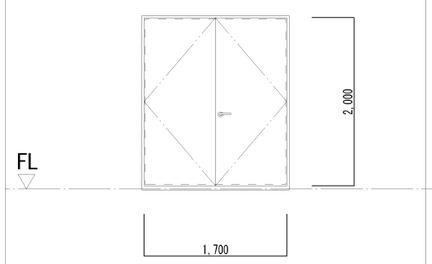	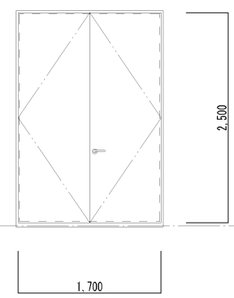
位置	発電機室	発電機室
数量	1	1
材質	鋼板	鋼板
見込	扉：40	扉：40
仕上	焼付塗装	焼付塗装
ガラス		
付属金物	丁番、グレモン錠、シリンダー錠 フランス落し、ドアチェック（ＳＴ付） 戸当たり、ＳＵＳ沓ずり、鋼製3方枠	丁番、グレモン錠、シリンダー錠 フランス落し、ドアチェック（ＳＴ付） 戸当たり、ＳＵＳ沓ずり、鋼製3方枠
備考	枠四周合成ゴム、ロックウール充填、 レバーハンドル締め、内側サムターン	枠四周合成ゴム、ロックウール充填、 レバーハンドル締め、内側サムターン

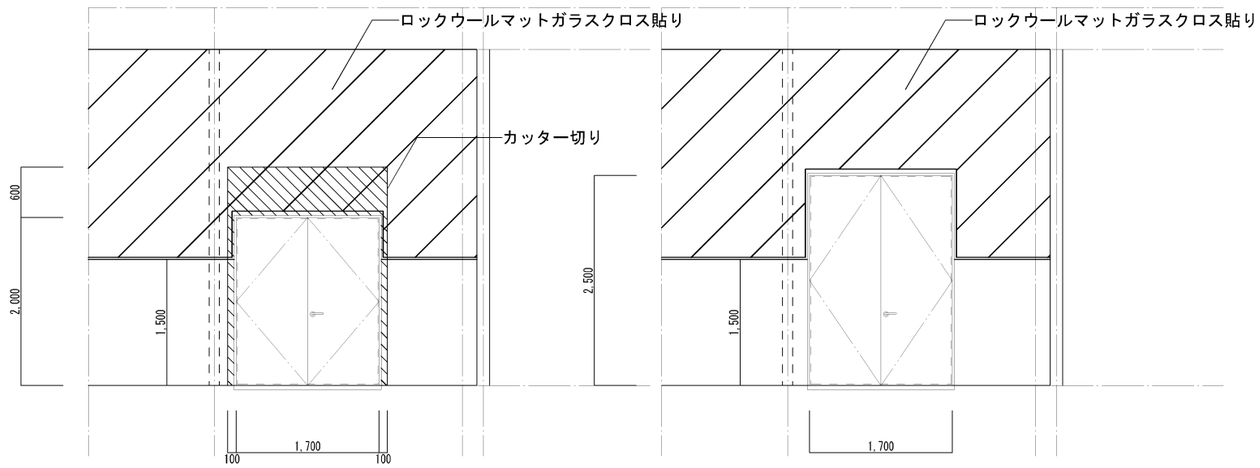

AG1　改修図　S=1/50

：コンクリート斫り範囲を示す

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第１－８６１　一級建築士 №352551 田端 盛也

設計代表者	設計担当者			SCALE	工事名称	
一級建築士 №352551 田端盛也	一級建築士 №352551 構造設計一級建築士 №5914 井上貴智	一級建築士 №372093 南 晃治		A2 1/50 A3 1/100 DATE R５．３	いきいきセンター非常用発電機更新工事	A－１０
					図面名称 建具改修図	原図：A2

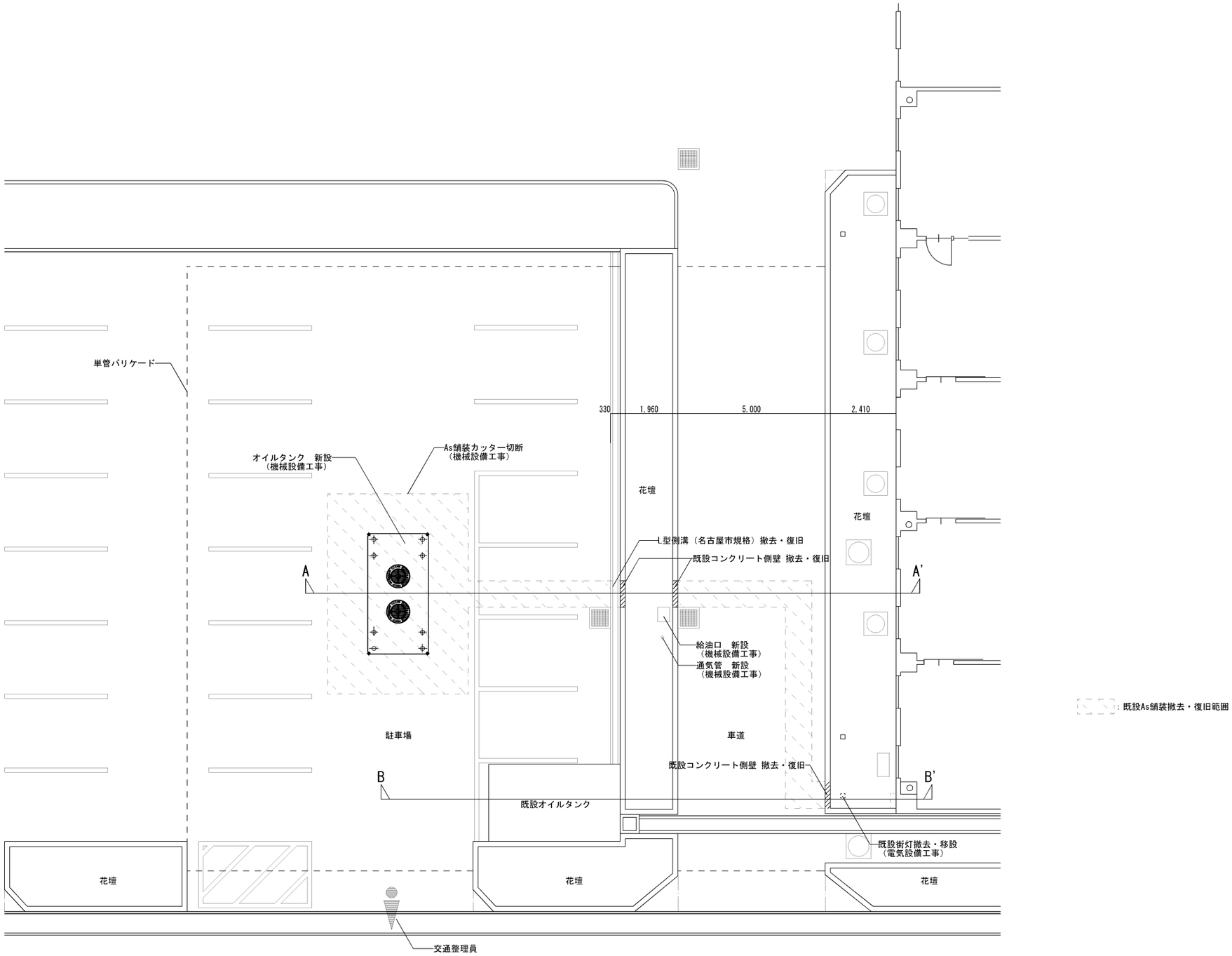

配　置　図　S=1/100

備考	(株)田端隆建築設計 三重県知事登録第１－き６１　一級建築士 №35551 田端 盛也	設計代表者 一級建築士 №35551 田端盛也	設計担当者 一級建築士 №332021 構造設計一級建築士 №5954 井上貴雅 一級建築士 №372093 南 賢治	SCALE A2 1/100 A3 1/200 DATE R５．３	工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事 図面名称　外構工事　平面図	A－１１ 原図：A2

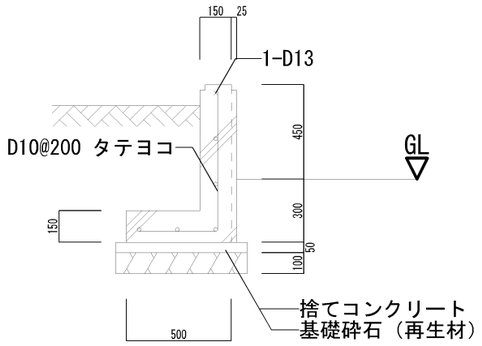

コンクリート側壁詳細図 S=1/20

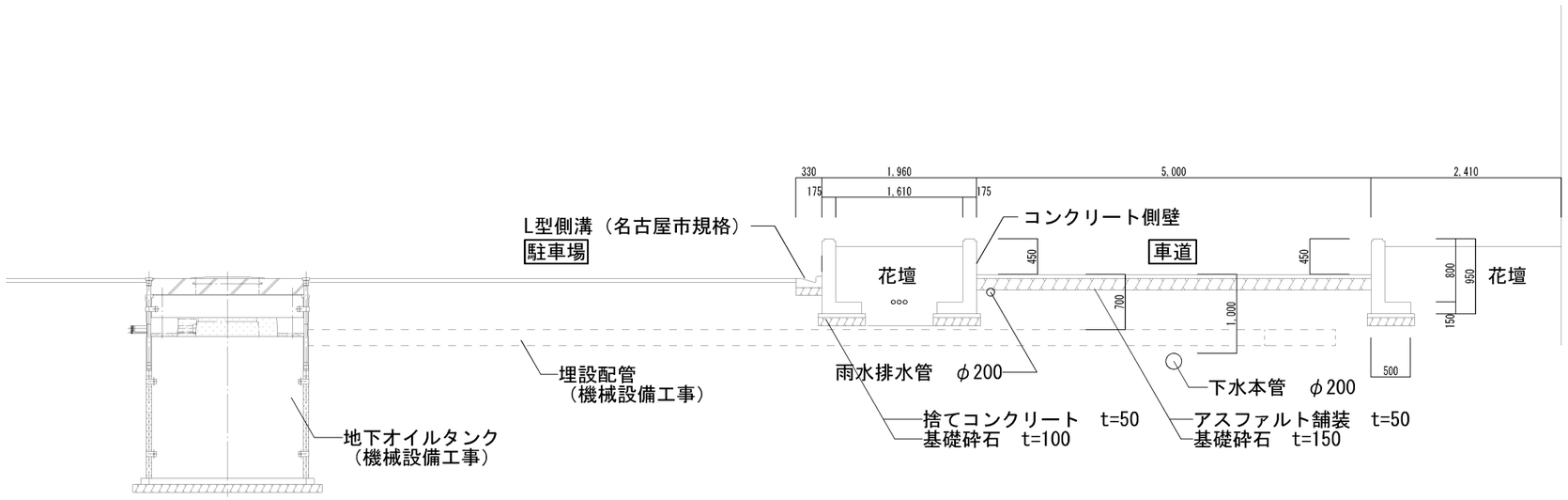

A-A' 断面図 S=1/50

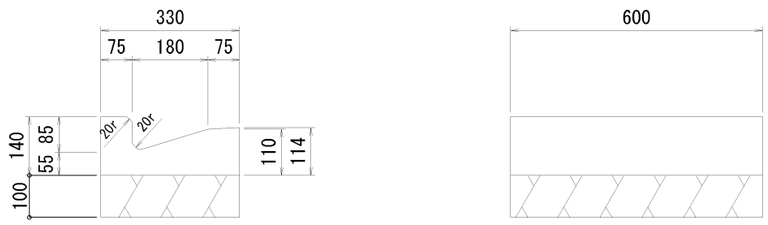

L型側溝（名古屋市規格）詳細図 S=1/10

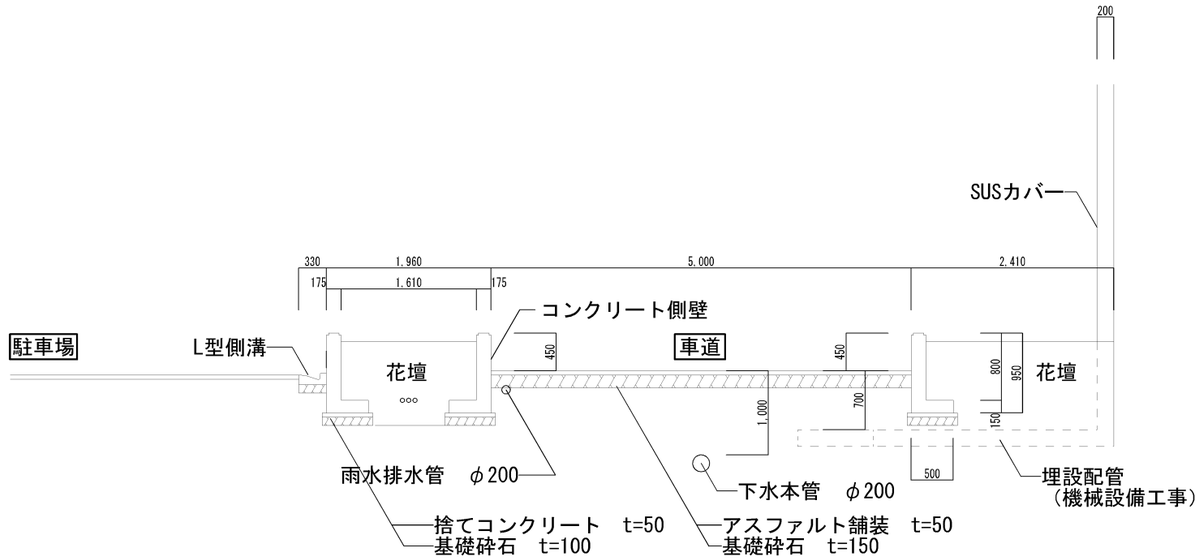

B-B' 断面図 S=1/50

備考	(株)田端隆建築設計 三重県知事登録第1ー861 一級建築士 №352551 田端 盛也	設計代表者 一級建築士 №352551 田端盛也	設計担当者 一級建築士 №352551 構造設計一級建築士 №5914 井上貴智 一級建築士 №372093 南 賢治	SCALE A2 1/50 A3 1/100 DATE R5.3	工事名称 いきいきセンター非常用発電機更新工事 図面名称 外構工事 断面図	A-12 原図：A2

いきいきセンター非常用発電機更新工事　　設計図

仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　川越町大字　豊田一色　地内

2．建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（m²）	消防法施行令別表第一	備考
いきいきセンター	ＲＣ造	４階　建	4,564.42		

3．工事種目（○印のついたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別 本館	屋外				
・電灯設備						
・動力設備						
・電気自動車用充電設備						
・電熱設備						
・雷保護設備						
・受変電設備						
⊙ 発電設備	改修一式					
・構内情報通信網設備						
・構内交換設備						
・情報表示設備						
・映像・音響設備						
・拡声設備						
・誘導支援設備						
・テレビ共同受信設備						
・監視カメラ設備						
・駐車場管制設備						
・防犯・入退室管理設備						
・火災報知設備						
・中央監視制御設備						
・						
・構内配電線路						
・構内通信線路						
・テレビ電波障害除去工事						
・						
・建築工事						
・機械設備工事						

4．指定部分　⊙無　・有　　対象部分（　　）
指定部分工期　　令和　年　月　日

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、○印の付いたものによる。

⊙ 公共建築工事標準仕様書　（電気設備工事編）（令和４年版）　以下、「標準仕様書」という。）
⊙ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）　以下、「改修標準仕様書」という。）
⊙ 公共建築設備工事標準図　（電気設備工事編）（令和４年版）　以下、「標準図」という。）

2．特記仕様

項目及び特記事項は○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
1　適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 風速　（V₀=34m/s） 地表面粗度区分（　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ　） ・ 積雪荷重 垂直積雪量（ 0.3m ）
② 環境への配慮	（1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは、次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 （3）「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成27年2月閣議決定）」による。

項目	特記事項
③ 材料・機材の品質等	（1）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有するべき品質及び性能を有するものとする。 （2）下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受けた場合とする。ただし、製造業者等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

機材名称	
ＬＥＤ照明器具	高圧進相コンデンサ
照明制御装置	高圧限流ヒューズ
可変速電動機用インバータ装置	高圧負荷開閉器
分電盤	高圧変圧器（特定機器）
制御盤	交流無停電電源装置
キュービクル式配電盤	太陽光発電装置（パワーコンディショナ及び系統連係保護装置）
高圧スイッチギア（ＣＷ形、ＰＷ形）	監視カメラ装置
高圧交流遮断器	中央監視制御装置（監視制御装置）

項目	特記事項
④ 電源周波数	・ ５０Ｈｚ　⊙ ６０Ｈｚ
⑤ 電気工作物の種類	⊙ 事業用電気工作物 ・ 一般用電気工作物 電気保安技術者 ・ 要　・ 不要
6　電気工事士	契約電力５００ｋＷ以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。
⑦ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とする。 構内につくることが　⊙ できる　・できない
8　足場その他	・ 別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 ・ 本工事で設置とする。（改修標準仕様書 第１編 2.2.2によるほか下記による。） 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（2）手すり据え置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行う。 ・ 内部足場の種別（　　種　） ・ 外部足場の種別（　　種　）
9　仮設備工事	仮設備期間（ ・ 図示　・　　） 仮電源等　（ ・ 受変電設備　・ 発電設備　・ 図示　）
10　養生	養生範囲　（ ・　　・　　） 養生方法　（ ・　　・　　）
⑪ 施工調査	⊙ はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行うこと。 ・ 石綿含有分析調査（定性分析により石綿が含有されている場合は、定量分析を実施する。） ・ 既設埋設配管等を切断または接続する箇所は、事前に試掘調査を行うこと。
12　非破壊検査等	構造部等の機械はつり箇所は、非破壊検査等による埋設物の調査を行い、監督職員に報告書を提出する。 なお、放射線透過検査による場合は特記とし、撮影枚数は、１枚以上／部位とする。
⑬ 穿孔作業	既存躯体に穿孔する場合は金属探知により電路供給が停止できる付属装置等を使用する。
⑭ 耐震安全性の分類と耐震施工	(1) 設備機器、電気配線の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）による。（100kg以上の機器を対象とする。） 1)設計用水平地震力 機器の重量［ｋＮ］に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお特記なき場合、設計用水平震度は次による。

設計用水平震度

設置場所	機器種別	⊙ 特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	・ 一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

※水槽類には、オイルタンク等を含むものとする。

上層階とは、２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４層とする。
中間階とは、地階、１階を除く各階で上層階に該当しないものとする。

重要機器
・ 配電盤　⊙ 発電装置　・ 直流電源装置　・ 交流無停電電源装置
・ 交換機　・ 火災報知受信機　・ 中央監視制御装置
・ キュービクル　・ その他（　　）

2)設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

項目	特記事項
⑮ 建設発生土の処理	・ 埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ⊙ 構外搬出道切処理とする。 ※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告(位置図等)を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。
⑯ 電線本数，管路等	分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配管・配線は、経路、電線太さ、電線本数、管径等は監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。 また、機械室等の床埋設配管は図面上 PF管で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。
⑰ 金属製電線管の塗装・仕上げ	下記の金属製電線管の露出配管は塗装、めっき等の仕上げを行う。 ⊙ 屋外（内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ箇所　全て（塗装箇所除く） ⊙ 屋内（　内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ箇所　地階、ピット階　） ・ 塗装（　・　屋内　・　屋外　・　全て　・　図示　）
18　フラッシュプレート	図面に特記なき場合は、・ 金属製（ステンレス、新金属も含む）　・ 樹脂製　　とする。
19　電線類	EM-UTPケーブルは、用途に応じ色分けすること。
20　二重床内器具	二重床内に設置する器具の位置表示として、マーキングを直上の天井面に付けること。 また、用途に応じ色分けすること。
21　インバータ装置の規約効率	三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。

電動機出力（kW）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45
規約効率　（%）	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

25

備考（1）規約効率は、JET-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
（2）規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、IP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

項目	特記事項
22　高効率誘導電動機の配線用遮断器等の選定	高効率誘導電動機回路保護用の配線用遮断器等の選定は下記による。

200V三相誘導電動機回路の器具容量等

電動機 定格出力［kW］	定格電流（参考値）［A］	器具容量、コンデンサ回路の配線 配線用遮断器等［A］ 直入始動 MCCB	Y－Δ始動 MCCB	インバータ入力側［A］	電流計［A］	コンデンサ回路 接続する電線の長小太さ［mm²］ EM-IE	IV	長さ3m以下	コンデンサ［μF］ 50Hz	60Hz
0.2	1.8	15	―	15	3	2.0	2.0	2.0	15	10
0.4	3.2	15	―	15	5	2.0	2.0	2.0	20	15
0.75	4.8	15	―	15	5	2.0	2.0	2.0	30	20
1.5	8	30	―	15	10	2.0	2.0	2.0	40	30
2.2	11.1	40	―	20	10	2.0	2.0	2.0	50	40
3.7	17.4	75	―	30	20	2.0	2.0	2.0	75	50
5.5	26	100	60	50	30	3.5	5.5	2.0	100	75
7.5	34	125	75	60	50	3.5	5.5	2.0	150	100
11	48	125	125	75	60	8.0	14	2.0	200	150
15	65	125	150	125	60	8.0	14	2.0	250	200
18.5	79	150	175	125	100	14	22	3.5	300	250
22	93	175	200	150	100	14	22	3.5	400	300
30	124	250	300	200	150	14	22	5.5	500	400
37	152	300	350	225	200	14	22	8.0	600	500
45	190	400	450		200					
55	228	450	500		250					

400V三相誘導電動機回路の器具容量等

電動機 定格出力［kW］	定格電流（参考値）［A］	器具容量、コンデンサ回路の配線 配線用遮断器等［A］ 直入始動 MCCB	Y－Δ始動 MCCB	インバータ入力側［A］	電流計［A］	コンデンサ回路 接続する電線の長小太さ［mm²］ EM-IE	IV	長さ3m以下	コンデンサ［μF］ 50Hz	60Hz
0.2	0.9	15	―	―	3	2.0	2.0	2.0	5	5
0.4	1.6	15	―	15	3	2.0	2.0	2.0	5	5
0.75	2.4	15	―	15	5	2.0	2.0	2.0	7.5	5
1.5	4	15	―	15	5	2.0	2.0	2.0	10	7.5
2.2	5.5	20	―	15	10	2.0	2.0	2.0	15	10
3.7	8.7	30	―	15	10	2.0	2.0	2.0	20	15
5.5	13	40	30	30	15	2.0	2.0	2.0	25	20
7.5	17	75	40	30	20	2.0	3.5	2.0	40	25
11	24	100	60	50	30	3.5	5.5	2.0	50	40
15	32	125	75	60	30	3.5	5.5	2.0	75	50
18.5	39	125	100	75	60	3.5	5.5	2.0	75	75
22	46	125	100	100	60	8.0	14	2.0	100	75
30	62	125	150	125	60	8.0	14	2.0	125	100
37	76	150	175	125	100	8.0	14	3.5	150	125
45	95	200	225	150	100	8.0	14	3.5	200	150
55	115	225	300	175	150	14	22	5.5	250	200
75	155	300	350	225	150	14	22	8.0	300	250
90	180	350	400	300	200	22	38	8.0	300	250
110	220	450	500	350	250	22	38	8.0	397	300

項目	特記事項
㉓ 接地極	接地極の材料は下記による。なお、接地棒ＥＢ(14φ)の長さは 1,500mm 以上とし、10φは W=30　L=900mm 以上、14φは、W=40　L=1,200mm 以上としても差し支えない。

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極（参考）
・ 共同接地	$E_{A,B,D,E}$	Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連ー 組
・ 共同接地	$E_{A,B,E}$	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連ー３組
・ Ａ　種	E_A	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連ー２組
・ Ｂ　種	E_B	Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連ー２組
⊙ Ｄ　種	E_D	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×１　（Ｌ=1,000mm）
・ Ｃ　種	E_C	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連ー２組
・ 高圧避雷器用	E_{LP}	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連ー３組
・ 低圧避雷器用	E_{LL}	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連ー２組
・ 構造体接地			
・ 交換機用	E_T	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連ー３組
・ 通信用	E_W	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連ー３組
・ 通信用	E_W	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×１　（Ｌ=1,000mm）
・ 電話引込口の保安器用	E_{LT}	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×１　（Ｌ=1,000mm）
・ 測定用	E_S		ＥＢ（10φ）×１　（Ｌ=1,000mm）

項目	特記事項
24　天井仕上げ表示	図面において、室名に（　）を付したものは直天井を示し、それ以外は二重天井の部屋を示す。
取付高さ	壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名称	測点	取付高さ［mm］
ブラケット（一般）	床上 ～ 中心	2,100
〃　（講堂）	〃	2,500
〃　（壁上）	壁上端 ～ 中心	150
スイッチ　（一般）	床上 ～ 中心	1,200
〃　（多機能便所用）	〃	1,200
自動スイッチ　（照明、換気扇用等）	〃	1,800
ｺﾝｾﾝﾄ、電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ、ﾃﾚﾋﾞ端子（一般）	〃	300
〃　（和室）	〃	150
〃　（台上）	台上 ～ 中心	150
コンセント（土間）	床上 ～ 中心	800 ～ 1,300
コンセント（電動車いす充電用）	〃	900
引込開閉器箱（低圧）	床上 ～ 上端	1,500
分電盤、制御盤、実験盤	床上 ～ 中心	1,500（上端1,900以下）
開閉器箱	〃	1,500
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,200
接地用端子箱	地上、床上 ～ 中心	500
試験用接続端子箱	床上 ～ 下端	800
接地極埋設標	地上 ～ 中心	600
給油ボックス	地上 ～ 給油口	1,000
室内端子盤（廊下・室内）	床上 ～ 下端	300
中間端子盤（ＥＰＳ・電気室）	床上 ～ 中心	1,500
壁付電話機	〃	1,300
親時計	〃	1,500（上端1,900以下）
子時計、スピーカ	〃	（天井高）×0.9
アッテネータ	〃	1,200
表示盤	〃	（天井高）×0.9
発信器（出退表示用）	〃	1,200
外部受付用インターホン（子機）	〃	標準図による
壁付インターホン　（上記以外）	〃	1,100
呼出ボタン（多機能便所用）	〃	900
保修ボタン（　〃　）	〃	1,300
廊下表示灯（　〃　）	〃	2,000
テレビ機器収容箱	天井下 ～ 上端	200
火報受信機（複合盤）	床上 ～ 操作部	800 ～ 1,500
副受信機	床上 ～ 中心	1,500
機器収容箱（火災報知設備）	〃	800 ～ 1,500
発信機	〃	800 ～ 1,500
警報ベル	〃	（天井高）×0.9
表示灯（火災報知設備）	〃	（天井高）×0.8
遠動制御器（自動閉鎖）	〃	1,500
ガス漏れ検知器（重ガス）	〃	300
ガス漏れ検知器（軽ガス）	天井面 ～ 中心	（天井高）－200

（参考）天井面を基準とする取付高は、天井高さが 2,500mm から 3,000mm の場合に適用する。
天井高さが 3,000mm 以上の場合及び機器の使用に支障が生じる場合は、監督職員と協議する。

項目	特記事項
25　他工事又は他工種との取り合い	工事区分表による。　ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。

備考
・
・
・
・

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第１－８６１　一級建築士 №352551 田端 隆也

設計代表者	設計担当者		SCALE
一級建築士 №352551 田端隆也	一級建築士 №323052 構造設計一級建築士 №2604 井上貴智	一級建築士 №372093 南 晃成	DATE R4.11

工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事
図面名称　特記仕様書（１）

E－01
原図：A2

項　目	特　記　事　項
27 工事用電力、水等	⊙本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は、受注者の負担とする。 ・町支給とする。ただし、構内既存施設より利用可能な範囲に限る。
28 産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により生じた産業廃棄物税が課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求する事ができる。
29 工事の保険	⊙ 建設工事保険　（管理財物担保特約に加入）（保険証券の写しを提出） ⊙ 請負業者賠償責任保険（保険証券の写しを提出） 加入期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。）
30 建設共済等	下記の制度について加入すること。 ⊙ 法定外労災補償制度　（加入証明書を提出） 建設業退職金共済制度に加入し、掛金収納書を提出する。 共済証紙購入額 請負額（消費税含む）の0.5/1000 以上 ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は不足分を追加購入すること。
31 工事実績情報の登録	工事請負代金額500万円以上の工事は、工事実績情報（CORINS）の登録手続きを行うこと。
32 施工体制台帳の提出	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出のこと。 下請契約締結日より、10日以内に提出すること。変更時も同様とする。 なお、管轄業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。
33 監督職員事務所	・設けない　　・設ける
34 完成時の提出図書	監督職員の指示により下記のものを提出する。 ⊙ 工事完成図（確工図（修正済みの設計図）＋施工図） ⊙ 完成図　ＣＡＤデータ　ＰＤＦデータ（ＣＤ－Ｒ） ⊙ 完成図　（Ａ４版に製本したもの） ⊙ 完成図　（原図サイズで機械設備図と併せて二つ折り製本したもの）（３）部 ⊙ 保全に関する資料等　（２）部 ⊙ 工事写真（紙、ＣＤ－Ｒ）
35 発生材の処理	・引渡しを要するもの ⊙引渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニュフェスト）確認表を作成し、監督員にＡ票及びＤ票もしくはＥ票の確認を受けるものとする。 ・特別管理産業廃棄物 （ＰＣＢ使用機器　　） ＰＣＢ使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。
36 工事記録	・再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○工事写真 工程写真 埋設部、いんぺい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。
37 鋼製電線管	特記なき鋼製電線管（19,25,･･･75）の表示は全て薄鋼電線管とする。 但し、屋内笠所においては、表示されているものと同一外形のねじなし電線管（E19,E25,･･･E75）を使用してもよい。
38 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には、 1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。
39 再使用機器	取り外し再使用機器は、清掃及び絶縁測定のうえ、取り付ける。 ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。
40 タンブラスイッチ	タンブラスイッチは、図面に特記なき場合、ネーム付とする。
41 配線器具等	配線器具（ｽｲｯﾁ、ｺﾝｾﾝﾄ他）の現場納り等による仕様、数量については監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
42 機器仕様	使用機器の製造者選定による若干の仕様の相違は、監督職員の承諾を得れば、可とする。
43 合成樹脂管配線	合成樹脂製可とう電線管及び付属品は、ＰＦ管（単層管）の波付管以上を使用する。
44 位置ボックス	位置ボックスで金属製を使用する場合、電力用には接地を施す。
45 最上階の埋込配管	最上階の天井スラブへの埋込配管は、原則として避けるものとする。
46 既設との取合い	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。
47 自家発電設備の配管工事等	原動機、発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線等は、監督員の承諾を受けて図面と多少相違してもさしつかえない。
48 地中配線の埋設深さ等	埋設深さは原則0.6m以上とし、それにより難い場合は監督員と協議し決定すること。 地中配管に埋設標識シート（2倍）を ⊙設ける　・設けない
49 施　工　条　件	電気設備の改修等のため、在来設備を一時停止させる必要のある場合は、予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、場合によっては停電計画書等を提出し、承諾を得たうえで作業を行うものとし、施設の運営に支障を来たさないよう特に注意する。 ①施工可能日　・土、日曜日、祝日施工有り　・指定なし ⊙その他（　　） 2.施工可能時間帯　・指定有り（　時～　時）　・指定なし ⊙高さ5mを超える箇所での作業を有する場合の墜落制止用器具はﾌﾙﾊｰﾈｽ型を使用すること。
50 地中配線の埋設標	構内線路における埋設標の材質及びその個数は、図面に記載のない場合は次による。 ・鉄製（　　箇所）　・ｺﾝｸﾘｰﾄ製（　　箇所）
51 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項	資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り町内業者を優先させること。
52 一般照明の照度測定	一般照明の照度測定を行う。照度測定箇所は、監督職員の指示による。
53 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

項　目	・　アスベスト含有物の取り扱い
1 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。 ・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。 ・石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。 ・事前調査結果及び特定粉塵排出等作業の掲示を行うこと。 ・アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。 ・アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。
2 アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有吹付材の封じ込め処理　・行う　・行わない　[9.1.1] アスベスト含有吹付材の囲い込み処理　・行う　・行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ　・行う　・行わない 施工箇所及び工法　※図示
3 アスベストの含有調査	分析による確認　・行う（下表による）　・行わない 材　料　名 ｜ 調査方法 ｜ 1材料あたりの試料数 ※定性分析（3　・　）　※定量分析（※3　・　） ※定性分析（3　・　）　※定量分析（※3　・　） ※定性分析（3　・　）　※定量分析（※3　・　）
4 アスベスト含有吹付材の除去	アスベスト含有吹付材の有無　・有　・無　[9.1.3] 除去吹付材（　　）含有場所（　　） 吹付けアスベストの施工数量調査　※行う アスベスト粉じん濃度測定　※行う

表9.1.1　アスベスト粉じん濃度測定

測定時期	測定名称	測　定　場　所	測　定　点（各施工箇所ごと）	備考
処理作業前	測定１	処理作業室内	各２点又は３点	（注）１
	測定２	施行区画周辺 又は、敷地境界	計２点	大気
処理作業中	測定３	処理作業室内	各２点又は３点	（注）１
	測定４	ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ入口	1点	空気の流れを確認
	測定５	集じん・排気装置の排出口 （処理作業室外の場合）	1点	（注）２
	測定６	施行区画周辺 又は、敷地境界	４方向各１点	―
処理作業後（隔離ｼｰﾄ撤去前）	測定７	処理作業室内	各２点又は３点	（注）１
	測定８	施行区画周辺 又は、敷地境界	４方向各１点	大気

（注）1．各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは２点、300㎡以下までは３点とする。
300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。
（注）2．集じん・排気装置の性能確認

表9.1.2　アスベスト粉じん濃度測定方法

	測　定　3	測定1，2，4，6，7，8	測　定　5
計数機器	位相差顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25mm		47mm
試料の吸引流量	1l/min	51/min	10l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min
試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数　200本又は視野数50視野		
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比３，１以上		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

作業場の隔離　※行う
除去工法
※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。
処分方法
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

5 アスベスト含有仕上塗材の除去	アスベスト含有仕上塗材の除去（除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）ついては、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有仕上塗材の有無　・有　・無 除去仕上塗材（　　）含有場所（　　） 撤去の範囲　・全面撤去　・図示による 除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする） ・水洗いエ法　・手工具ケレン工法 ・集じん装置付高圧水洗工法　・集じん装置付超高圧水洗工法　・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法　・剥離材併用超高圧水洗工法　・剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法　・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 除去工法の試験施工　・行う　※行わない 作業場の隔離及び養生 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。 ・隔離養生不要　・隔離養生必要(負圧不要)・その他（　　） 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う
6 アスベスト含有保温材等の除去	アスベスト含有保温材の有無　・有　・無　[9.1.4] 除去保温材（　　）含有場所（　　） 作業場の隔離　・行う　・行わない ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う
7 アスベスト含有成形板の除去	アスベスト含有成形板の有無　・有　・無　[9.1.5] 除去成形板（　　）含有場所（　　） 作業場の区画　・行う　・行わない 処分方法 石綿含有石膏ボード ※管理型最終処分場で埋立処分する。 石綿含有石膏ボード以外 ・埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。
8 アスベスト含有配管接続部シール材の除去	アスベスト含有シール材の有無　・有　・無 除去シール材（　　）含有場所（　　） 作業場の隔離　・行う　・行わない 除去工法 湿潤にて撤去を行い、適法に処分する事。 処分方法　・埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設
9 特記事項	※本工事に配置管理させる者（有資格者） ※特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者） 又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）

個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、下記条文を順守すること。

（基本事項）

第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（施工者の義務）

第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙及びこの従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

２　乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第４　乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

３　管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

４　四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

（収集の制限）

第５　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再提供の禁止）

第６　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第７　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第９　乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1)　紙媒体　　シュレッダーによる裁断

(2)　電子媒体　　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

３　乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

４　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第１０　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第１１　乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第１２　乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第１３　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１４　甲は、乙又はこの従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第１－８６１　一級建築士 No.352551 田端 隆也 他

設計代表者	設計担当者		
一級建築士 No.352551 田端隆也	一級建築士 No.312053 横浜設計一級建築士 No.1-7-1 井上貴智	一級建築士 No.372083 南 賢次	

SCALE
DATE R4.11

工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事
図面名称　特記仕様書（２）

E－02
原図：A2

案内図

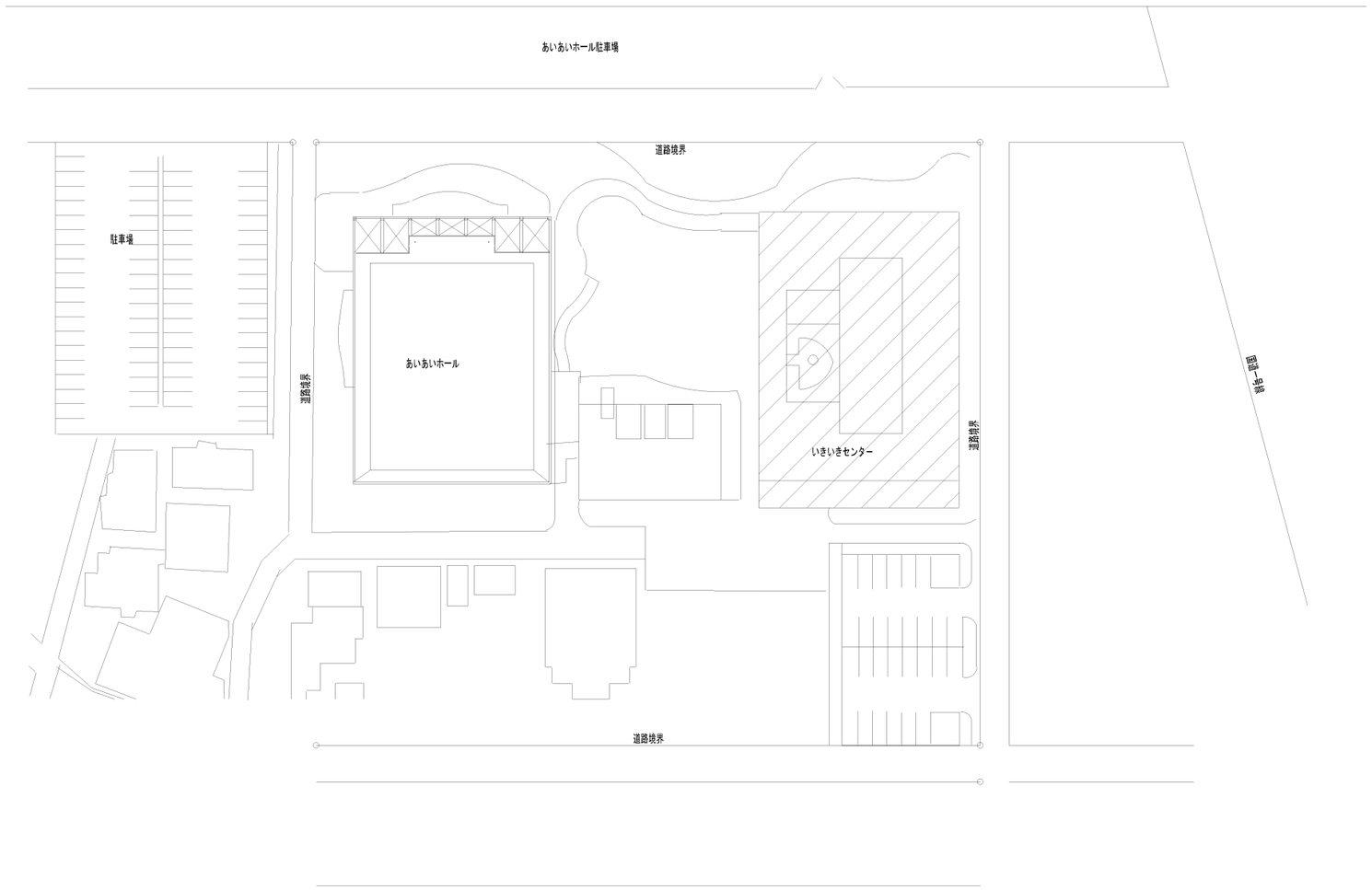

配置図　Ｓ＝１／５００

備考	(株)田端隆建築設計 三重県知事登録第１－８６１　一級建築士　№35255!　田端　隆也	設計代表者 一級建築士 №35255! 田端隆也	設計担当者 一級建築士 №323513 構造設計一級建築士 №3904 井上貴智 一級建築士 №372692 南　晃才	SCALE A2　1/500 A3　1/700 DATE R4.11	工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事 図面名称　案内図・配置図	E－03 原図：A2

既設屋内型キュービクル姿図

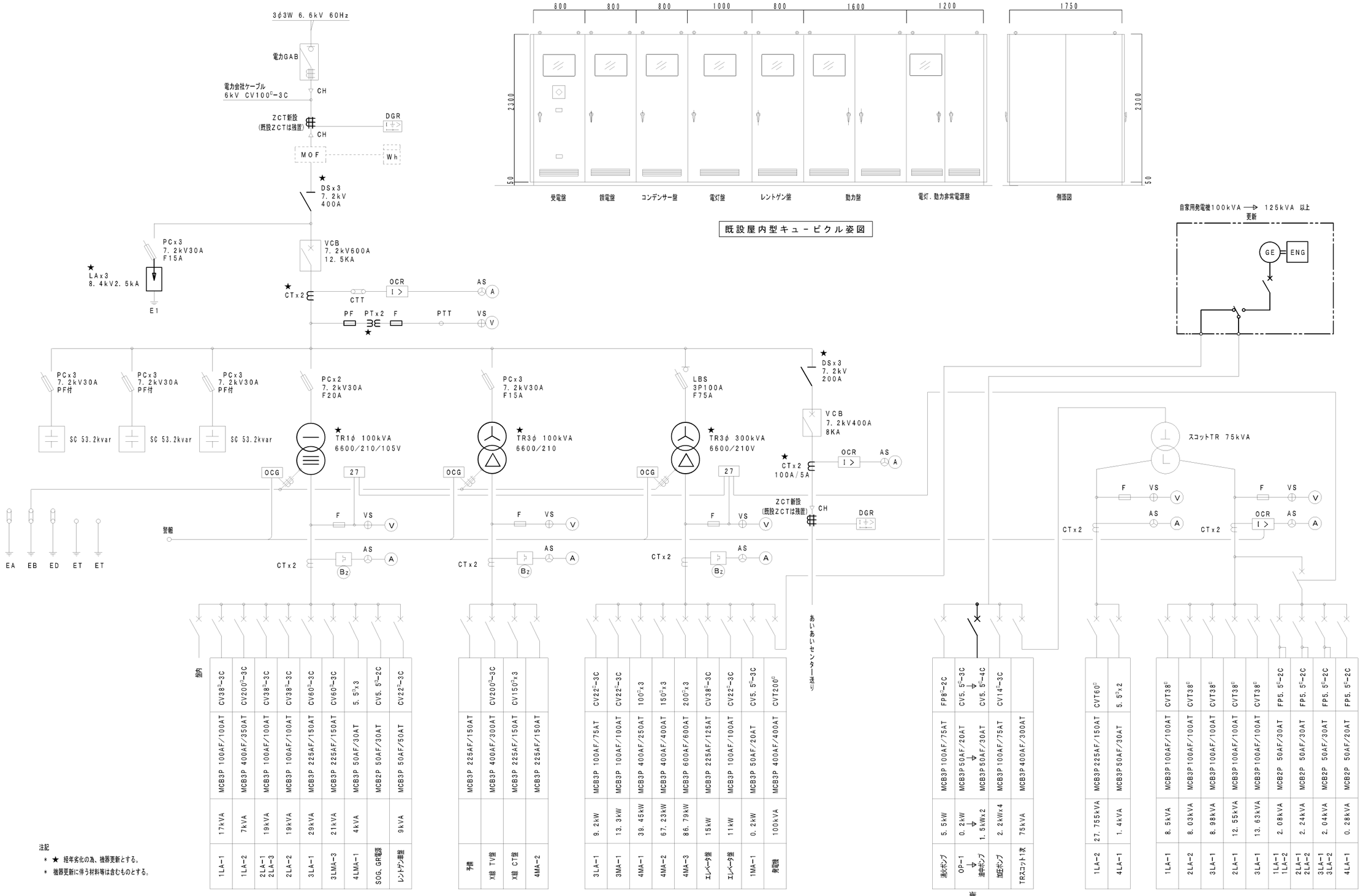

盤名	1LA-1	1LA-2	2LA-1 2LA-3	2LA-2	3LA-1	3LMA-3	4LMA-1	SOG、GR電源	レントゲン用盤
容量	17kVA	7kVA	19kVA	19kVA	29kVA	21kVA	4kVA		9kVA
MCB	MCB3P 100AF/100AT	MCB3P 400AF/350AT	MCB3P 100AF/100AT	MCB3P 100AF/100AT	MCB3P 225AF/150AT	MCB3P 225AF/150AT	MCB3P 50AF/30AT	MCB2P 50AF/30AT	MCB3P 50AF/50AT
電線	CV38□-3C	CV200□-3C	CV38□-3C	CV38□-3C	CV60□-3C	CV60□-3C	5.5□x3	CV5.5□-2C	CV22□-3C

盤名	予備	X線 TV盤	X線 CT盤	4MA-2
MCB	MCB3P 225AF/150AT	MCB3P 400AF/300AT	MCB3P 225AF/150AT	MCB3P 225AF/150AT
電線		CV200□-3C	CV150□x3	

盤名	3LA-1	3MA-1	4MA-1	4MA-2	4MA-3	エレベータ盤	エレベータ盤	1MA-1	発電機
容量	9.2kW	13.3kW	38.45kW	67.23kW	86.79kW	15kW	11kW	0.2kW	100kVA
MCB	MCB3P 100AF/75AT	MCB3P 100AF/100AT	MCB3P 400AF/250AT	MCB3P 400AF/400AT	MCB3P 600AF/600AT	MCB3P 225AF/125AT	MCB3P 100AF/100AT	MCB3P 50AF/20AT	MCB3P 400AF/400AT
電線	CV22□-3C	CV22□-3C	100□x3	150□x3	200□x3	CV38□-3C	CV22□-3C	CV5.5□-3C	CVT200□

盤名	清水ポンプ	OP-1 → 揚水ポンプ	加圧ポンプ	TRスコット1次
容量	5.5kW	0.2kW → 1.5kWx2	2.2kWx4	75kVA
MCB	MCB3P 100AF/75AT	MCB3P 50AF/20AT → MCB3P 50AF/30AT	MCB3P 100AF/75AT	MCB3P 400AF/300AT
電線	FP8□-2C	CV5.5□-3C → CV5.5□-4C	CV14□-3C	

盤名	1LA-2	4LA-1
容量	27.755kVA	1.4kVA
MCB	MCB3P 225AF/150AT	MCB3P 50AF/30AT
電線	CVT60□	5.5□x2

盤名	1LA-1	2LA-2	3LA-1	2LA-1	3LA-1	1LA-1 1LA-2	2LA-1 2LA-2	3LA-1 3LA-2	4LA-1
容量	8.5kVA	8.03kVA	8.98kVA	12.55kVA	13.63kVA	2.08kVA	2.24kVA	2.04kVA	0.28kVA
MCB	MCB3P 100AF/100AT	MCB3P 100AF/100AT	MCB3P 100AF/100AT	MCB3P 100AF/100AT	MCB3P 100AF/100AT	MCB2P 50AF/30AT	MCB2P 50AF/30AT	MCB2P 50AF/30AT	MCB2P 50AF/20AT
電線	CVT38□	CVT38□	CVT38□	CVT38□	CVT38□	FP5.5□-2C	FP5.5□-2C	FP5.5□-2C	FP5.5□-2C

注記

* ★ 経年劣化の為、機器更新とする。
* 機器更新に伴う材料等は含むものとする。

高圧単線結線図

番号	年月日	摘要

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第1－861 一級建築士 No.35255I 田端 隆也

設計代表者	設計担当者			SCALE
一級建築士 No.35255I 田端隆也	一級建築士 No.332012 構造設計一級建築士 No.3014 沖工貴智	一級建築士 No.372092 黒 晃次		DATE R4.11

工事名称	いきいきセンター非常用発電機更新工事
図面名称	高圧単線結線図

E-04
原図：A2

(A)

EM-CEE1.25°-2C （G22）

注記

* ⊠ プルボックス SUS・WP 200x200x200
200
* ⊠ プルボックス SUS・WP
300 300x300x200（発電機設備）
* ◆ 壁ハツリ貫通
* ※A 既設制御盤内残置（不要表示）

1階平面図 S＝1／200

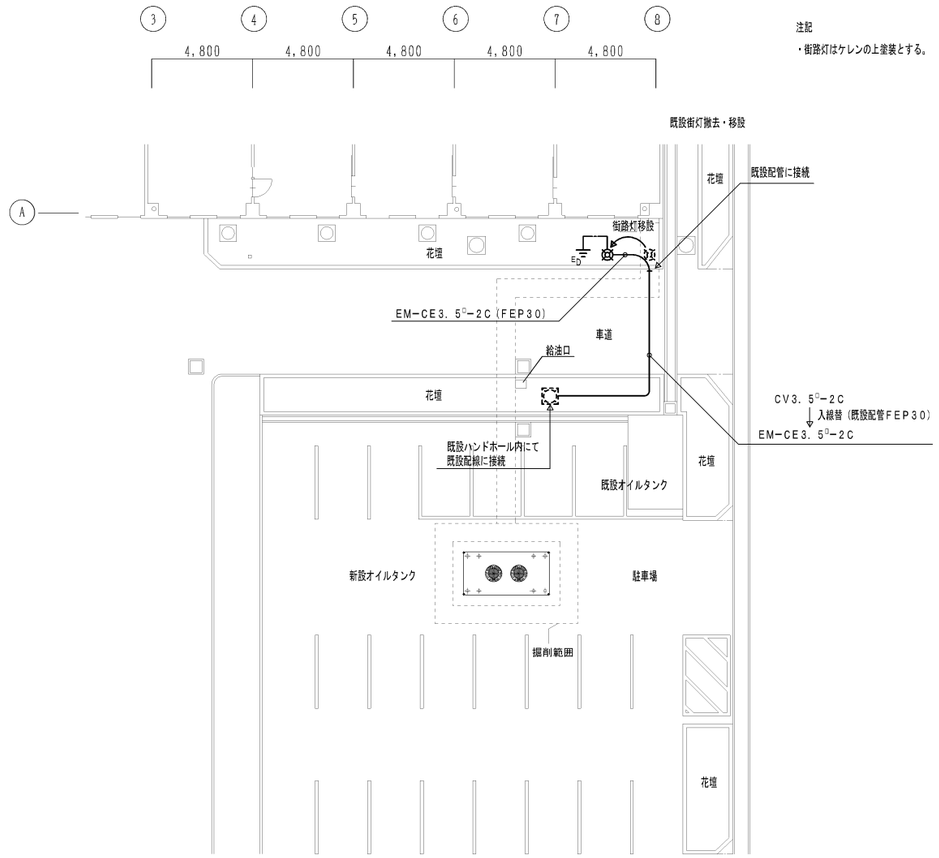

注記

・街路灯はケレンの上塗装とする。

備考	(株)田端隆建築設計 三重県知事登録第1－861 一級建築士 No.352551 田端 進他	設計代表者 一級建築士 No.352551 田端進他	設計担当者 一級建築士 No.312453 横溝設計一級建築士事務所 井上貴智 一級建築士 No.372083 南 賢吏	SCALE A2 1/100 A3 1/144 DATE R4.11	工事名称 いきいきセンター非常用発電機更新工事 図面名称 1階 平面図	E－05 原図：A2

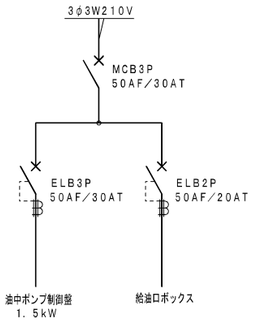

開　閉　器　盤

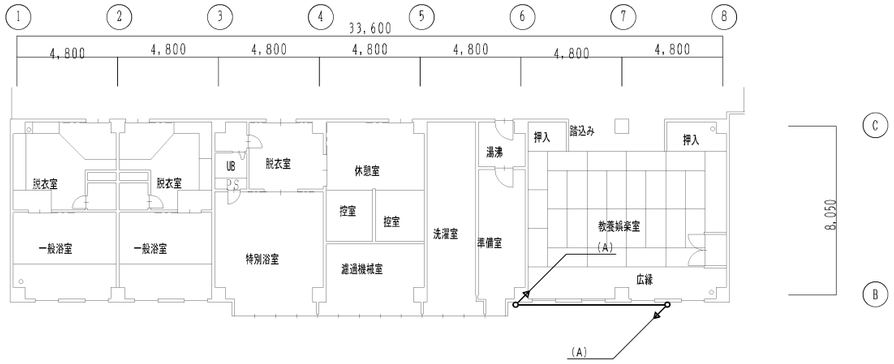

３階平面図　Ｓ＝１／２００

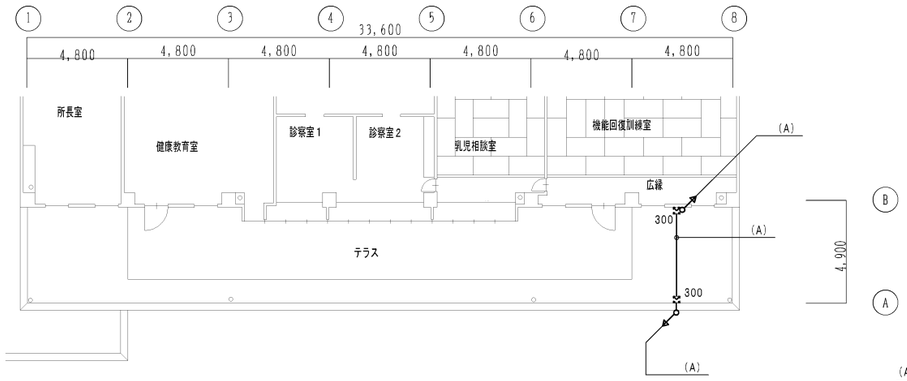

２階平面図　Ｓ＝１／２００

(A)

EM-CEE1.25°-2C (G22)

注記

* 300 プルボックス SUS・WP 300x300x200(発電機設備)
* 壁ハツリ貫通

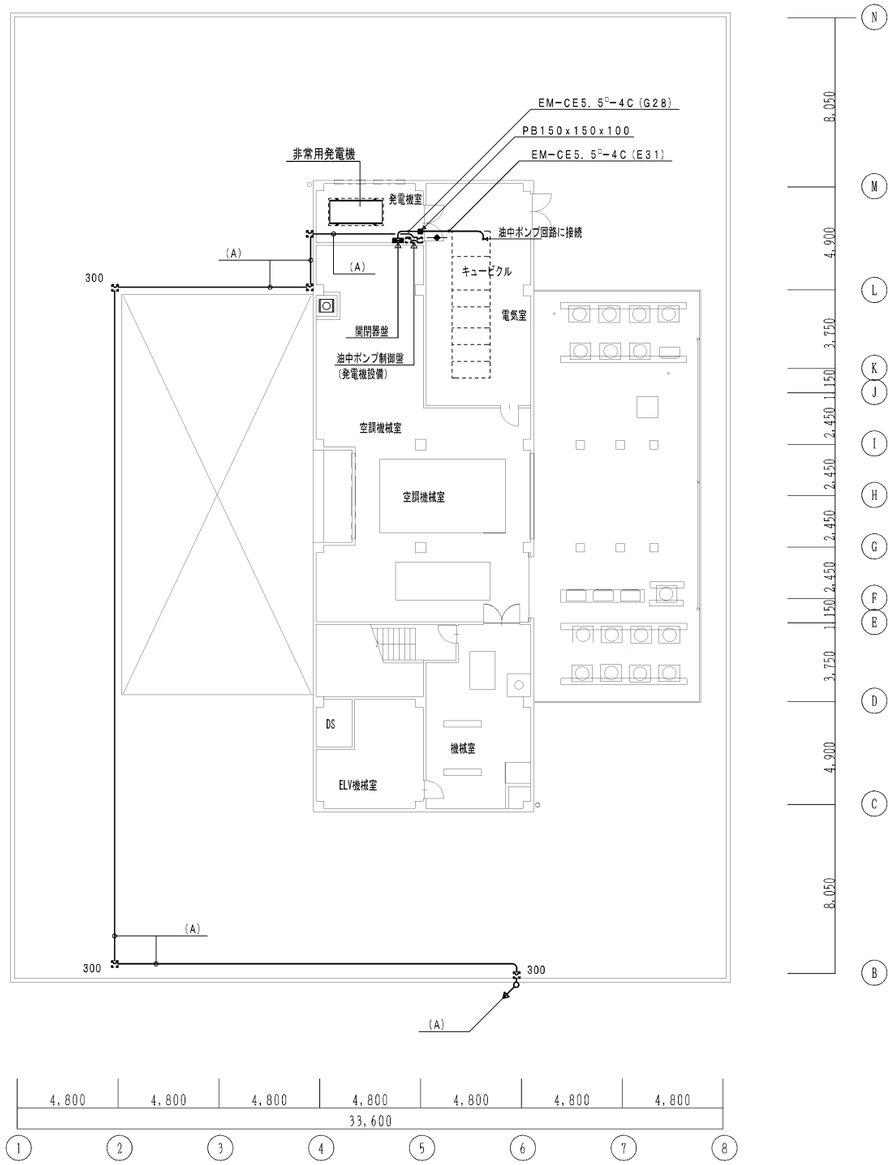

４階平面図　Ｓ＝１／２００

備考	(株)田端隆建築設計 三重県知事登録第１－８６１　一級建築士 No.35255１ 田端 進他	設計代表者 一級建築士 No.35255１ 田端進他	設計担当者 一級建築士 No.332932 構造設計一級建築士 No.2914 井上貴雄 一級建築士 No.372692 南 賢吏	SCALE A2 1/100 A3 1/141 DATE R４．１１	工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事 図面名称　２階・３階・４階　平面図・単線結線図	E－０６ 原図：A2

非常用発電設備仕様書

１．一般事項

（１）適用規格及び仕様書

ａ）日本工業規格（ＪＩＳ）
ｂ）電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
ｃ）日本電機工業会標準規格（ＪＥＭ）
ｄ）電気設備に関する技術基準
ｅ）電気事業法
ｆ）建築基準法
ｇ）消防法
ｈ）（社）日本内燃力発電設備協会認定基準
ｉ）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
　公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版
　公共建築工事標準図（電気設備工事編）令和4年版

（２）条件

ａ）用　　途	防災負荷用非常用電源（長時間形）
ｂ）設 置 場 所	屋内（４階発電機室）
ｃ）周 囲 温 度	－５℃～＋４０℃
ｄ）湿　　度	８５%以下
ｅ）形　　式	定置式ディーゼル発電装置
ｆ）台　　数	１台
ｇ）標　　高	３００ｍ以下

（３）主要特性

ａ）始 動 時 間	１０秒以内
ｂ）始 動 回 数	完全に充電された始動装置により３回以上
ｃ）速度変動率	瞬　時＋１０% 整定時＋５%
ｄ）許容投入負荷量	１００%

（４）運転制御方式

ａ）起　　動	自動及び手動
ｂ）停　　止	自動及び手動
ｃ）遮 断 器	自動及び手動投入
ｄ）電 源 切 替 器	搭載
ｆ）運 転 条 件	自動モードは商用電源の停電により、エンジンの始動及び遮断器の投入を行い、電源切替器にて商用電源より発電機電源に切り替えて負荷に送電する。 商用電源の復電の際は、一定時間を発電機電源で運転後、自動で、電源切替器を商用電源に切り替える。 遮断器の開放及びエンジンの停止も自動で行なうものとする。 手動運転は自動始動発電機盤面にて行えるものとする。

（５）耐震施工

建築設備耐震設計・施工指針（2014年度版）によること。
設計水平震度２．０

（６）騒音・振動

ａ）発 電 装 置	機側１ｍで１０５ｄＢ（Ａ）程度
ｂ）排 気 消 音 器	出口１ｍで１０５ｄＢ（Ａ）以下
ｃ）防 振 装 置	ゴム防振

２．発電装置本体

（１）発電機

ａ）数　　量	１台
ｂ）形　　式	保護形自己空冷式同期交流発電機
ｃ）容　　量	１２９ｋＶＡ（メーカーの性能に依る）
ｄ）電　　圧	２２０Ｖ
ｅ）周 波 数	６０Ｈｚ
ｆ）相　　数	３相３線
ｇ）極　　数	４Ｐ
ｈ）力　　率	０．８（遅れ）
ｉ）回 転 数	１８００ｍｉｎ-1
ｊ）励 磁 方 式	交流励磁機によるブラシレス方式
ｋ）絶 縁 種 別	H種
ｌ）定　　格	連続
ｍ）電圧変動率	整定±２．５% 瞬時－３０%以内
ｎ）過電流耐力	１５０%（３０秒間） １１０%（３０分間）
ｏ）過速度耐力	１２０%（２分間）
ｐ）等価逆相分電流	１５%

（２）ディーゼル機関

ａ）数　　量	１台
ｂ）形　　式	４サイクルディーゼル機関
ｃ）出　　力	１３２ｋＷ（メーカーの性能に依る）
ｄ）回 転 数	１８００ｍｉｎ-1
ｅ）始 動 方 式	セルモーターによる電気式
ｆ）冷 却 方 式	別置ラジエータ冷却方式
ｇ）潤 滑 方 式	強制潤滑方式
ｈ）燃　　料	軽油
ｉ）負荷投入時の変動	負荷投入率 １００%（瞬時±１０%以内）
ｊ）速度整定時間	８秒以内
ｋ）過速度耐力	１１０% ３０分間

（３）自動始動発電機盤

ａ）数　　量	１面
ｂ）形　　式	搭載形
ｃ）遮 断 器	配線用遮断器（ＭＣＣＢ）
ｄ）保護継電器	静止形
ｅ）その他収納品	充電器

（４）蓄電池

ａ）数　　量	１式
ｂ）蓄 電 池	消防法認定品（ＤＣ２４Ｖ REH４０）
ｃ）形　　式	搭載形

（５）消音器

ａ）数　　量	１基
ｂ）形　　式	搭載形（膨張吸音式）
ｃ）性　　能	出口１ｍで１０５ｄＢ（Ａ）以下

（６）その他

参考外形図は別紙に依る

３．燃料小出槽

（１）既設流用

既設を流用する。

（２）現地改造

新設する地下タンク設備との取り合いを実施する為、現地での改造を行い、所轄消防署の検査を受けるものとする。
対象：地下タンクからの移送管、返油管。配管経路は別紙に依る。

(3) 既設タンク容量　448L

４．地下タンク設備

（１）地下タンク

ａ）数　　量	１基
ｂ）形　　式	鋼板製横置円筒形（漏れ防止構造）
ｃ）容　　量	３０００Ｌ
ｄ）配 管 口	給油口、送油口、返油口、通気口、除水口、計量口
ｅ）付 属 品	マンホール蓋、及びプロテクター 空転防止フロートスイッチ、検知管（４本） マンホール開放工具

（２）油中ポンプ

ａ）数　　量	２基
ｂ）形　　式	地下タンク設備・取付形
ｃ）電 動 機	１．５ｋＷ（３相３線-２００Ｖ-６０Ｈｚ）
ｄ）規　　格	消防関連の法規を満足するものとする
ｅ）運 転 方 法	自動交互運転

（３）油中ポンプ制御盤（屋内４階設置）

ａ）数　　量	１面
ｂ）形　　式	屋内鋼板製自立形
ｃ）操 作 釦	①手動-自動運転、②油中ポンプ選択
ｄ）表示（警報）	①地下タンク油面低下、 ②燃料小出槽　満油、及び減油 ③油中ポンプ空転防止、④油中ポンプ運転状況
ｅ）その他	参考外形図は別紙に依る

（４）給油口ボックス

ａ）数　　量	１基
ｂ）形　　式	屋外自立式
ｃ）給 油 口	６５Ａ
ｄ）付 属 品	油面計、ローリーアース
ｅ）その他	参考外形図は別紙に依る

５．その他

発電機、原動機出力はＪＥＭ １３５４の規格による。
製造業者の規格効率によりＥ－０６・様式－２の負荷に対応とする。
（加圧ポンプ回路を改修し、加圧ポンプ３台可とする。）

【発電装置　保護・監視装置】

	項　　目	動 作 状 態	警　　報	エンジン停止
保護・警報装置	油 圧 低 下	78±20ｋＰａ以下	○	○
	水 温 上 昇	１０１±２℃以上	○	○
	始 動 渋 滞	始動失敗	○	○
	過　回　転	１１５±５%以上	○	○
	過　電　流	１１５±５%以上	○	―
	燃料油最低油量	燃料タンク下面より 10±０．５ｃｍ以下	○	○
	緊 急 停 止	緊急停止押釦を押した時	○	○
	燃料油油面低下	燃料タンクの燃料が 残量約40%以下	○	―
	充電器故障	充電器が故障した場合	○	―

※　中央監視盤へ警報を移報

【発電装置　単線結線図】

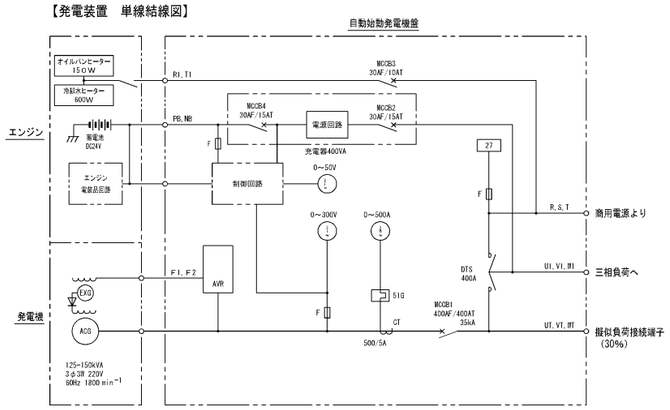

記号	名　　称	記号	名　　称	記号	名　　称
ＡＣＧ	三相交流発電機	MCCB1	主回路用遮断器	F	ヒューズ
ＥＸＧ	励磁用発電機	MCCB3	常時予熱用遮断器	27	停電検出器
ＡＶＲ	自動電圧調整器	MCCB2	充電器入力用遮断器	DTS	電源切替器
V	交流電圧計	MCCB4	充電器出力用遮断器		
V	直流電圧計	51Ｇ	サーマルリレー		
A	交流電流計	ＣＴ	計器用変流器		

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第１－８６１　一級建築士　No.35255I　田端　隆他

設計代表者	設計担当者		
一級建築士 No.35255I 田端隆他	一級建築士 No.252952 構造設計一級建築士 No.2914 伊上良智	一級建築士 No.372593 南　晃洋	

SCALE　A2　1/100　A3　1/141
DATE　R４．１１

工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事
図面名称　発電設備仕様書

E－07
原図：A2

自 家 発 電 設 備 出 力 計 算 書

様式-1

特性等		
(1)	対象負荷機器 様式-2　のとおり	
(2)	発電機　特性 KG3 = 1.500 KG4 = 0.150 xd'g = 0.250 △E = 0.250 ηg = 0.870	
(3)	原動機　特性 ε = 1.000 γ = 1.100 a = 0.250	
(4)	負荷機器 **D = 1.000 **d = 1.000	

自家発電設備					
(1)	種　類	ｷｭｰﾋﾞｸﾙ式即時長時間形			
(2)	発電機出力 定格出力	128.3	kVA 以上	極　数	4 極
	定格電圧	220	V	定格周波数	60 Hz
	定格力率	0.800		定格回転速度	1,800 min^{-1}
(3)	原動機出力 原動機の種別 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ機関(長時間形)				
	定格出力	132.0	kW { 179.1 PS} 以上		
	使用燃料	軽油		定格回転速度	1,800 min^{-1}
(4)	整合比	1.115			

様式-2

自家発電設備出力計算シート（負荷表）

番号	グループ	負荷機器名称	消防設備	記号	台数	換算入出力 kW kVA	出力 mi (kW)	始動方式	始制御方式	単相負荷(kW) R−S	S−T	T−R	需要率 di	分負荷相当出力 Mp (kW)	M2の選定 <A>	M3の選定 <B>	M'2の選定 <C>	M'3の選定 <D>
1	単	消火栓ポンプ	F	ML0	1	5.50	5.50	L		0.00	0.00	0.00	—	5.50	39.29	32.31	18.93	17.39
2	単	油中ポンプ	F	ML0	1	1.50	1.50	L		0.00	0.00	0.00	—	1.50	10.72	8.77	6.22	5.77
3	単	加圧ポンプ	F	ML0	1	2.20	2.20	L		0.00	0.00	0.00	—	2.20	15.71	12.91	9.14	8.52
4	単	加圧ポンプ	F	ML0	1	2.20	2.20	L		0.00	0.00	0.00	—	2.20	15.71	12.91	9.14	8.52
5	単	加圧ポンプ	F	ML0	1	2.20	2.20	L		0.00	0.00	0.00	—	2.20	15.71	12.91	9.14	8.52
6	単	加圧ポンプ	F	ML0	1	2.20	2.20	L		0.00	0.00	0.00	—	2.20	15.71	12.91	9.14	8.52
7	単	スコットトランス		P1	1	75.00	75.00			25.00	25.00	25.00	—	75.00	75.00	−39.01	6.71	−16.05
算出				負荷出力合計値 K =			90.80			25.00	25.00	25.00		選定	<A>の値が最大となる mi=M2= 75.00	<B>の値が最大となる mi=M3= 5.50	<C>の値が最大となる mi=M'2= 5.50	<D>の値が最大となる mi=M'3= 5.50

最大値 : A= 25.00
次の値 : B= 25.00
最小値 : C= 25.00

様式-3

自家発電設備出力計算シート（発電機）

RG1

$$= \frac{1}{\eta L} \times D \times Sf \times \frac{1}{\cos\theta g} = \frac{1}{0.885} \times 1.000 \times 1.000 \times \frac{1}{0.800} = 1.413$$

$$\Delta P = A + B - 2C = 25.00 + 25.00 - 2 \times 25.00 = 0.00$$

$$u = \frac{(A - C)}{\Delta P} = \frac{(25.00 - 25.00)}{0.00} = 1.000$$

$$Sf = \sqrt{1 + \frac{\Delta P}{K} + \left(\frac{\Delta P}{K}\right)^2 \times (1 - 3u + 3u^2)}$$

$$= \sqrt{1 + \frac{0.00}{88.60} + \left(\frac{0.00}{88.60}\right)^2 \times (1 - 3 \times 1.000 + 3 \times 1.000^2)} = 1.000$$

定常負荷出力係数 RG1: 1.413

RG2

エレベーター　無 (0)

$$= \frac{(1 - \Delta E)}{\Delta E} \times xd'g \times \frac{ks}{Z'm} \times \frac{M2}{K}$$

$$= \frac{(1 - 0.250)}{0.250} \times 0.250 \times \frac{1.000}{1.000} \times \frac{75.00}{90.80} = 0.620$$

許容電圧降下出力係数 RG2: 0.620

RG3

$$= \frac{fv1}{KG3} \times \left\{ \frac{d}{(\eta b \times \cos\theta b)} \times \left(1 - \frac{M3}{K}\right) + \frac{ks}{Z'm} \times \frac{M3}{K} \right\}$$

$$= \frac{1.000}{1.500} \times \left\{ \frac{1.000}{(0.888 \times 0.885)} \times \left(1 - \frac{5.50}{90.80}\right) + \frac{1.000}{0.140} \times \frac{5.50}{90.80} \right\}$$

$$= 1.088$$

短時間過電流耐力出力係数 RG3: 1.086

RG4

$$= \frac{1}{K} \times \frac{1}{KG4} \times \sqrt{(H - RAF)^2 + \left(\Sigma \frac{Ai}{\eta i \times \cos\theta i} + \Sigma \frac{Bi}{\eta i \times \cos\theta i} - 2 \times \Sigma \frac{Ci}{\eta i \times \cos\theta i}\right)^2 \times (1 - 3u + 3u^2)}$$

$$※ H = hb \times \sqrt{\left\{\Sigma\left(\frac{R6i \times hki}{\eta i \times \cos\theta i}\right)\right\}^2 + \left\{\Sigma\left(\frac{R3i \times hki}{\eta i \times \cos\theta i}\right) \times hph\right\}^2}$$

$$= \frac{1}{90.80} \times \frac{1}{0.150} \times \sqrt{(0.00 - 0.00)^2 + (0.00)^2 \times (1 - 3 \times 1.000 + 3 \times 1.000^2)}$$

$$= 0.000$$

許容逆相電流出力係数 RG4: 0.000

RG

$$= RG\langle 1 \rangle = 1.413$$　RG1,RG2,RG3,RG4のうち最大値

RG 1.413

発電機計算出力 G'	G' = RG × K = 1.413 × 90.80 = 128.23 (kVA)	発電機定格出力 G	G = 128.23 (kVA)

様式-4

自家発電設備出力計算シート（原動機、整合）

RE1

$$= \left(\frac{1}{\eta L}\right) \times D \times \left(\frac{1}{\eta g}\right) = \left(\frac{1}{0.885}\right) \times 1.000 \times \left(\frac{1}{0.870}\right) = 1.299$$

定常負荷出力係数 RE1 1.299

RE2

$$= \frac{1}{\varepsilon} \times \frac{fv2}{\eta g'} \times \left\{ (\varepsilon - a) \times \frac{d}{\eta b} \times \left(1 - \frac{M'2}{K}\right) + \frac{ks}{Z'm} \times \cos\theta s \times \frac{M'2}{K} \right\}$$

$$= \frac{1}{1.000} \times \frac{1.000}{0.827} \times \left\{ (1.000 - 0.250) \times \frac{1.000}{0.888} \times \left(1 - \frac{5.50}{90.80}\right) + \frac{1.000}{0.140} \times 0.600 \times \frac{5.50}{90.80} \right\}$$

$$= 1.275$$

許容回転速度変動出力係数 RE2: 1.275

RE3

$$= \frac{1}{\gamma} \times \frac{fv3}{\eta g'} \times \left\{ \frac{d}{\eta b} \times \left(1 - \frac{M'3}{K}\right) + \frac{ks}{Z'm} \times \cos\theta s \times \frac{M'3}{K} \right\}$$

$$= \frac{1}{1.100} \times \frac{1.000}{0.827} \times \left\{ \frac{1.000}{0.888} \times \left(1 - \frac{5.50}{90.80}\right) + \frac{1.000}{0.140} \times 0.600 \times \frac{5.50}{90.80} \right\}$$

$$= 1.363$$

許容最大出力係数 RE3: 1.450

RE

$$= RE\langle 3 \rangle = 1.450$$　RE1,RE2,RE3のうち最大値

RE 1.450

原動機計算出力 E'

E' = RE × K = 1.450 × 90.80 = 131.64 (kW)

整合

$$MR' = \frac{E'}{G \times \cos\theta g} \times \eta g = \frac{131.64}{135.0 \times 0.870} \times 0.926 = 1.115$$

原動機定格出力 E

MR' = 1.115　　E* = 131.64 (kW)

MR = 1.115　　E = 131.7 (kW)

自家発電設備の出力	G = 128.3 (kVA)　力率 = 0.800	E = 131.7 (kW) 179.1 (PS)	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ機関(長時間形)

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第1−861　一級建築士 №35551 田端 進也

設計代表者	設計担当者		SCALE
一級建築士 №35551 田端進也	一級建築士 №325953 横浜設計一級建築士 №2914 井上貴智	一級建築士 №172693 南 晃滋	DATE R4.11

工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事
図面名称　自家発電設備出力計算書（参考）

E−08
原図：A2

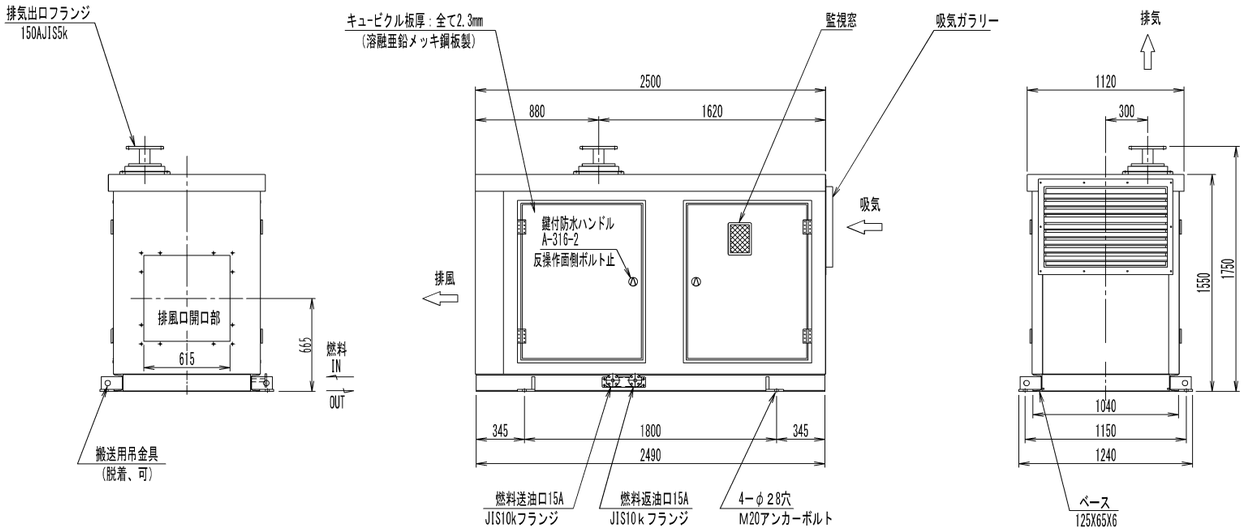

発電機外形図　S＝1／30　(搬入時必要に応じて部分分解搬入)

(参考図)

No	自	至	内容	ケーブル
①	給油ロボックス (LKDL-816)	開閉器盤	電源 (AC-GC 210V)	EM-CE3.5□-2C
②		地下タンク	液面指示計用	EM-CEE1.25□-3C
③		油中ポンプ制御盤	油面低下信号 (他)	EM-CEE1.25□-4C
④		接地	ローリーアース	EM-IE5.5□
⑤	油中ポンプ制御盤	開閉器盤	電源 (AC-GC 210V)	EM-CEE5.5□-3C
⑥		油田ポンプNo.1	電源 (AC-GC 210V)	EM-CE5.5□-4C
⑦		油田ポンプNo.2	電源 (AC-GC 210V)	EM-CE5.5□-4C
⑧		地下タンク	空転防止用FS	EM-CEE1.25□-2C
⑨		燃料小出槽	下下限 (LL)：減油表示	EM-CEE1.25□-5C
			下限 (L)：ポンプ運転	
			上限 (H)：ポンプ停止	
			上上限 (HH)：満油表示	
⑩		開閉器盤	接地	EM-IE2.0
⑪	燃料小出槽 (空調機械室)	発電装置	上限：満油表示	EM-CEE1.25□-4C
			下限：下油表示 (油中低下)	
			下下限：最低油量	

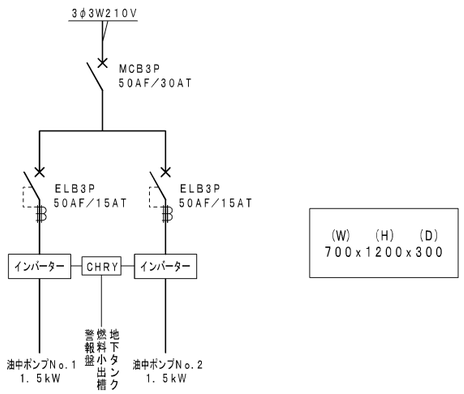

(W)　(H)　(D)
700x1200x300

油中ポンプ制御盤

(油中ポンプ付属)

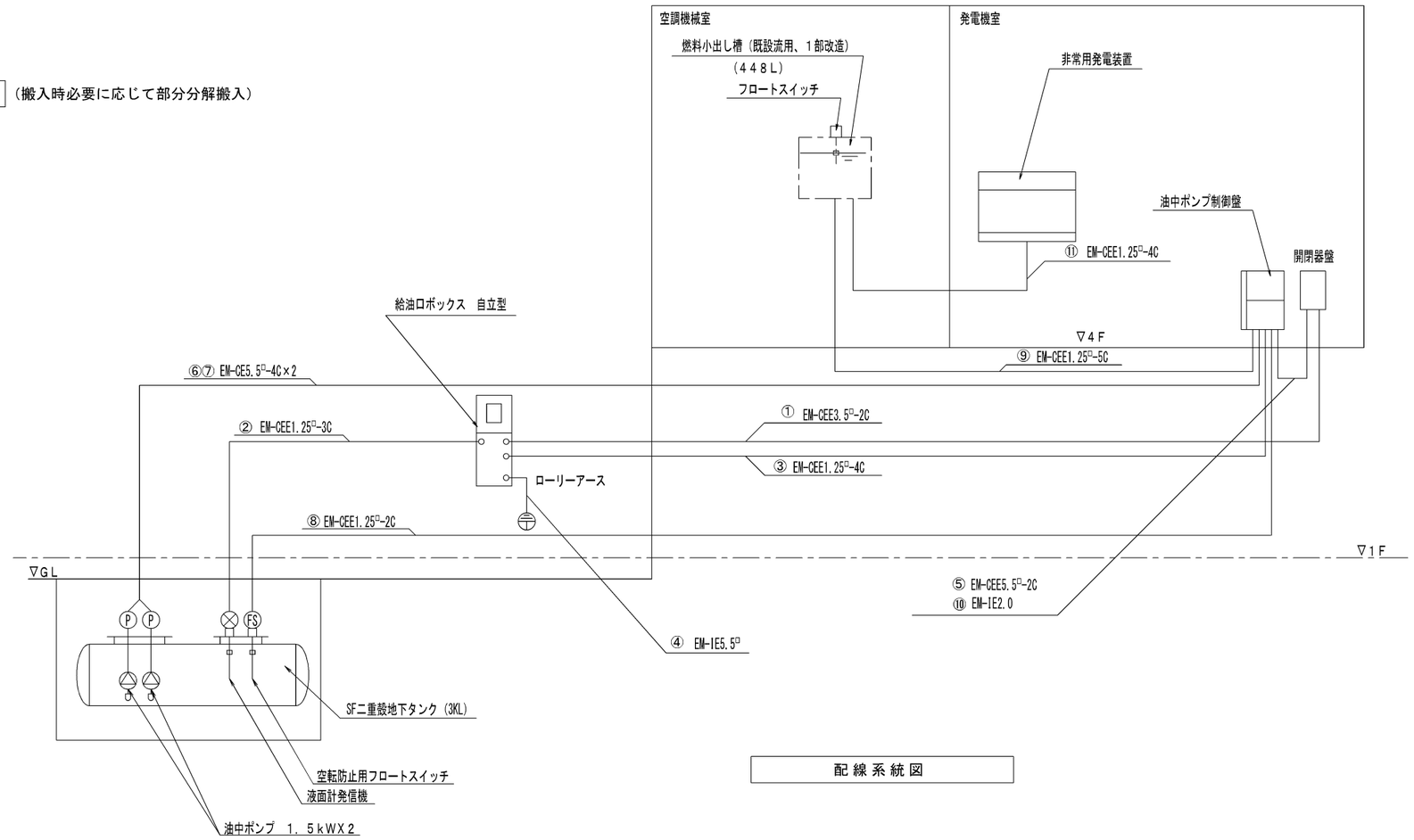

配線系統図

備考	(株)田端隆建築設計 三重県知事登録第1一は61　一級建築士 №35255! 田端 隆也	設計代表者 一級建築士 №35255! 田端隆也	設計担当者 一級建築士 №332913 構造設計一級建築士 №2004 井上貴智 一級建築士 №172693 南 晃洋	SCALE A2 1/50 A3 1/70 DATE R4.11
工事名称	いきいきセンター非常用発電機更新工事			
図面名称	外形図・系統図			E－09 原図：A2

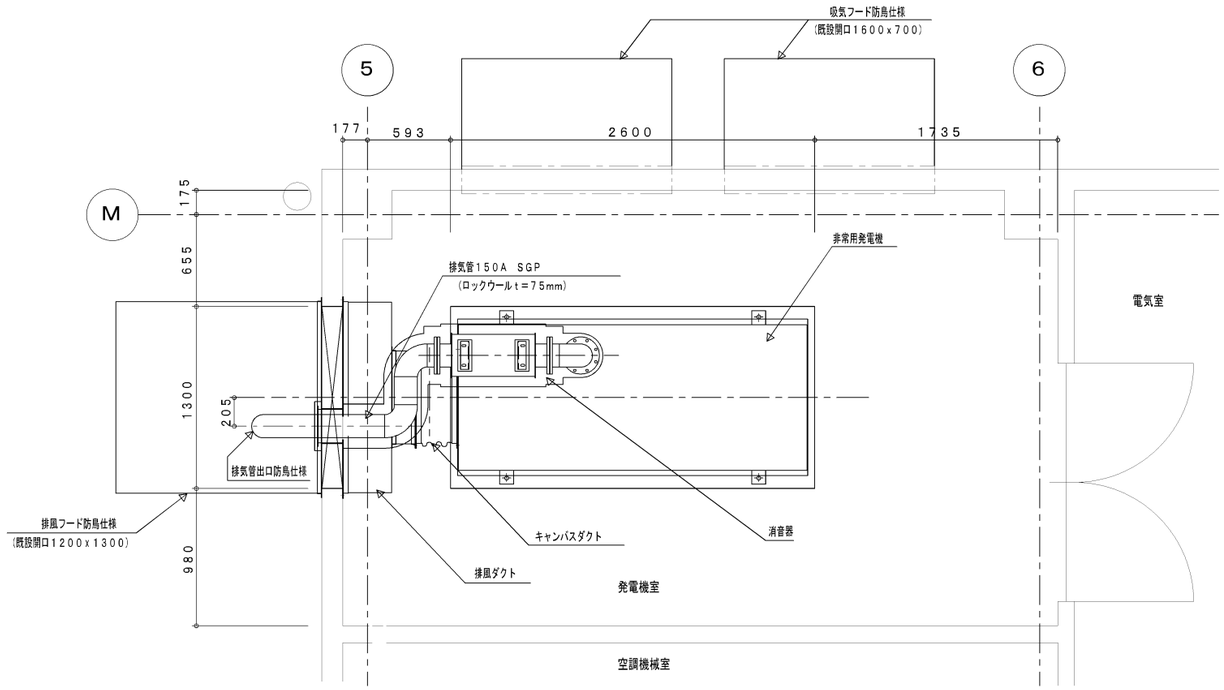

平面詳細図 S=1/30

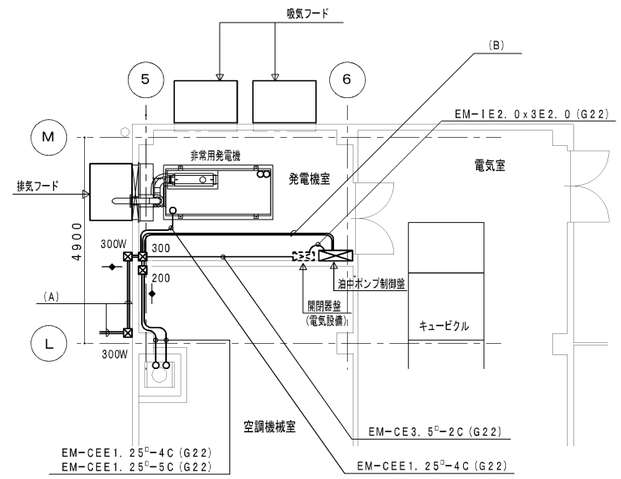

平面詳細図 S=1/100

(A)

EM-CE3.5°-2C (G22)
EM-CE5.5°-4C (G28) x2
EM-CEE1.25°-2C (G22)
EM-CEE1.25°-4C (G22)

(B)

EM-CEE1.25°-2C (G22)
EM-CEE1.25°-5C (G22)
EM-CEE1.25°-4C (G22)
EM-CE5.5°-4C (G28) x2

注記

* ⊠ プルボックス 200x200x200
  200
* ⊠ プルボックス 300x300x200
  300
* ⊠ プルボックス SUS・WP 300x300x200
  300W
* —◆— 壁ハツリ貫通

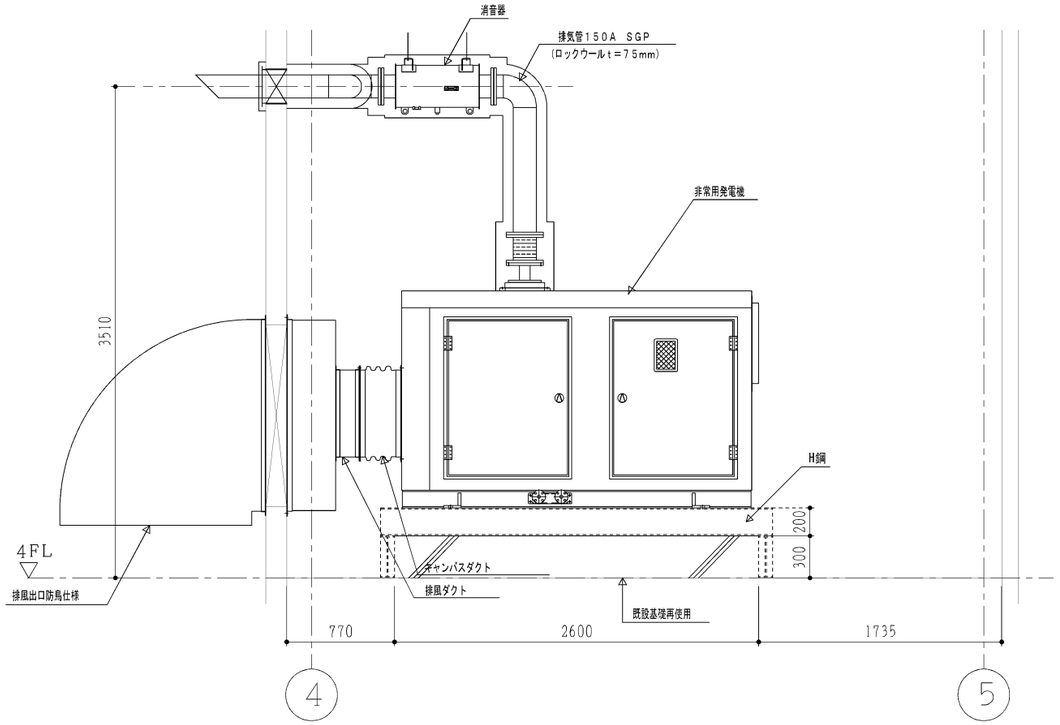

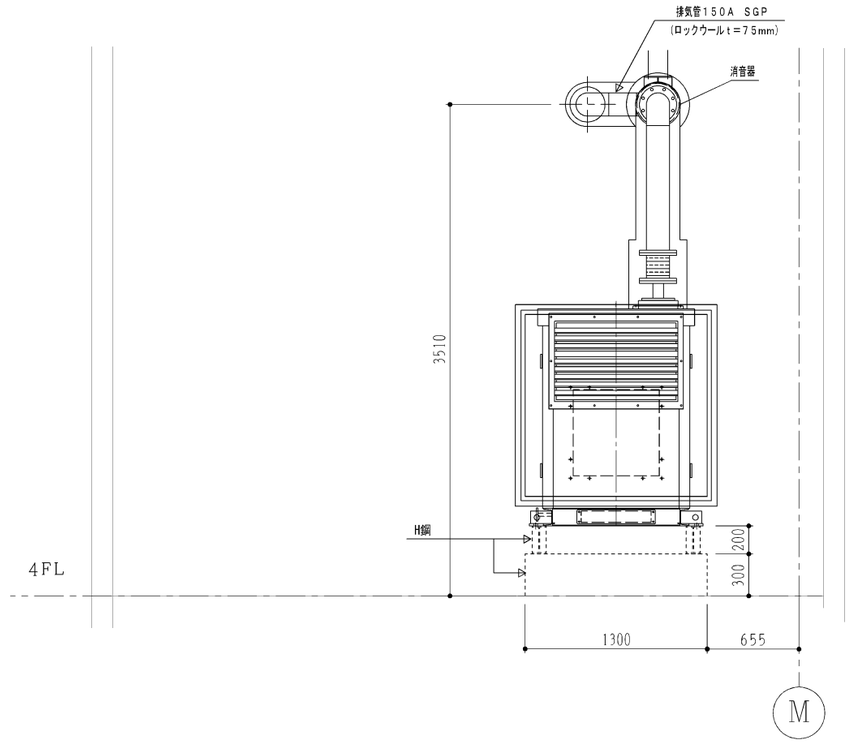

断面詳細図 S=1/30

備考	(株)田端隆建築設計 三重県知事登録第1一は61 一級建築士 №35255! 田端 隆也	設計代表者 一級建築士 №35255! 田端隆也	設計担当者 一級建築士 №323913 構造設計一級建築士 №2924 井上貴智 一級建築士 №372693 南 晃洋	SCALE A2 1/30 A3 1/22 DATE R4.11	工事名称 いきいきセンター非常用発電機更新工事 図面名称 発電機室詳細図	E-10 原図：A2

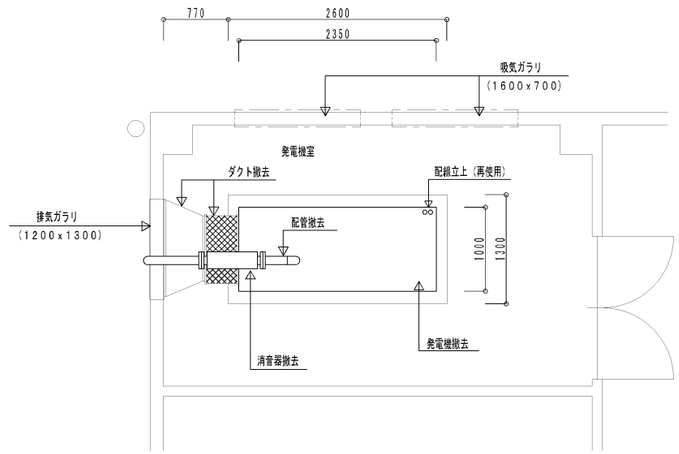

平面図　　S＝1／50

仕様				
発電機	容量		KVA	100
			KW	80
	電圧		V	220
	燃料		A	262
	周波数		HZ	60
	相数		φ	3
	力率		%	80
ディーゼルエンジン	冷却方式			ラジエータ冷却
	燃料	種類		ディーゼル軽油
		タンク容量	L	400（別途工事・別置）
		運転時間	Hr	13
その他	消防認定品			

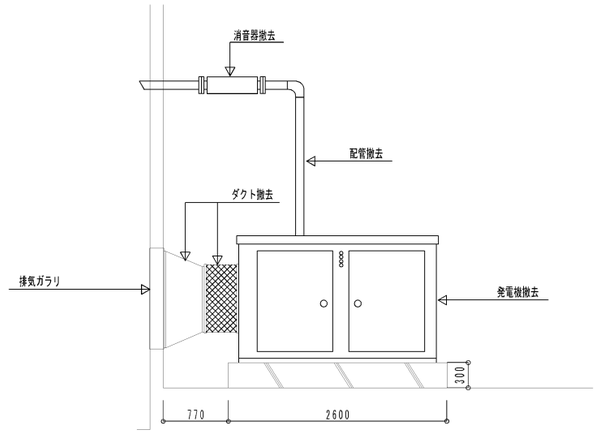

断面図　　S＝1／50

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第1－861　一級建築士 No.35255 田端 浜也

設計代表者
一級建築士 No.35255 田端浜也

設計担当者
一級建築士 No.332933 構造設計一級建築士 No.2014 井上貴雄
一級建築士 No.172593 南 賢吏

SCALE A2 1/50 A3 1/70
DATE R4.11

工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事
図面名称　既設発電機外形図（撤去）

E－11
原図：A2

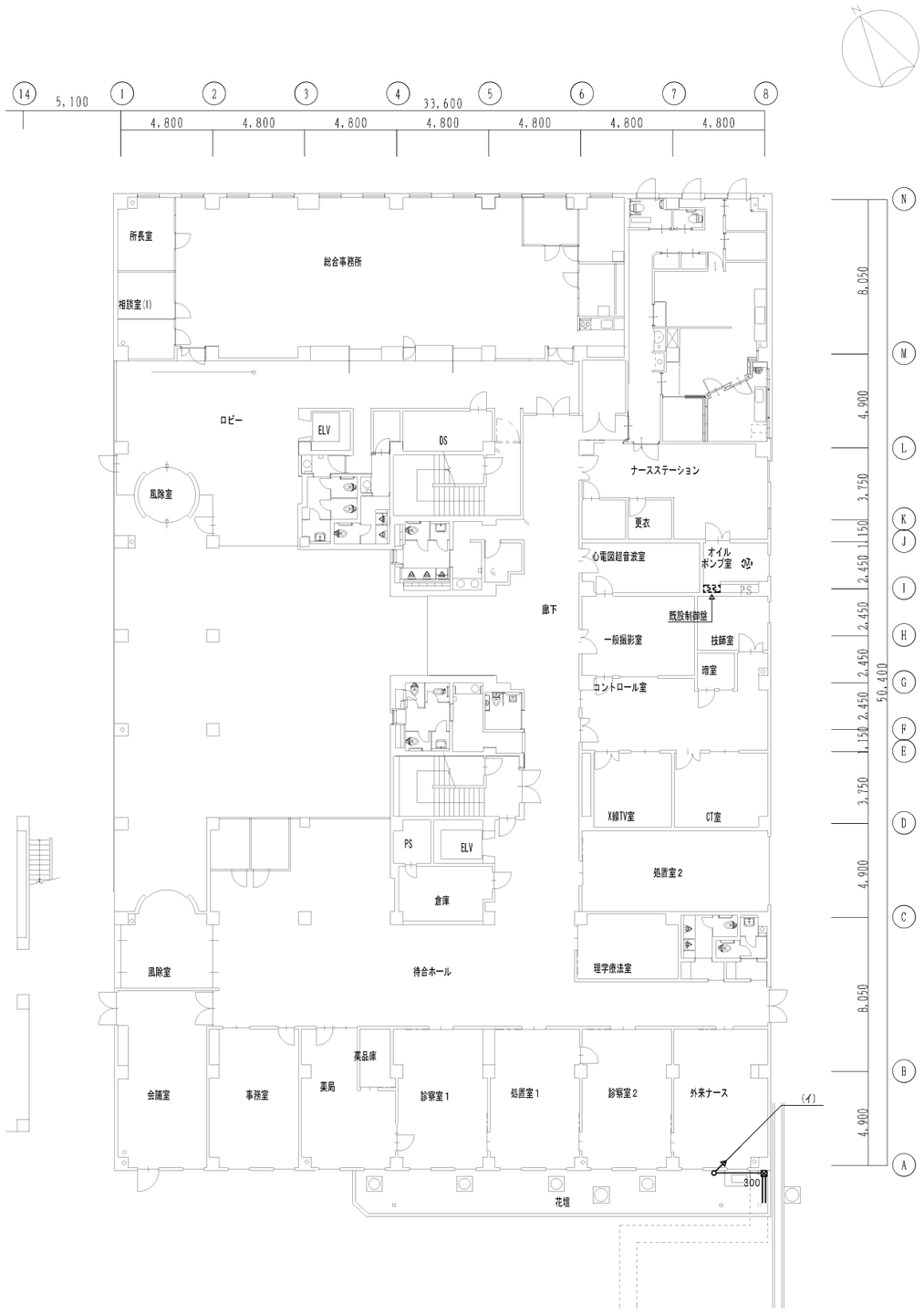

(A)	油田ポンプNo.1	EM-CE5.5^{5}-4C	(PG28)
	油田ポンプNo.2	EM-CE5.5^{5}-4C	(PG28)
(B)	液面指示計	EM-CEE1.25^{5}-3C	(PG16)
(C)	電源	EM-CE3.5^{5}-2C	(PG22)
	油中ポンプ制御盤	EM-CEE1.25^{5}-4C	(PG16)
(D)	空転防止用FS	EM-CEE1.25^{5}-2C	(PG16)

注記

・(PG＊＊) ポリエチライニング電線管とする。

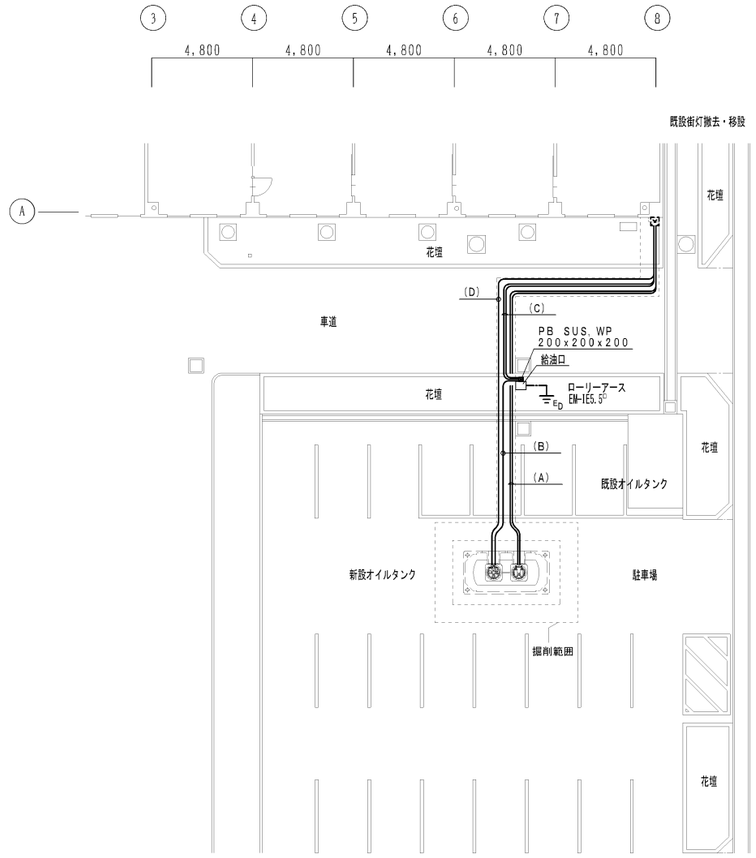

(イ)

EM-CE3.5^{5}-2C (G22)
EM-CE5.5^{5}-4C (G28) x2
EM-CEE1.25^{5}-2C (G22)
EM-CEE1.25^{5}-4C (G22)

注記

＊ ⊠ ブルボックス SUS・WP 300x300x200
300

1階平面図 S＝1／200

備考	・
	・
	・
	・

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第1－861 一級建築士 No.352551 田端 隆也

設計代表者	設計担当者		
一級建築士 No.352551 田端隆也	一級建築士 No.232932 構造設計一級建築士 No.2024 井上貴雄	一級建築士 No.372592 南 賢吏	

SCALE A2 1/100 A3 1/141
DATE R4.11

工事名称 いきいきセンター非常用発電機更新工事
図面名称 1階 配線図

E－12
原図：A2

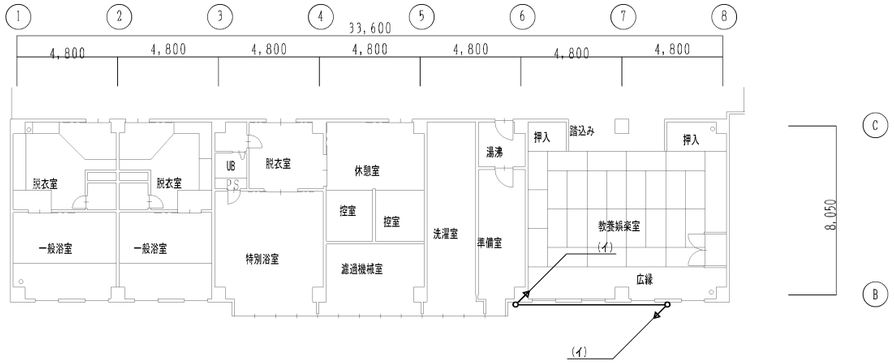

３階平面図　Ｓ＝１／２００

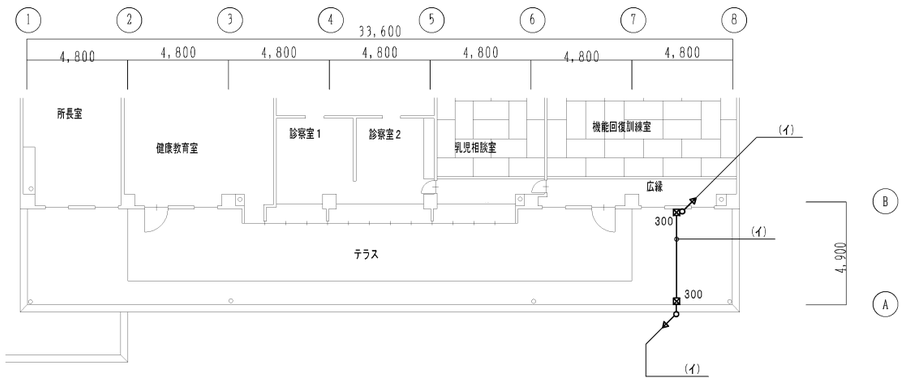

２階平面図　Ｓ＝１／２００

(イ)

EM-CE3.5^{2}-2C (G22)
EM-CE5.5^{2}-4C (G28)x2
EM-CEE1.25^{2}-2C (G22)
EM-CEE1.25^{2}-4C (G22)

注記

＊ ⊠ 300　プルボックス　300x300x200

＊ 屋上露出配管は、配管支持用ブロック（ゴムベース付）を使用とする。

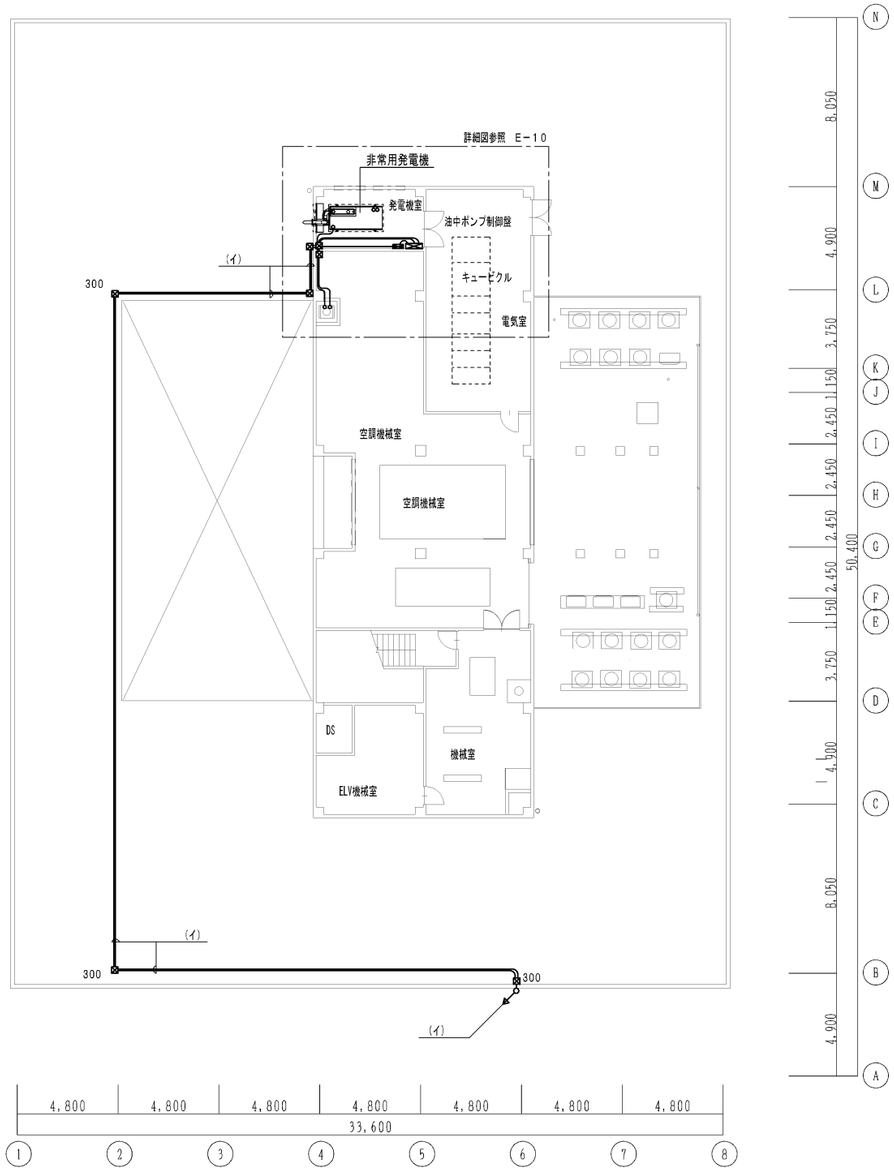

４階平面図　Ｓ＝１／２００

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第１－８６１　一級建築士 No.352551 田端 進也

設計代表者	設計担当者		
一級建築士 No.352551 田端進也	一級建築士 No.232932 構造設計一級建築士 No.2014 井上貴雄	一級建築士 No.372593 南 賢吏	

SCALE A2 1/100　A3 1/141
DATE R４.１１

工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事
図面名称　２階・３階・４階　配線図

E－１３
原図：A2

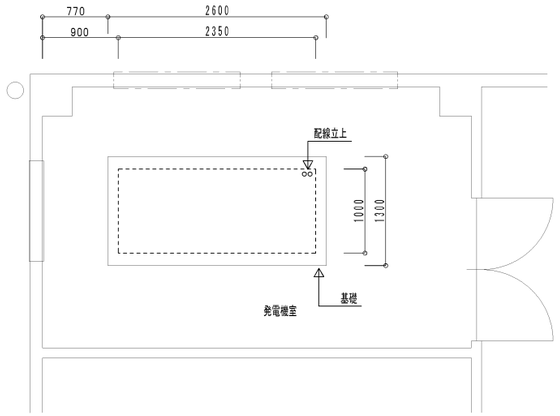

平面図　　S＝1／50

（現況）

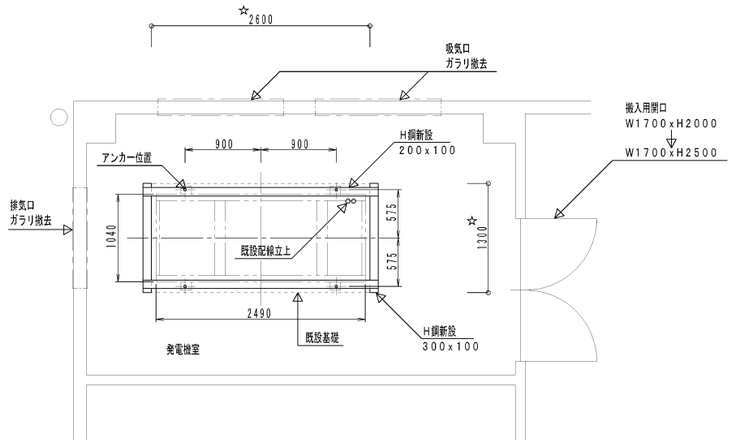

平面図　　S＝1／50

（改修後）

注記

＊ ☆　既設基礎寸法

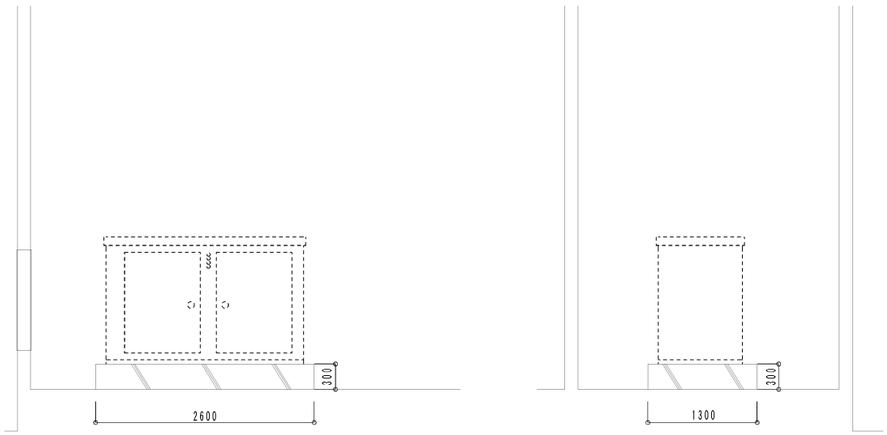

断面図　　S＝1／50

（現況）

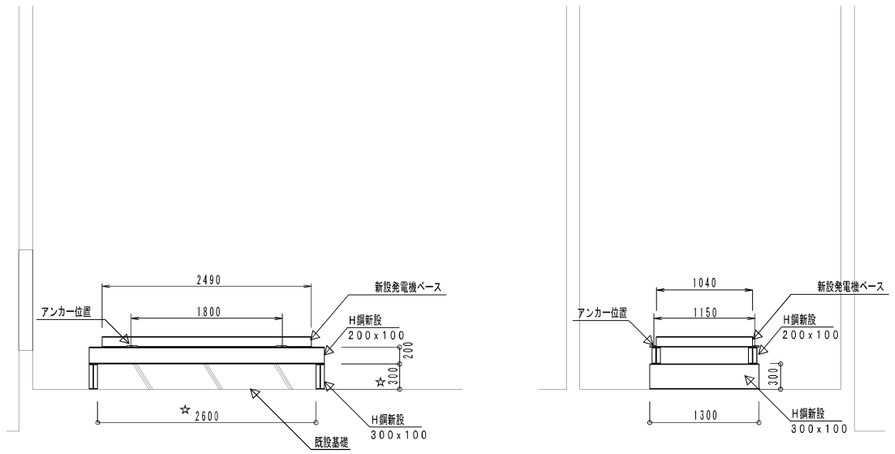

断面図　　S＝1／50

（改修後）

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第１－８６１　一級建築士　№35251　田端　隆也

設計代表者	設計担当者			SCALE	工事名称	いきいきセンター非常用発電機更新工事	E－14
一級建築士 №35251 田端隆也	一級建築士 №232552 構造設計一級建築士 №2004 井上貴智	一級建築士 №172693 南　晃治		A2　1／50 A3　1／70	図面名称	基礎詳細図	原図：A2
				DATE R4.11			

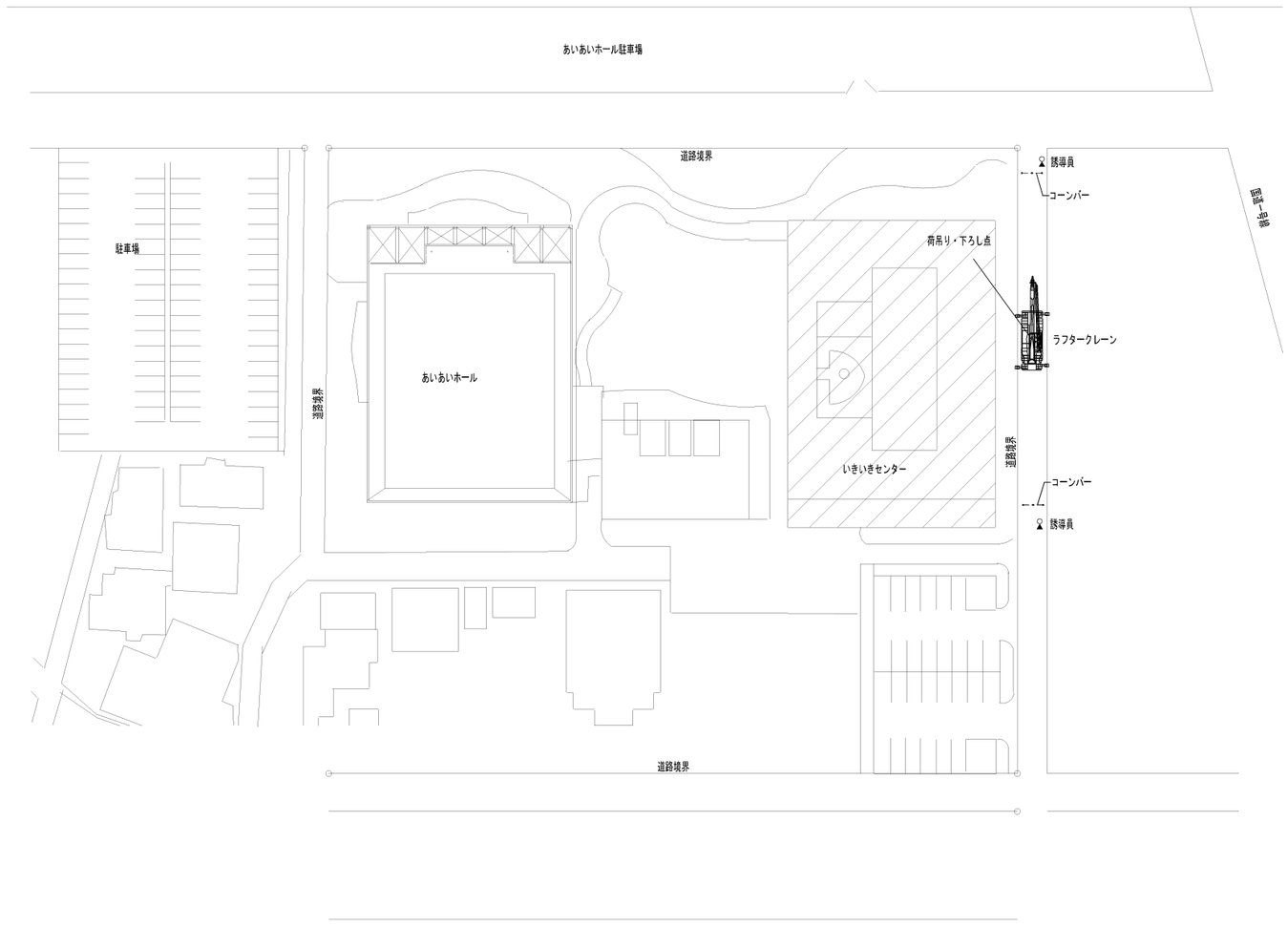

配置図　Ｓ＝１／５００

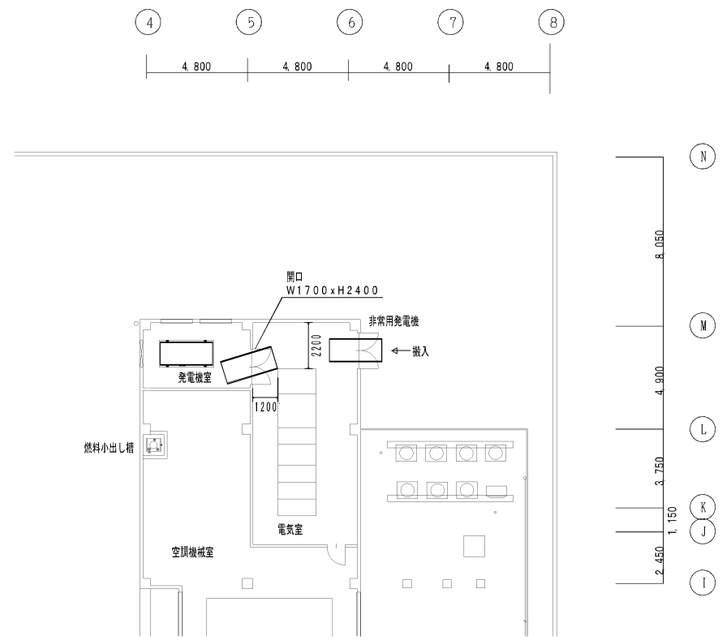

４階平面図　Ｓ＝１／２００

備考	(株)田端隆建築設計 三重県知事登録第１－８６１　一級建築士　№35551　田端　隆也	設計代表者 一級建築士 №35551 田端隆也	設計担当者 一級建築士 №323012 構造設計一級建築士 №2014 井上貴智 一級建築士 №372092 黒　晃弘	SCALE A2：1/500 1/200 A3：1/700 1/280 DATE R4.11	工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事 図面名称　搬入計画図	E－15 原図：A2

機械設備工事特記仕様書

1　工事名称　　いきいきセンター非常用発電機更新工事

2　工事場所　　三重県三重郡川越町大字豊田一色　地内

3　建築概要　　鉄筋コンクリート造　4階建　　延床面積　4,564.42㎡

4　適用基準　　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による
三重県公共工事共通仕様書（令和4年7月）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）令和4年版」
「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）令和4年版」
「公共建築設備工事標準図（電気、機械設備工事編）令和4年版」
「建築、電気、機械設備工事監理指針 令和4年版」
独立行政法人　建築研究所監修
「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」
なお、以下において選択する事項は、■印のついたものを適用する。

5　一般事項
工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。
設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおりに施工することで将来不具合が発生しうると判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書とおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。
他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。
なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。
(1) 提出図書
1)　工事書類：　・施工計画書　・打合記録　・材料搬入報告書
・工程表　・安全・訓練実施記録
・機器明細図　・工事日報　・品質確認書類
・工事写真（データ）　等
2)　工事完成図書：　・完成図（竣工図）
・施工図
・機器完成図（ファイル等2部）
・保守に関する説明書（取扱説明書・保証書）2部
・機器性能試験成績書　2部
・総合調整測定表（試験結果・測定結果等）　2部
・官公署届出書類控、検査済証　2部
・出来形確認書類　2部　等
※　竣工図・施工図はＣＡＤにより作成すること。
※　工事書類は営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編、工事完成図書編）に基づき電子納品（3部）すること。
※　工事写真は営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和3年版））に従い撮影すること。
なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営繕第211号）」による。
※　建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。

(2) 機器及び材料等
工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機材届出書（メーカーリスト）、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。
なお、図面に記載の品番は、参考品番として便宜メーカー品番を使用しているので、メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）を考慮し、再生品などの環境に優しい（環境物品）の調達に努める。また、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。

(3) 官公署等への届出手続
工事に伴う関係官公署への必要な諸手続きは、受注者が選滞なく行い、これに要する費用も負担する。
1)　消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
・本工事（・建築工事・電気設備工事・機械設備工事）
・別途工事
2)　防火対象物使用開始届出書
書類の作成(機械設備図面の作成及び機械設備に関する部分の記入)を行うこと。

(4) 品質管理
工事施工に関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。
チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。

(5) 出来形管理
以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。
1)　各種機器据付
・　耐震強度（設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ）
・　基礎寸法　　・　水平、垂直等
2)　配管・ダクト工事
・　支持間隔　　・　振れ止め支持間隔
3)　屋外排水工事
・　排水勾配　　・　桝の深さ
4)　水栓、リモコンスイッチ類の取付高さ

(6) 製品確認
発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。
☐ 適用する　　☐ 適用しない

(7) 耐震安全性の分類
構造体（Ⅱ）類　建築非構造部材（A）類　建築設備（乙）類

(8) 機器の地震力（主要機器）
機器名
設置階　（　　）　設計標準震度Ks（　　）　地域係数　（　　）
水槽類
設置階　（　　）　設計標準震度Ks（　　）　地域係数　（　　）

その他監督員が指示するもの

(9) 冷媒（フロン類）の回収　　☐ 適用する　　☐ 適用しない
冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第３編 2，4，3により、次の書類の写しを監督員に提出すること。
・フロン回収行程管理票
・特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）
撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行うこと。
パッケージ形空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。

(10) 中間技術検査
実施回数　（　　）回
実施する段階　（　　）

(11) 特定建設資材の再資源化等
☐　本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。
1)　分別解体等の方法

工　程	作業内容	分別解体等の方法
☐ 新　築	建築設備工事	
☐ 増　築	☐ 有	☐ 手作業
☐ 修　繕	☐ 無	☐ 手作業、機械作業併用
☐ 模様替え		

2)　再資源化を図る特定建設資材　（ ☐ コンクリート塊　☐ アスファルトコンクリート塊
☐ 建設発生木材 ）

(12) 発生材の処理等
1)　引渡しを要するもの　（　　）
上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。
2)　特別管理産業廃棄物　（　　）
処理方法　（　　）
なお施工に際して、廃石綿等特別管理廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。
3)　建設発生土　（　☐ 構内敷きならし　☐ 処分地指定　処分地（　　）
☐ 処分地決定につき相互協議する。暫定運搬距離（　）km。　）
4)　現場内において再利用を図るもの（　　）
5)　再資源化を図るもの　（ ☐ コンクリート塊　☐ アスファルトコンクリート塊
☐ 建設発生木材 ）（　　）
6)　発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。
7)　引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。

(13) 電気保安技術者
☐ 配置する　　☐ 配置しない

(14) 施工条件
監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。
1)　施工可能日　　☐　一部に土、日曜日、祝祭日施工あり　　☐　指定なし
2)　施工可能時間帯　☐ 指定なし　☐ 指定あり　（　時　～　時 ）

(15) 概成工期
建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、契約書に基づく間運工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。
☐ 指定なし　　☐ 指定あり　（ 令和　年　月　日 ）

(16) 仮設工事　　構内既存の施設
1)　トイレ　　☐ 利用できる　　☐ 利用できない
2)　工事用水　　☐ 利用できる（有償）　　☐ 利用できる（無償）　　☐ 利用できない
3)　工事用電力　　☐ 利用できる（有償）　　☐ 利用できる（無償）　　☐ 利用できない
※　本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。

(17) 足場等
■ 別契約の関係受注者（下請け工事の場合は元請け）が定置したものは無償で使用できる。
☐ 本工事で設置する。
足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の（2）手すり据置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）第1編2，2，1より足場の種別は以下による。
☐ 内部足場　（ ☐ A種　☐ B種　☐ C種　☐ D種　☐ E種　☐ F種　☐ G種）
☐ 外部足場　（ ☐ A種　☐ B種　☐ C種　☐ D種　☐ E種　☐ F種）
☐ 防護シート 設置範囲　☐ 工事に必要な範囲　☐（　　）
令和4年1月2日以降に高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する墜落性能墜落制止用器具はフルハーネス又型とし、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。

(18) 建築材料等
1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」設備機材等評価名簿（最新版）及び別記記載の指定資材及び参考見積メーカー又はこれらと同等品以上とする。
品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。
2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。
（認定製品の品名：　　）
4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努めること。
（認定製品の品名：　・間伐材製工事用パリケード　・間伐材工事看板　・間伐材表示板）（　　）

(19) 建設副産物
請負金額１００万円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出すること。
また、工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出すること。
なお、計画書（実施書）の提出とともにＪＡＣＩＣが運営する「建設副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行うこと。

(20) 三重県産業廃棄物税
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月３１日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。
なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

(21) 事故の発生時
工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。
なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

(22) 既設との取合い・養生
本工事施工に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。
また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上げ共、既設にない復旧すること。

(23) 総合評価方式
総合評価方式の工事において技術提案、施工体制確認資料の記載内容等に不履行があった場合、本件工事完成年度の翌年度に三重県が発注する総合評価方式案件（以下「発注工事」という。）において、貴社の加算点から発注工事の加算点満点の１割を減点します。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は、不履行工事件数に応じて減点します。
なお、貴社が特定ＪＶ、経常ＪＶの構成員である場合についても、発注工事の加算点満点の１割を減点します。

(24) 下請次数制限及び県内（管内）企業優先使用
本工事における下請の次数は、２次（建築一式工事は３次）までとする。
なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承認を得ること。
本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（２次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するように努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。
なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。

(25) 不当介入を受けた場合の措置
暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について
1)　受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第１項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
2)　1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
3)　受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

(26) 主任技術者又は監理技術者
1)　技術者要件
工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たすものとなければならない。
2)　専任を要しない期間
・現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
・検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(27) 火災保険等
三重県建設工事請負契約書第52条第1項の規定により、火災保険、組立保険又はその他の保険等に加入し、その加入証券等を提示しなければならない。
①保険の目的物　　工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）
②保険の加入期間　　工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間
③保険金額　　原則として請負金額に相当する金額

(28) 工事目的物の部分引渡し等について
☐ 部分引渡しあり　　☐ 部分使用あり
・指定部分（　　）　・時期（　令和　年　月　日　）

(29) 埋蔵文化財調査
埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。
☐ 発掘調査等の実施あり
☐ 発見された場合、発掘調査等の実施あり

(30) 不正軽油の使用の禁止
1)　一般事項
県工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両（資機材等の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
2)　調査の協力
受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。
また、受注者は下請負者等に同調査を協力するよう管理及び監督しなければならない。
3)　是正措置
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。
また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

(31) 社会保険等未加入対策
・適用除外でないにも関わらず、社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。
・受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

(32) 現場での安全確保（自主施工の原則）
・受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。
・設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。

(33) 電子メールの活用
「電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和3年11月」を適用する。
（三重県HP「三重県の公共情報」を参照）

(34) 設計図書の照査
三重県公共工事共通仕様書第1編1章1-1-1-3 2.設計図書の照査に基づく照査を実施すること。また、照査の実施において、契約書第18条第1項1号から5号に該当する事実がない場合についても、その旨を監督員に報告すること。
なお、監督員の請求があった場合は、照査の実施が確認できる資料を提示すること。

(35) 工事の一時中止
工事の一時中止の取り扱いについては「三重県工事一時中止に係るガイドライン（平成29年7月三重県県土整備部）」による。
三重県建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、協議する。
工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

(36) その他
1)　使用機械
低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
2)　測定機器の校正記録
工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。
測定に先立ち使用する測定機器の検査済証（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提示すること。

6　工事科目
いきいきセンター
(1) 地下オイルタンク設備　　(2) 油送管設備　　(3) ダクト設備

7　工事概要
(1) 地下オイルタンク設備
本工事は、地下オイルタンクを新設する。
(2) 油送管設備
本工事は、油送管を新設する。
(3) ダクト設備
本工事は、発電機更新に伴いダクトを新設する。

8　総合調整
(1)　風量調整
■　適用する　　☐　適用しない
(2)　水量調整
☐　適用する　　■　適用しない
(3)　室内外空気の温度測定
☐　適用する　　■　適用しない
(4)　室内外空気の湿度測定
☐　適用する　　■　適用しない
(5)　室内気流及びじんあいの測定
☐　適用する　　■　適用しない
(6)　騒音の測定
☐　適用する　　■　適用しない
(7)　飲料水の水質の測定(水道法施行規則第10条による水質検査)
☐　適用する　　■　適用しない
のうち　一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、
有機物（全有機炭素（TOC）の量）、ｐH値、味、臭気、色度、濁度　について測定を行なうこと。
※遊離残留塩素　については、上記適用の有無にかかわらず、測定を行なうこと。
(8)　その他（　）
☐　適用する　　■　適用しない

9　工事細目
(1) 配管材料　　部分的に配管種類を変更する場合は、図面内に明記すること。

☐　給水管	☐　水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　JWWA K116 （一般：SGP-VA、VB） ☐　フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管　WSP 011 （一般：SGP-FVA、FVB　地中：SGP-FVD） ※　継ぎ手はコア内蔵型とする。 ※　給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合（工場加工）とする。 ☐　水道用硬質ポリ塩化ビニル管　JIS K 6742 （地中：HIVP） ☐　水道配水用ポリエチレン管　JWWA K 144（50～150A）（地中：PE） ☐　給水設備用ポリエチレン管　JP K 001（20～40A）（地中：PE） ☐　給水用高密度ポリエチレン管　PWA 005（20～75A）（地中：PE） ☐　水道配水用ポリエチレン管　PWA 001（50～200A）（地中：PE） ☐　水道用ステンレス鋼鋼管　JWWA G 115 ☐　一般配管用ステンレス鋼鋼管　JIS G 3448 ※　地中埋設管は、取出し位置の低面又はSL、FL面より+100立ち上げた所までとする。
☐　雑排水管	☐　配管用炭素鋼鋼管(白)　JIS G 3452（SGP-白） ※　継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、ＭＤ継ぎ手を使用 （地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き） ☐　土間：　硬質ポリ塩化ビニル管　JIS K 6741（VP・VU） ☐　土間：　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管　JIS K 9798（RF-VP） ※　125A以下はVP、150A以上はVUとする。 ☐　排水・通気用耐火二層管　JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は JIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品 に樹脂モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
☐　通気管	☐　配管用炭素鋼鋼管(白)　JIS G 3452（SGP-白） ※　継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、ＭＤ継ぎ手を使用 （地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き） ☐　硬質ポリ塩化ビニル管　JIS K 6741（VP） ☐　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管　JIS K 9798（RF-VP） ※　RF-VPは屋外露出不可 ☐　排水・通気用耐火二層管　JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は JIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品 に樹脂モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
☐　汚水管	☐　排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管　WSP 042 ※　同上ＭＤ継ぎ手　JPF MDJ 002 ☐　土間：　硬質ポリ塩化ビニル管　JIS K 6741（VP・VU） ☐　土間：　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管　JIS K 9798（RF-VP） ※　125A以下はVP、150A以上はVUとする。 ☐　排水・通気用耐火二層管　JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は JIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品 に樹脂モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
☐　飲管	☐　排水・通気用飲管　SHASE-S203
☐　給湯管	☐　水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管　JWWA K 140 （一般：SGP-HVA） ☐　水道用ステンレス鋼鋼管　JWWA G 115 ☐　一般配管用ステンレス鋼鋼管　JIS G 3448 ☐　耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管　JIS K 6776
☐　ガス管	☐　配管用炭素鋼鋼管（白）　JIS G 3452（SGP-白） ☐　土間：　塩化ビニル被覆鋼管（黒） ☐　ガス用ポリエチレン管　JIS K 6774　（地中：PE） ※　地中埋設鋼管は、取出し位置の GL面又はSL、FL面より+100立ち上げた所までとする。 （注）都市ガスの場合、ガス管概を供給業者の仕様に適応修正のこと。

□ 屋外埋設排水	□	硬質ポリ塩化ビニル管　JIS K 6741（VP・VU）
	□	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管　JIS K 9798（RF-VP）
	□	排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管　AS-58（REP-VU）
	□	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管　JIS K 9797（RS-VU）
		※　125A以下はVP、150A以上はVUとする。
	□	コンクリート管　JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品） （1類水路用遠心力鉄筋コンクリート管）
□ 消火管	□	配管用炭素鋼鋼管（白）　JIS G 3452（SGP-白）
	□	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（白）WSP041（SGP-VS）
		※　地中埋設管VS は、取出し位置のGL面又はSL,FL面より+100立ち上げた所までとする。
□ 冷温水配管	□	配管用炭素鋼鋼管（白）　JIS G 3452（SGP-白）
	□	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管　JWWA K 140 （一般 ; SGP-HVA）
□ 冷却水管	□	配管用炭素鋼鋼管（白）　JIS G 3452（SGP-白）
	□	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　JWWA K116（一般 ; SGP-VA, VB）
	□	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管　WSP 011（一般 ; SGP-FVA, FVB）
□ ドレン管	□	配管用炭素鋼鋼管（白）　JIS G 3452（SGP-白）
	□	（屋外）硬質ポリ塩化ビニル管　JIS K 6741（VP）
	□	（屋内）空調ドレン用結露防止層付硬質塩化ビニル管
		※　125A以下はVP、150A以上はVUとする。 RF-VPは屋外露出不可。
	□	排水・通気用耐火二層管　JIS K 6741（硬質塩化ビニル管VP）又は JIS K 9798（リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP）規格品 に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
□ 冷媒管	□	銅及び銅合金継目無管　硬質、軟質または半硬質　JIS H3300
	□	断熱材被覆銅管　原管はJIS H3300による。 製造者標準品 ただし、保温厚は　ガス管　20mm、液管　10mmとする。 ※　冷媒用銅管の肉厚は、冷凍保安規則関係例示基準の規定による。
■ 油管	■	配管用炭素鋼鋼管（黒）　JIS G 3452　溶接接合
□ 蒸気管	□	配管用炭素鋼鋼管（黒）　JIS G 3452 ＜（往）溶接　（還）65A以上；溶接、50A以下：ねじ＞
□ ブライン管	□	配管用炭素鋼鋼管（黒）　JIS G 3452

※ 弁類　　揚水ポンプまわり、消火ポンプまわり、水道直圧部は10Kとし、それ以外は5Kとする。
　　塩ビライニング鋼管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。

※ 横走り管の吊り間隔

鋼管	100A以下	―	2m以下
	125A以上	―	3m以下
ビニル管 耐火二層管 銅管	80A以下	―	1m以下
	100A以上	―	2m以下
鋳鉄管	標準図による		

※ 横走り管形鋼振れ止め支持間隔

支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
鋼管 鋳鉄管	-	50A～100A	125A～
ビニル管 耐火二層管 銅管	25A～40A	50A～100A	125A～

※ 冷媒用銅管の横走り管の支持間隔
　基準外径　9.52mm 以下　　吊り間隔　1.5m以下
　基準外径　12.70mm 以上　　吊り間隔　2.0m以下
　形鋼振れ止め支持間隔は、銅管に準ずる。

※　液管・ガス管共吊りの場合は液管の外径を基準とする。

(2) ダクト工事

矩形ダクト	■	亜鉛鉄板　JIS G 3302（SGCC 、SGCCA）　鍍金付着Z18以上
	□	ステンレス鋼板　JIS G4305
工法	□	アングルフランジ工法
	□	共板フランジ工法
	□	スライドオンフランジ工法
形鋼補強	□	山形鋼　JIS G 3101
丸ダクト	□	スパイラルダクト
	□	硬質ポリ塩化ビニル管　（多湿箇所）　JIS K 6741
	□	SUS鋼材　JIS G 4317

(3) 保温塗装工事

1)　材料

□ グラスウール保温材 （屋内一般等）		保温筒　JIS A 9504 2号　40K 保温板、保温帯　JIS A 9504 2号　40K	
□ 給水管	□ 排水管	□ 給湯管	□ 消火管（露出部）
□ 蒸気管（往）	□ 蒸気管（還）	□ 冷水・冷温水管	□ ドレン管
（屋外等）			
□ 給湯管（70℃以上）	□ 温水管	□ 蒸気管	□ 冷水・冷温水管
□ 冷媒管	□	□	□

□ ロックウール保温材 （防火区画貫通部等）		保温板、保温帯、ブランケット 1号JIS A 9504	
□ 給水管	□ 排水管	□ 給湯管	□ 温水管
□ 蒸気管	□ 冷水・冷温水管	□ 冷媒管	□ 消火管

□ ポリスチレンフォーム保温材 （屋内一般等）		保温筒　JIS A 9511 3号 保温板　JIS A 9511 3号	
□ 給水管	□ 排水管	□ 冷水・冷温水管	□ 冷水管（2～4℃）
□ ブライン管	□	□	□
（屋外等）			
□ 給水管	□ 排水管	□ 給湯管（70℃以下）	□ 冷水・冷温水管
□ ブライン管	□ 消火管	□	□

■ 合成樹脂調合ペイント塗り塗料 （露出）		JIS K 5516（合成樹脂調合ペイント）　1種	
□ 給水管	□ 排水管	□ 通気管	□ ドレン管
□ ガス管	□ 消火管	■ 油管	□ 冷却水管
□ ダクト（亜鉛鉄板製）	□ ダクト（鋼板製）		

□ さび止めペイント塗り塗料		JIS K 5621（一般用錆止めペイント）　2種	
□ 蒸気管（往）	□ ダクト（鋼板製）		

□ アルミニウムペイント塗り塗料		JIS K 5492（アルミニウムペイント） 下塗りは錆止めペイント	
□ 蒸気管（還）			

2)　保温厚

・ グラスウール、ロックウール

保温厚　(mm)	20	25	30	40	50
給水・排水・ドレン・給湯 ・膨張・温水・消火管	～80A	100～150A	-	200A～	-
蒸気管	～25A	-	32～50A	65A～	-
冷水・冷温水・冷媒管	-	-	～25A	32～200A	250A～

・ ポリスチレンフォーム

保温厚 (mm)	20	25	30	40	50	65
給水・消火・排水管	～80A	100A～	-	-	-	-
冷水・冷温水管	-	-	～25A	32～200A	250A～	-
冷水管（冷水温度2～4℃）	-	-	～20A	25A～100A	125A～	-
ブライン管	-	-	-	～25A	32～80A	100A～

・ 機器ダクト保温厚

保温厚	
25mm	ダクト（屋内露出［機械室、書庫、倉庫］、隠蔽部）、消音チャンバー・エルボ 膨張タンク、膨張製タンク、排煙ダクト隠蔽部（ロックウール）
50mm	ダクト（屋内露出［一般居室、廊下］）、サプライチャンバー、貯湯タンク類 冷水・冷温水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水 ・蒸気ヘッダー、排気筒隠蔽部（ロックウール）
75mm	煙導（ロックウール）

3)　種別

給排水衛生設備配管の保温仕様（R、G保温材の仕様のみ）

	1	2	3	4
屋内露出	保温筒	鉄線	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	原紙	ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ仕上
天井内・ＰＳ内	アルミガラスクロス化粧保温筒		アルミガラスクロス粘着テープ	
暗渠内（ピット内）	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上

※　1)　排水管については、上表暗渠内（ピット内）の仕様を防食テープ巻きに読み替える。
※　2)　サヤ管工法；架橋ポリエチレン・ポリブデン管使用の場合は、上表保温不要。
※　3)　消火管の保温は消防打ち合わせにより決定すること。

空調設備配管の保温仕様（R、G保温材の仕様のみ）

	1	2	3	4	5
屋内露出	保温筒	鉄線	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・ＰＳ内 （温水・蒸気管以外）	保温筒	鉄線	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ	アルミガラスクロス仕上	
暗渠内（ピット内）	保温筒	鉄線	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ	着色アルミガラスクロス仕上	
屋外露出	保温筒	鉄線	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ	SUS鋼板仕上	

※　1)　冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の保温種別
　　□　保温化粧ケース仕上（屋内露出部分）□　SUS鋼板仕上（屋外露出部分）

機器保温仕様

	1	2	3	4	5
冷水・冷温水タンク 鋼板製タンク 冷水・冷温水ヘッダ	鈑	保温板	ポリエチレン フィルム	鉄線	SUS鋼板仕上 カラー亜鉛鉄板（屋内）
温水・膨張・還水 貯湯タンク 温水・蒸気ヘッダ 熱交換器	鈑	保温板	鉄線	SUS鋼板仕上 カラー亜鉛鉄板（屋内）	

※　1)　密閉式膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンバー・煙道 保温仕様

			1	2	3	4	5
長方形ダクト	屋内露出	一般・廊下	鈑	保温板	カラー亜鉛鉄板		
		機械室	鈑	アルミガラスクロス化粧保温板		アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋内隠蔽、ＤＳ内		鈑	アルミガラスクロス化粧保温板		アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋外露出、多湿箇所		鈑	保温板	ポリエチレンフィルム	鉄線	SUS鋼板
スパイラルダクト	屋内露出	一般・廊下	保温帯	鉄線	カラー亜鉛鉄板		
		機械室	アルミガラスクロス化粧保温帯		アルミガラスクロス粘着テープ		
	屋内隠蔽、多湿箇所		アルミガラスクロス化粧保温帯		アルミガラスクロス粘着テープ		
	屋外露出、多湿箇所		保温帯	鉄線	ポリエチレンフィルム	鉄線	SUS鋼板
サプライチャンバー			鈑	保温板	ガラスクロス	鋼鈑甲金網又はアルミパンチングメタル	
消音チャンバー、エルボ			鈑	保温板	ガラスクロス		
排煙ダクト長方形		屋内隠蔽	鈑	アルミガラスクロス化粧保温板		アルミガラスクロス粘着テープ	
排煙ダクト　円形		屋内隠蔽	アルミガラスクロス化粧保温帯		アルミガラスクロス粘着テープ		
煙道			ブランケット	鉄線	カラー亜鉛鉄板		

※　1)　排煙ダクトは、ロックウール保温板、保温帯、1号を使用。
※　2)　煙道ブランケットは、JIS G 3554（亀甲金網）による亜鉛鍍金を施した網目呼称16線径0.55の金網又はRWAS02による防錆処理を施した平ラス0号で外面補強したものを使用。
※　3)　鋼亀甲金網は、JIS H 3260 網目呼称10、線径0.5を使用。

配管用炭素鋼鋼管の塗装仕様

機材	状態	塗料の種別	塗り回数			備考
			下塗り	中塗り	上塗り	
白管	露出	合成樹脂調合ペイント	1	1	1	下塗りはさび止めペイント
黒管	露出	合成樹脂調合ペイント	2	1	1	下塗りはさび止めペイント

※　1)　ねじ切りした部分の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。

4)　施工

ダクト保温施工範囲

1、ＳＡ
　□　保温あり　　□保温なし　　□図面による　　□その他（　　）
2、ＥＡ
　□　保温あり　　□保温なし　　□図面による　　□その他（　　）
3、ＲＡ
　□　保温あり　　□保温なし　　□図面による　　□その他（　　）
4、ＯＡ
　□　保温あり　　□保温なし　　□図面による　　□その他（　　）

チャンバー内貼施工
　□　内貼あり（　　mm　）　　□内貼なし　　□図面による　　□その他（　　）

(4) スリーブ工事

1. 管スリーブの径は、原則として、管の外径（保温されるものは、保温厚さを含む）より40mm程度大（=2サイズUP）なるものとする。
　箱抜きスリーブは、木枠又は鋼板（実管ダクト）とする。
2. 地中部分のスリーブは、塩化ビニル管（VU）とし、水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とする。
3. 地中梁以外の梁抜き管スリーブは、亜鉛鉄板製を原則とする。
4. 柱及び梁以外の箇所で、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が200mm以下の部分は、紙製仮枠としてもよい。
　紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じ、かつ、配管施工前に仮枠を必ず取除くものとする。

10　共通事項

1)　陸上ポンプ、送排風機（エアハン含む）の電動機は、すべて全閉防まつ形とする。
2)　配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にすること。
3)　系統が分かるように、必要箇所（機械室、ＰＳ内等）に文字書き・矢印記入・バルブ札取付を行うこと。手書きもしくはカッティングシートとする。
4)　機器・配管・支持金物には、絶縁処理を行うこと。
5)　配管に空気が滞留する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄りのドレン管に接続すること。
6)　屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、もしくはあと施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、機器仕様書、耐震クラス等を確認すること。また、重量機器にあと施工アンカー工法を採用する場合、ケミカルアンカーを使用し施工すること。
7)　機器、配管の耐震措置及び機器、ダクトの防振・消音については、標準仕様書、標準図、施工整理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮すること。
8)　雨がかり部に取り付けるガラリのチャンバーには、水抜きを設けること。
9)　屋外埋設管（給水、消火、ガス）には、埋設シートを敷設し、曲がり・分岐部には、地中埋設標を施工すること。
10)　冷水及び冷温水管の支持材には、合成樹脂製支持受けを使用すること。
11)　水栓は、節水機構付きのものを使用すること。
12)　冷媒管等防火区画貫通部は、建築基準法・消防法に適合する工法にて防火処理を行うこと。
13)　地中埋設配管については、下記の沈下対策を講ずること。
　・　管は継ぎ手の組み合わせにより可とう性をもたせる。
　・　接続箇所は必要に応じコンクリートで保護する。
　・　土間配管は、土間筋に吊り下げるなど埋設配管を保持すること。
　・　呼び径100A以下はM10、125A～250AはM12、250A以上はM16のステンレス棒鋼を使用する。
14)　屋外露出及び多湿箇所（トレンチピット等）の配管架台は、SUS又はSS溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。
15)　屋外設置のマンホール類には用途名を入れること。
16)　合成樹脂製カバーの仕上げについては、保温見切り箇所には菊座の取り付けを行うこと。
17)　送風機用ベルトガードには裏カバー及び点検口を設けること。

11　指定資材及び参考見積りメーカー

分類	資材名		規格・メーカー等　（アイウエオ順）
管	塩ビライニング鋼管		「水」マーク表示品　WSP規格品
	配管用炭素鋼鋼管		JISマーク表示品
	塩化ビニル管		JISマーク表示品　「水」マーク表示品
	リサイクル塩化ビニル管		JISマーク表示品　塩化ビニル管・継手協会規格品
	鉛管		SHASE-S表示品
	銅管	冷媒用	㈱イノアック住環境　㈱コベルコマテリアル銅管 ㈱UACJ銅管　因幡電機産業（株）　または同等品以上
	ダクタイル鋳鉄管	水道用	「水」マーク表示品
	ステンレス鋼管		JISマーク表示品　「水」マーク表示品
	耐火二層管		国土交通大臣認定品
	ポリエチレン管		JISマーク表示品　日本ポリエチレンパイプシステム協会規格品 「水」マーク表示品　建築設備用ポリエチレンパイプシステム研究会規格品
継手	ライニング鋼管継手	管端防食	JPF規格品　「水」マーク表示品
		フランジ	WSP規格品
	鋼管継手 ビニル管継手	外面含む	JISマーク表示品　JPF規格品　WSP規格品 JISマーク表示品　「水」マーク表示品
	鋼管継手	冷媒用	㈱イノアック住環境　東洋フイツテング㈱ 因幡電機産業㈱　または同等品以上
	ステンレス鋼管継手		JISマーク表示品　SAS規格品　「水」マーク表示品
	耐火二層管継手		国土交通大臣認定品
	伸縮管継手（ベローズ形、スリーブ形）		JISマーク表示品（ベローズ型）　SHASE-S表示品（スリーブ型）
	可とう継手		トーフレ㈱　日立金属㈱　㈱ベン　㈱ヨシタケ または同等品以上
弁	青銅弁・鋳鉄弁		JISマーク表示品
	その他弁類		㈱キッツ　東洋バルヴ㈱　日立金属㈱　㈱ベン ㈱ヨシタケ　または同等品以上
保温材	グラスウール保温材 ロックウール保温材 ポリスチレンフォーム保温材		JISマーク表示品
ポンプ類	横形遠心ポンプ （空調用、ボイラー給水用、揚水用） 水中モーターポンプ （汚水用、雑排水用、汚物用） 立形遠心ポンプ（ボイラー給水用、揚水用）		設備機材等評価名簿による。
電動機	電動機		シンフォニアテクノロジー㈱　㈱東芝　㈱日立製作所 富士電機㈱　パナソニック㈱　三菱電機㈱ ㈱明電舎　または同等品以上
衛生器具	衛生陶器・水栓		JISマーク表示品
	衛生器具ユニット		設備機材等評価名簿による。
タンク	FRP製パネルタンク 密閉形鋼板式膨張タンク（空調用・給湯用） ｽﾃﾝﾚｽ鋼板製ﾊﾞﾈﾙﾀﾝｸ（溶接組立形） ｽﾃﾝﾚｽ鋼板製ﾊﾞﾈﾙﾀﾝｸ（ﾎﾞﾙﾄ組立形）		設備機材等評価名簿による。
桝	桝類	公団型	協和コンクリート工業㈱　インフラテック㈱ 桑名工業㈱　㈱丸八産業　または同等品以上
		塩ビ桝	（公社）日本下水道協会、プラスチック・マスマンホール協会 規格対象品又は準拠品
鋳鉄製品	排水金物		カネソウ㈱　ダイドレ㈱　㈱中部コーポレーション 福西鋳物㈱　または同等品以上
	鋳鉄製ふた	マンホールふた 弁桝ふた	設備機材等評価名簿による。
量水器	量水器		愛知時計電機㈱　アズビル金門㈱ または同等品以上
ガス器具	ガス配管器具		Ｉ・Ｔ・Ｏ㈱　㈱柱精機製作所 ㈱藤井合金製作所　富士工器㈱　または同等品以上
	ガス給湯器	都市ガス	ガス供給者の承認する製造者の製品
		液化石油ガス	「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき省令による証票を付したもの
ガス警報	ガス警報システム		アズビル金門㈱　富士工器㈱　富士電機㈱ パナソニック㈱　矢崎総業㈱　または同等品以上
厨房機器	厨房システム		設備機材等評価名簿による。
濾過装置			オルガノ㈱　栗田工業㈱　サンエイ工業㈱　㈱三協 ㈱三進ろ過工業　㈱タクマ　理水化学㈱ または同等品以上
滅菌機			㈱磯村　㈱オーヤラックス　水道機工㈱ 日本曹達㈱　または同等品以上
消火装置	消火栓類		㈱立売堀製作所　㈱北清製作所 ㈱村上製作所　㈱横井製作所　または同等品以上
	消火栓ホース		日本消防検定協会の合格表示品
	スプリンクラー消火システム 不活性ガス消火システム 泡消火システム ハロゲン化物消火システム		設備機材等評価名簿による。
浄化槽	合併浄化槽	RC造	㈱ダイキアクシス　㈱西原ネオ　フジクリーン工業㈱ 藤吉工業㈱　または同等品以上
		FRP	国土交通大臣型式認定品
簡易水洗	クリーントイレ		㈱LIXIL　積水化学工業㈱　ネポン㈱ パナソニック㈱　ロンシール機器㈱ または同等品以上
ブロア			朝日機工㈱　㈱アンレット　㈱明和工業㈱ 安永エアポンプ㈱　または同等品以上
阻集器	グリス・ガソリントラップ		カネソウ㈱　下田エコテック㈱　ホーコス㈱ または同等品以上
特殊ガス	特殊ガス設備		エア・ウォーター㈱　㈱セントラルユニ 日酸TANAKA㈱　日本エア・リキード㈱ または同等品以上
計測機器			㈱島津製作所　東京DKK㈱　㈱日立製作所 富士精密電機㈱　横河電機㈱ または同等品以上
化学実験装置			㈱島津理化　㈱ダルトン　㈱ヤガミ ヤマト科学㈱　または同等品以上
製缶類	製缶類・熱交換		㈱島倉鉄工所　㈱広島鉄工　㈱ベルテクノ ㈱前田鉄工所　森松工業㈱ または同等品以上
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鋳鉄製） 無圧式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）		設備機材等評価名簿による。
	電気温水器		愛知金属工業㈱　㈱東芝　㈱日本イトミック パナソニック㈱　三菱電機㈱　または同等品以上
ボイラー	鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー 鋳鉄製ボイラー及び鋳鉄製簡易ボイラー 鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー 鋼製ボイラー		設備機材等評価名簿による。
冷凍機	チリングユニット及び 空気熱源ヒートポンプユニット 吸収冷温水機 吸収冷温水機ユニット 遠心冷凍機		設備機材等評価名簿による。
空気調和機	ユニット形空気調和機 ファンコイルユニット及び カセット形ファンコイルユニット コンパクト形空気調和機 パッケージ形空気調和機 マルチパッケージ形空気調和機 ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ式空気調和機		設備機材等評価名簿による。
冷却塔	冷却塔		設備機材等評価名簿による。
防振装置	防振材・防振装置		倉敷化工㈱　特許機器㈱　㈱ブリヂストン ㈱明治ゴム化成　または同等品以上
加湿器			ウエットマスター㈱　ピーエス工業㈱ または同等品以上
送風機類	遠心送風機（多翼形送風機） 斜流送風機 軸流送風機 消音ボックス付送風機		設備機材等評価名簿による。
換気扇	換気扇類		テラルクリタ㈱　㈱東芝　日立アプライアンス㈱ パナソニック㈱　三菱電機㈱　または同等品以上
全熱交換器	全熱交換器（回転形、静止形） 全熱交換ユニット		設備機材等評価名簿による。
空気清浄装置	ｴｱﾌｨﾙﾀｰ（ﾊﾟﾈﾙ形、折込み形） 自動巻取形エアフィルター 電気集じん器（自動巻取形、ﾊﾟﾈﾙ形）		設備機材等評価名簿による。
ダクト付属品	吹出口・吸込口		設備機材等評価名簿による。
	風量ユニット（定風量、変風量）		
ダクト	亜鉛鉄板		JIS規格品
	ステンレス鋼板		JIS規格品
	スパイラルダクト		㈱東本鐵工所　㈱新富士空調　フジモリ産業㈱ または同等品以上
	フレキダクト		アライ実業㈱　㈱オーツカ　㈱東本鐵工所 または同等品以上
自動制御	自動制御システム		設備機材等評価名簿による。

【注記】　①　JISマーク、水マーク（JWWA:日本水道協会規格）、WSP(日本水道鋼管協会規格）、SHASE-S(空気調和・衛生工学会規格）、JPF(日本金属継手協会規格）SAS(ステンレス協会規格）の番号については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」による。
　②　JISマーク表示品と指定された資材は、工業標準化法施工規則に基づき、製品・包装の外面、容器の外面、結束荷札ごとの納品書にJISマーク表示のあるものとする。
　③　設備機材等評価名簿とは、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」設備機材等評価名簿（最新版）をいう。但し、評価名簿による場合、「納入地区及びアフターサービス地区」に中部地区が含まれていて、評価の有効期間内にある場合に有効とする。

備考	・ ・ ・ ・	（株）田端隆建築設計 三重県知事登録第１－８６１　一級建築士　№35251　田端　進也	設計代表者 一級建築士 №35251 田端進也	設計担当者 一級建築士 №310021 構造設計一級建築士 №8154 伊上貴将 一級建築士 №172103 席　賢治	SCALE A3 A2 DATE R５．３

工事名称	いきいきセンター非常用発電機更新工事	M－02
図面名称	機械設備工事　特記仕様書（２）	原図：A2

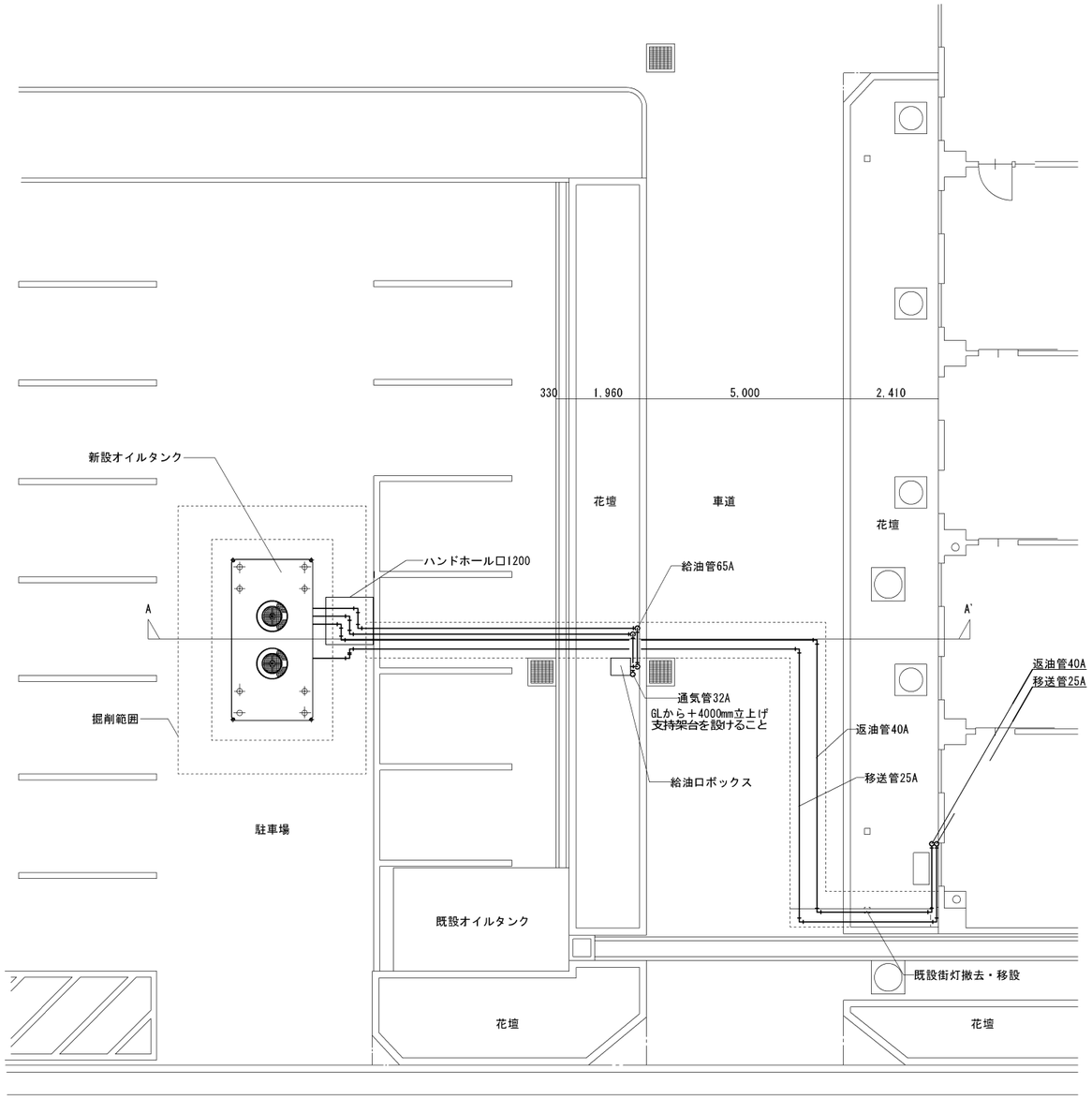

燃料配管系統図　S=1/100

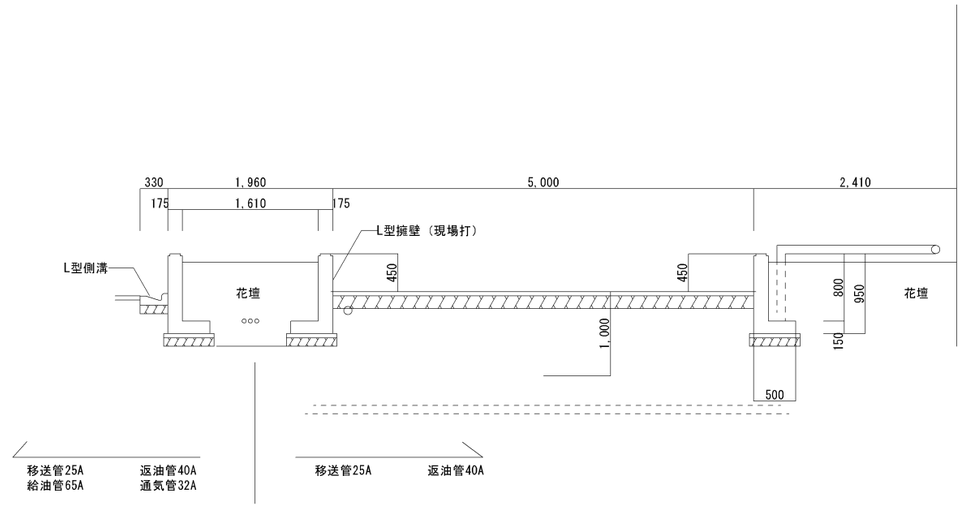

A-A' 断面図　S=1/50

燃料配管は原則埋設とする。配管埋設深さはGL-1000mmとし、現地状況に合わせて施工のこと。
配管の接続箇所は防蝕施工とし、消防検査を受けること
建屋側の配管は屋外露出配管（塗装要）とし、電線管と同経路で施工する（E-0　参照）

変更	(株)田端隆建築設計	設計代表者	設計担当者		SCALE A2 1/100 A3 1/200	工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事	M-03
決定	三重県知事登録第1－861　一級建築士 №352551 田端 盛也	一級建築士 №352551 田端盛也	一級建築士 №312023 構造設計 一級建築士 №352551 坪上良有	一級建築士 №372082 市 賢洋	DATE R5.3	図面名称　オイルタンク　配置図	原図：A2

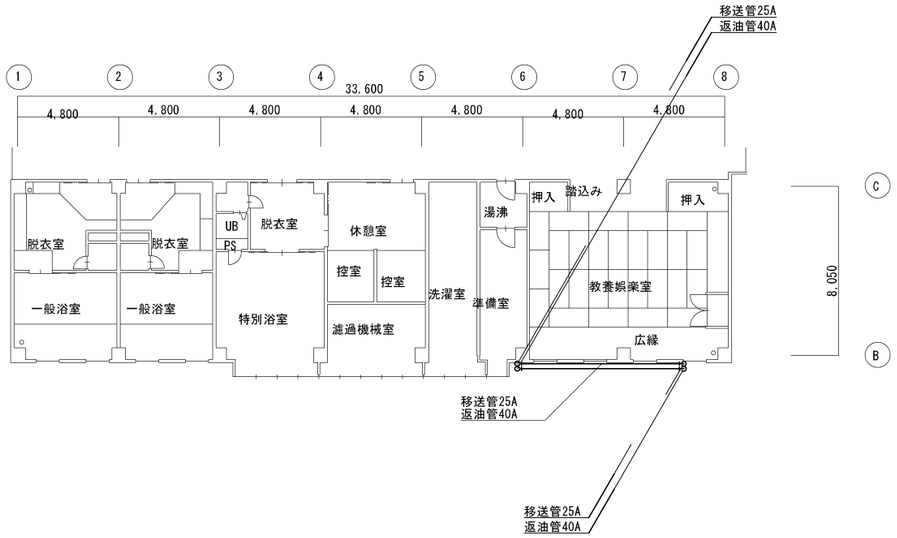

３階平面図 Ｓ＝１／２００

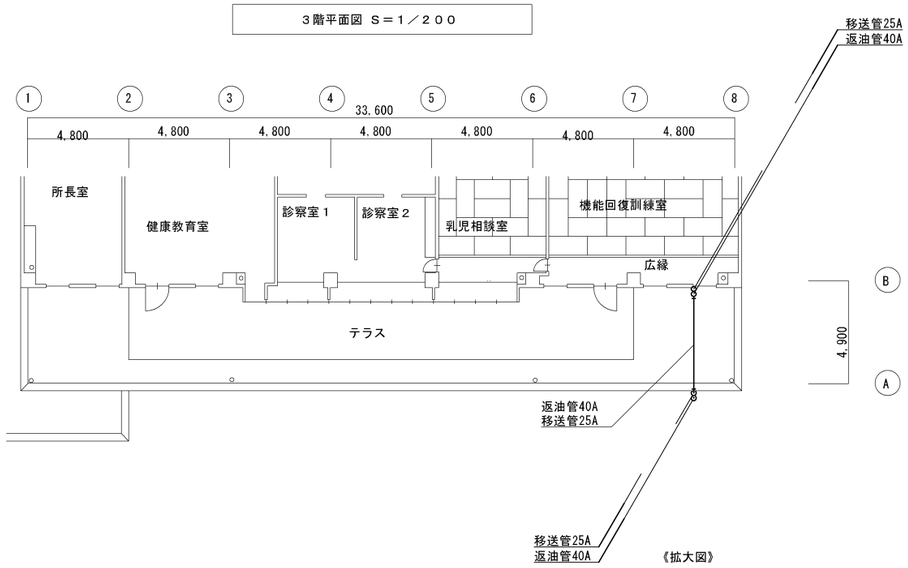

２階平面図 Ｓ＝１／２００

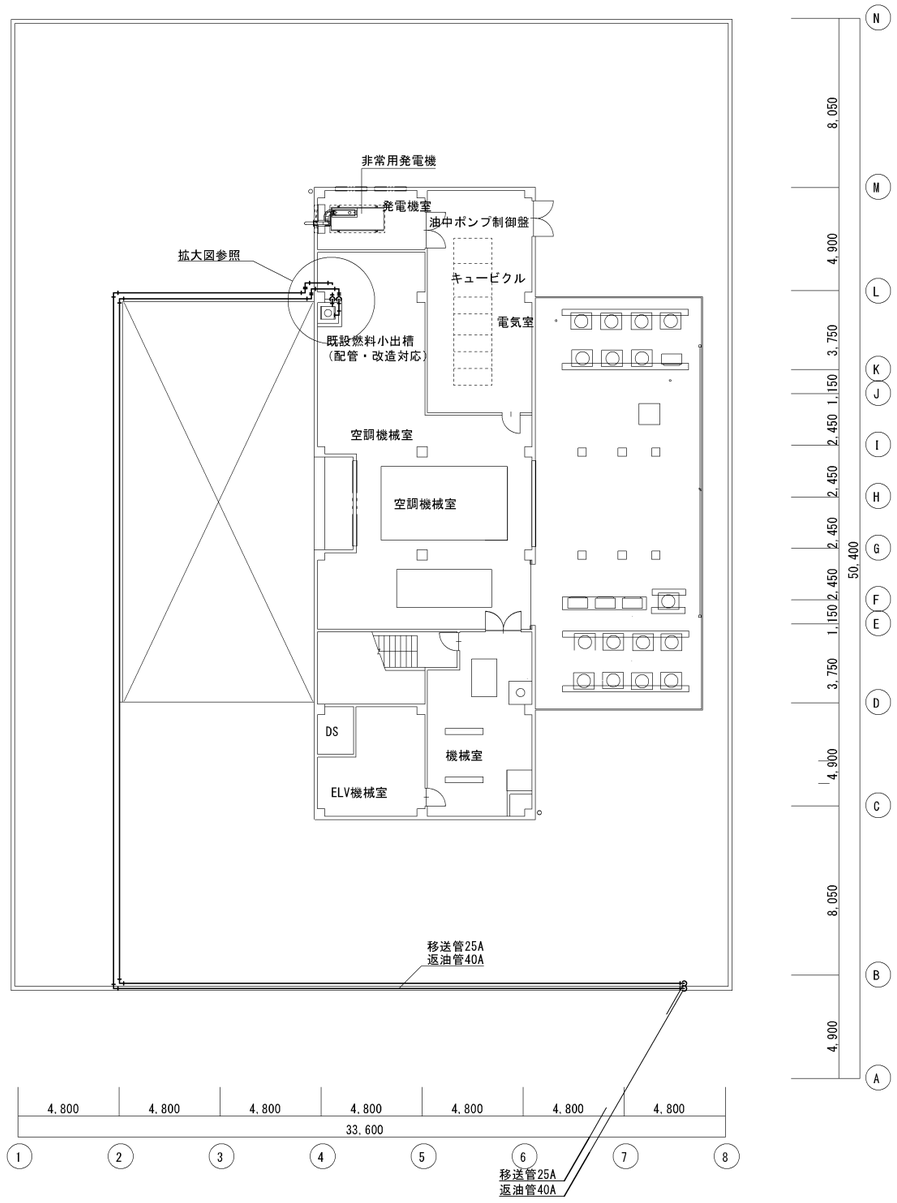

４階平面図 Ｓ＝１／２００

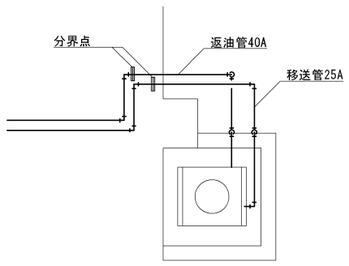

既設槽に接続口の改修を行うこと。上記位置は参考とする。

＊ GL～RFLの配管は、電気配管と同経路で施工を行うこと。

＊ GL～2FLまでの縦配管（電気含む）には、化粧カバー（SUS製）を行うこと。

＊ 配管はSGP（黒）とし、配管カバーが無き部分は、塗装を行うこと。
塗装色は外壁の近似色を使用すること。

＊ 屋上露出配管は、配管支持用ブロック（ゴムベース付）を使用とする。

＊ 危険物施設（地下タンク）と少量危険物（燃料小出槽～発電設備）の分界点は、
建屋貫通部の外壁とする（フランジを設けての施工とする）。

＊ 燃料小出槽については、既設槽に接続口の改修を行うこと。
（燃料移送管：25A×1箇所、 燃料返油管：40A×1箇所）

訂正	(株)田端隆建築設計 三重県知事登録第１－８６１　一級建築士 №352551 田端 隆也	設計代表者 一級建築士 №357551 田端隆也	設計担当者 一級建築士 №372021 構造担当一級建築士 №372019 仲上貴有 / 一級建築士 №372082 市 賢治	SCALE A2 1/200 A3 1/282 DATE R5. 3	工事名称 いきいきセンター非常用発電機更新工事 図面名称 油送管設備 2階・3階・4階平面図	M−04 原図：A2

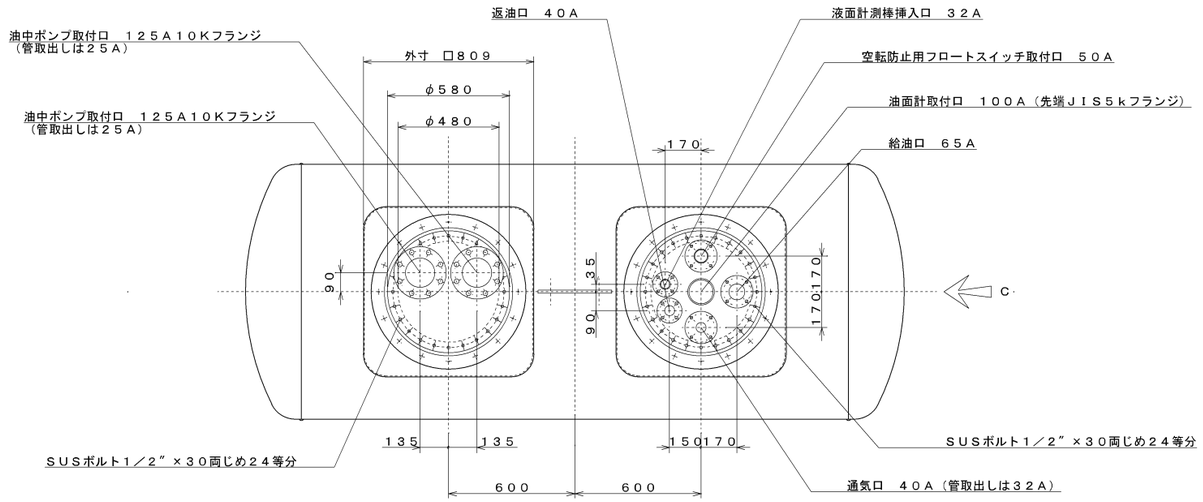

タンク本体外面保護施工詳細図

（危告示第４条の４８第１項４号によるＦＲＰを被覆する施工法）

（ＮＯ　ＳＣＡＬＥ）

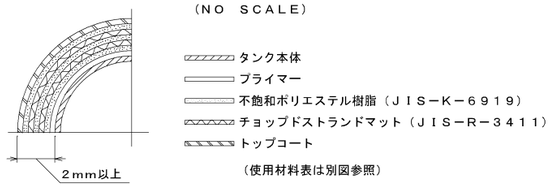

（使用材料表は別図参照）

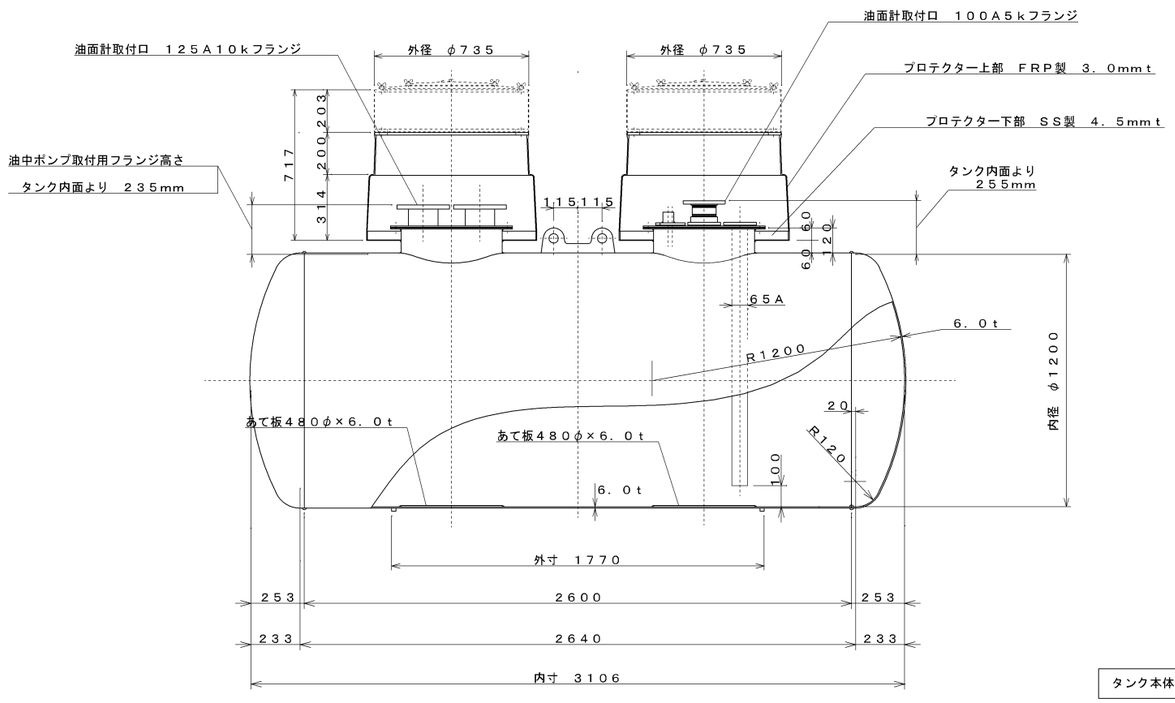

視　Ｃ

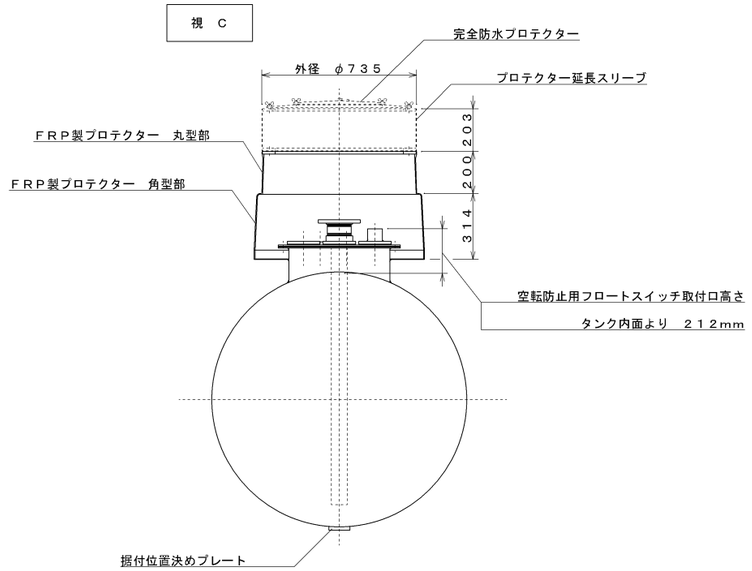

タンク本体材質	ＪＩＳ　Ｇ３１０１　ＳＳ４００

タンク内容積（πr^2 Ｌ）＋（０．０９８９６D^3×２）	（３．１４×6^2×２６．４）＋（０．０９８９６×12^3×２）＝３，３２６Ｌ
空　間　容　積	３２６Ｌ　（３２６／３３２６＝９．８%）
タンク実容量	（３３２６－３２６）　３，０００Ｌ

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第１－８６１　一級建築士　№35551　田端　進他

設計代表者	設計担当者		
一級建築士 №35551 田端進他	一級建築士 №332021 構造設計一級建築士 №8014 伊上宗明	一級建築士 №172102 常　賀津	

SCALE　A2　1/20　A3　1/20
DATE　Ｒ５．３

工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事
図面名称　オイルタンク　タンク本体　参考図

Ｍ－０５
原図：A2

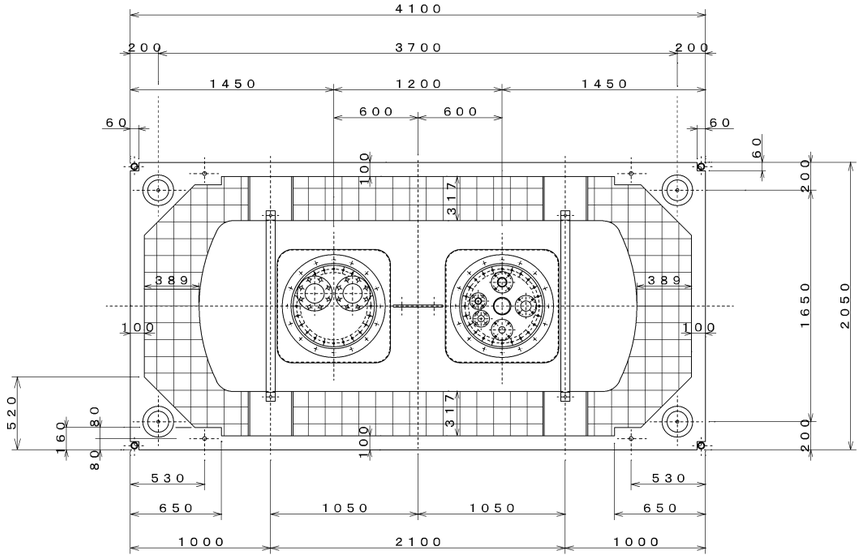

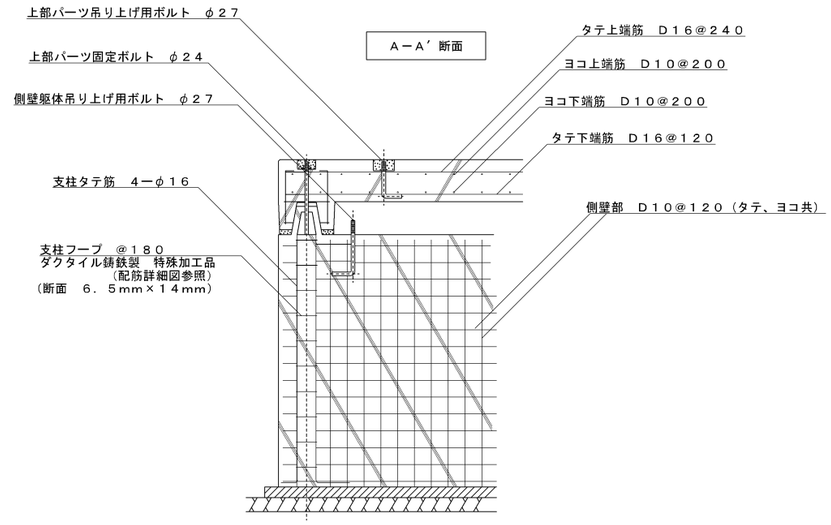

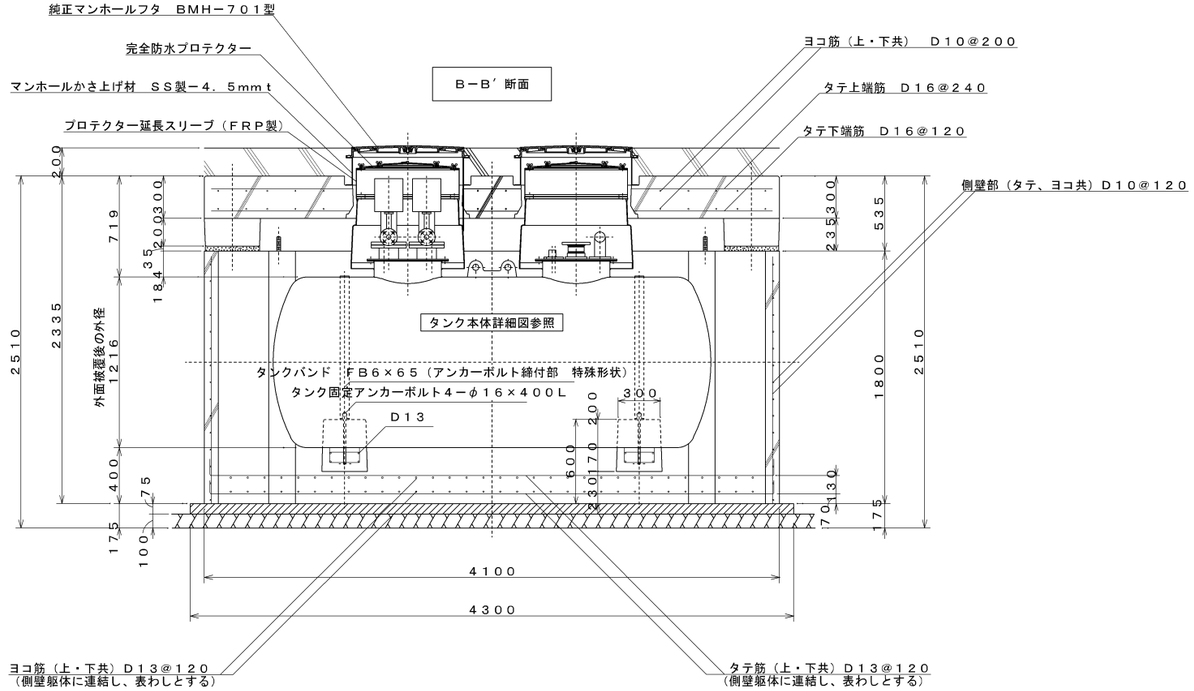

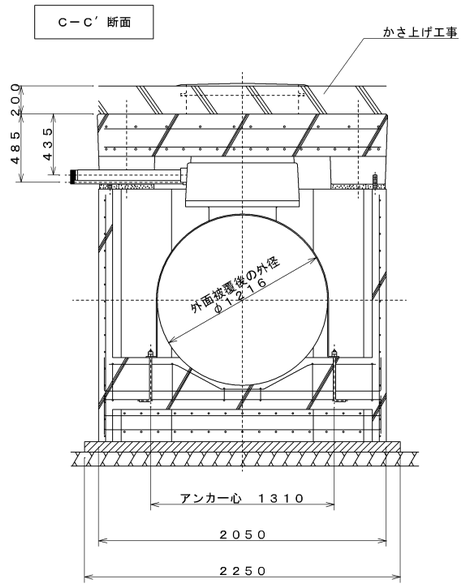

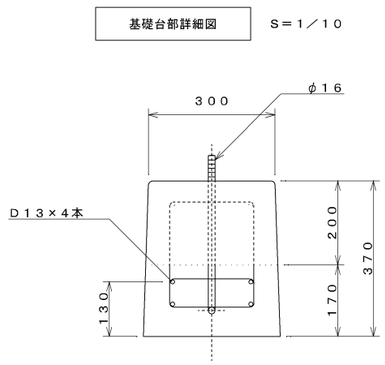

備考	(株)田端隆建築設計 三重県知事登録第１－８６１　一級建築士　№35251　田端　進他	設計代表者 一級建築士 №35251 田端進他	設計担当者 一級建築士 №332021 構造設計一級建築士 №8324 伊上宗樹 一級建築士 №372082 常　賀津	SCALE A2　1/30 A2　1/42 DATE R５．３	工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事 図面名称　オイルタンク　躯体断面　参考図	M－06 原図：A2

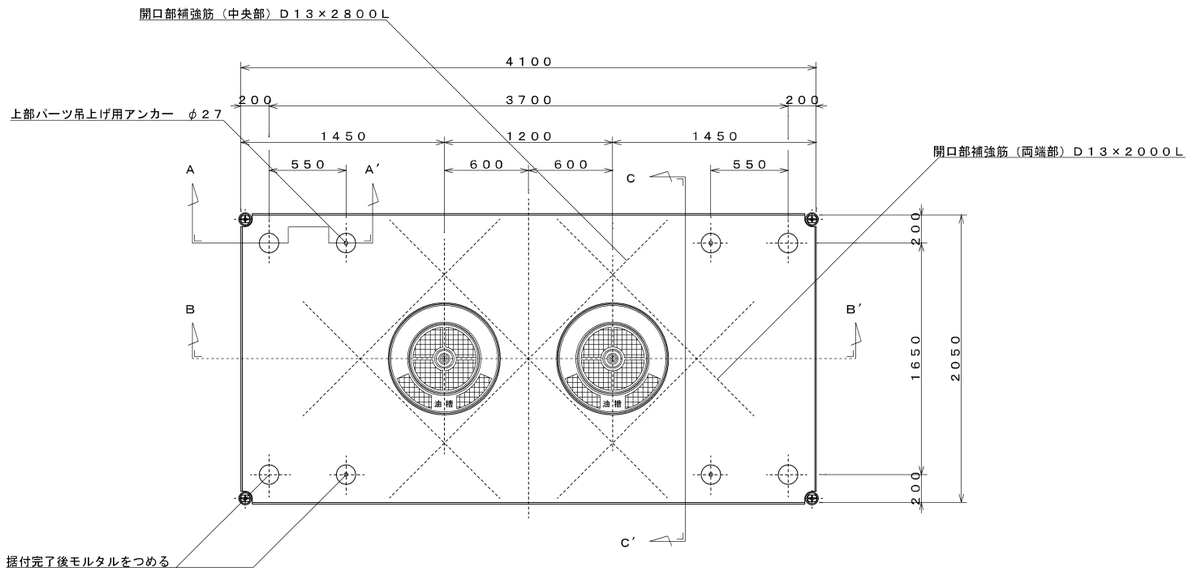

タンクをセットした側壁躯体重量	９．１ｔｏｎ

側壁躯体の単体重量	８．１ｔｏｎ
上部パーツの単体重量	５．７ｔｏｎ
タンク本体の重量（被覆共）	１．０ｔｏｎ

現地で打設する漏れ防止用生コンの必要数量	８．８ m^3
上部コンクリートパーツの下に敷く砂の必要数量	１．５ m^3

（現地打設の漏れ防止用生コンは下記の通りとする。
水・セメント比　５５以下%、強度　２７Ｎ／mm^2、スランプ　１５、骨材の大きさ　２５mm又は２０mm）

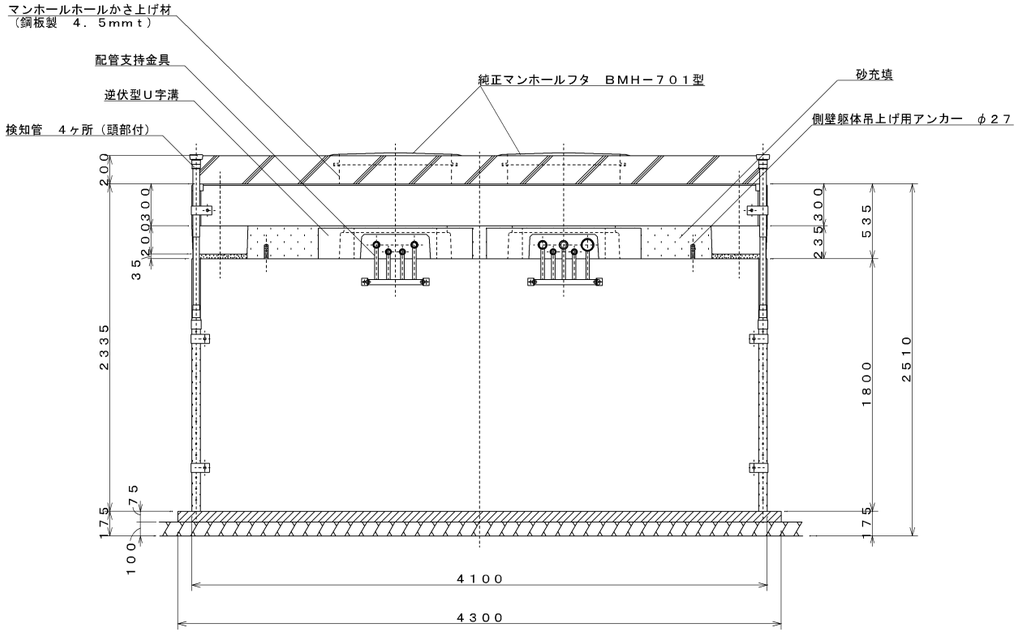

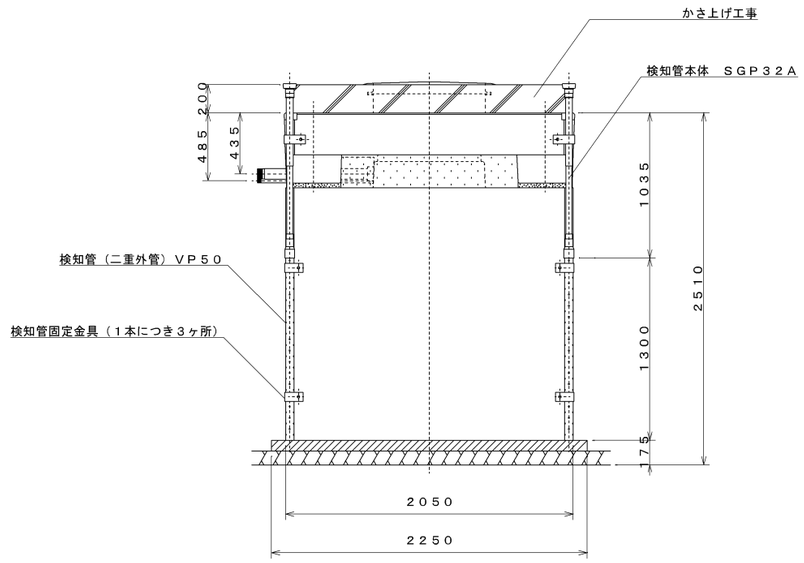

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第１－８６１　一級建築士　№35551　田端　進他

設計代表者	設計担当者		
一級建築士 №35551 田端進他	一級建築士 №332021 構造設計一級建築士 №8024 伊上宗祥	一級建築士 №172101 常　賀津	

SCALE　A2　1/30　A3　1/42
DATE　Ｒ５．３

工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事
図面名称　オイルタンク　外観寸法　参考図

Ｍ－０７
原図：A2

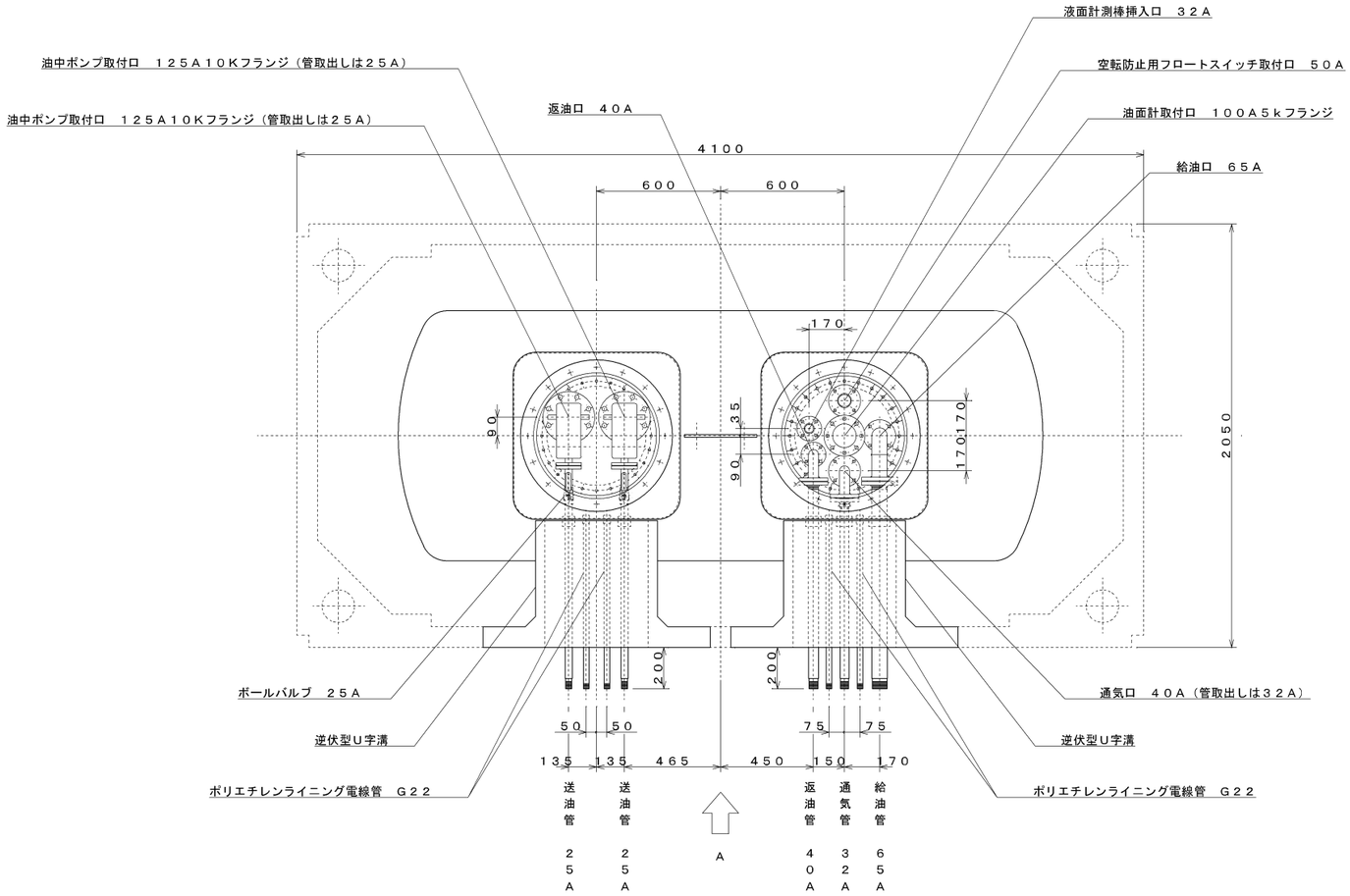

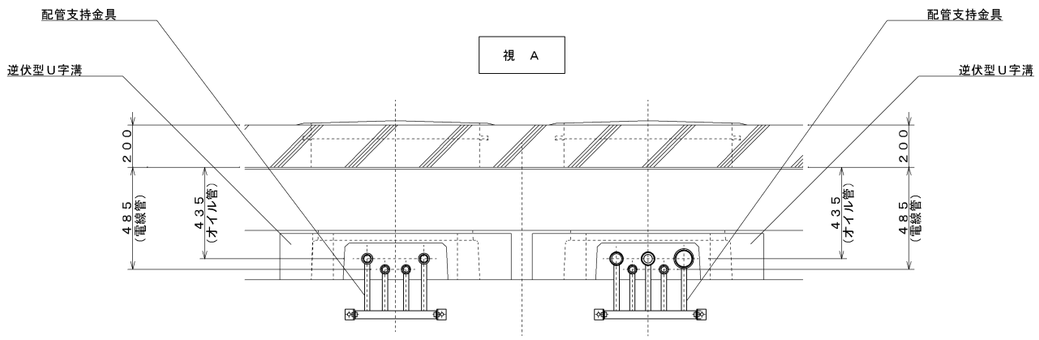

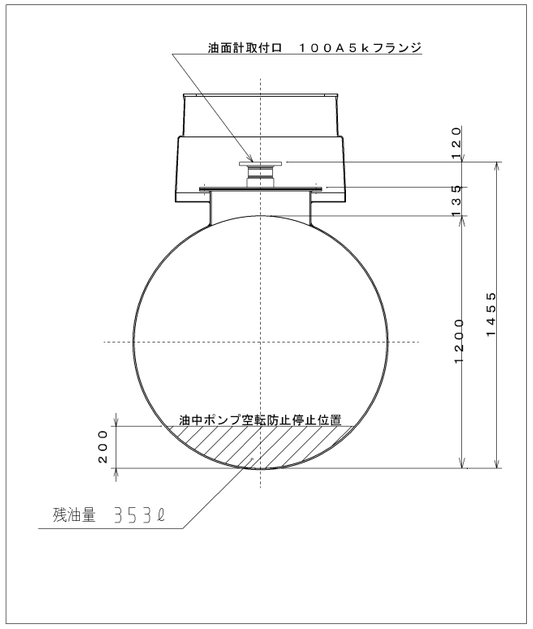

備考	(株)田端隆建築設計 三重県知事登録第１－８６１　一級建築士　№35551　田端　進他	設計代表者 一級建築士 №35551 田端進他	設計担当者 一級建築士 №32745 構造技術士 №10584 井上宗宥 一級建築士 №372082 常　賀政	SCALE A2　1/20 A2　1/25 DATE Ｒ５．３	工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事 図面名称　オイルタンク　配管取出　参考図	Ｍ－０８ 原図：A2

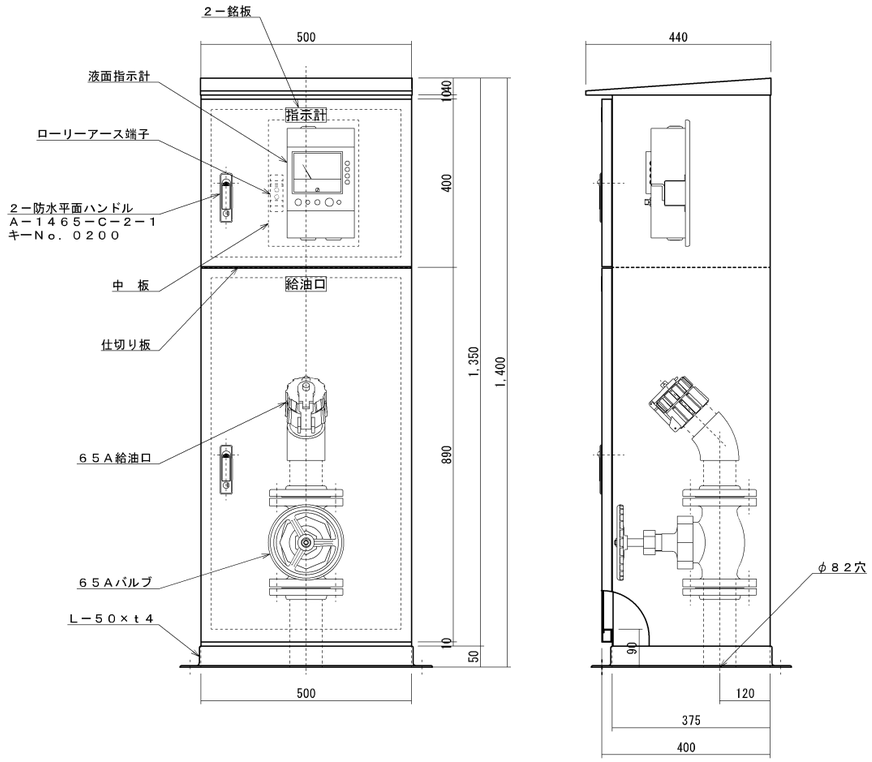

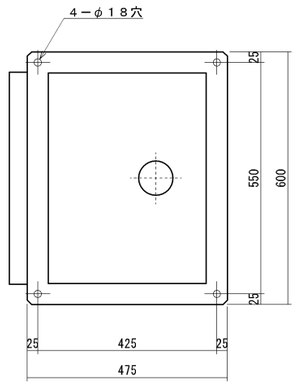

底面図

給油口ボックス　参考外形図

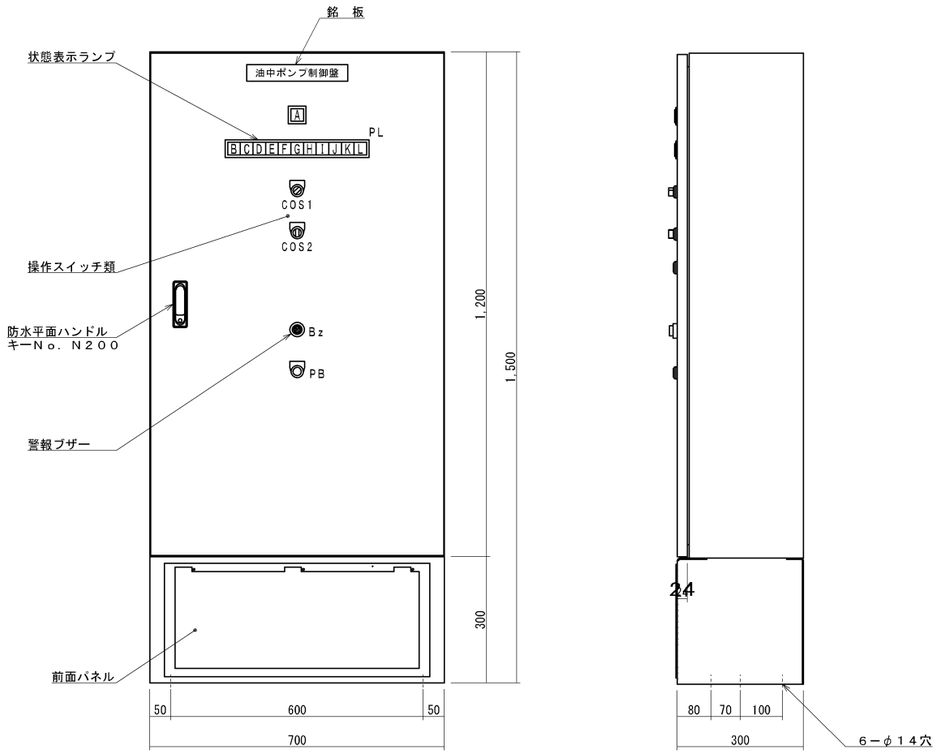

操作スイッチ詳細

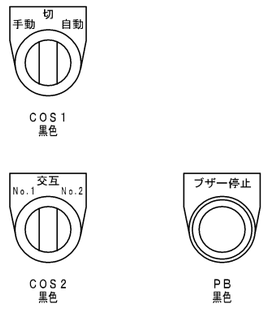

記号	表　示	回路記号	色
L	地下タンク　二重殻漏洩	OL6	橙
K	地下タンク　油面低下	OL5	橙
J	燃料小出槽　満油	OL4	橙
I	燃料小出槽　減油	OL3	橙
H	油中ポンプ　空転防止	OL7	橙
G	油中ポンプNo．２　異常停止	OL2	橙
F	油中ポンプNo．２　運転	RL2	赤
E	油中ポンプNo．２　停止	GL2	緑
D	油中ポンプNo．１　異常停止	OL1	橙
C	油中ポンプNo．１　運転	RL1	赤
B	油中ポンプNo．１　停止	GL1	緑
A	電　源	WL	白

油中ポンプ制御盤　参考外形図

24

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第１ーま６１　一級建築士　№352551　田端　進他

設計代表者：一級建築士 №352551 田端進他
設計担当者：一級建築士 №352551 堀金勝彦　一級建築士 №372082 坪上良智　一級建築士 №372082 市　智津
SCALE：A2　1/25　A2　1/75
DATE：Ｒ５．３

工事名称　いきいきセンター非常用発電機更新工事
図面名称　給油口ボックス、油中ポンプ制御盤図　参考外形図

Ｍ－０９
原図：A2